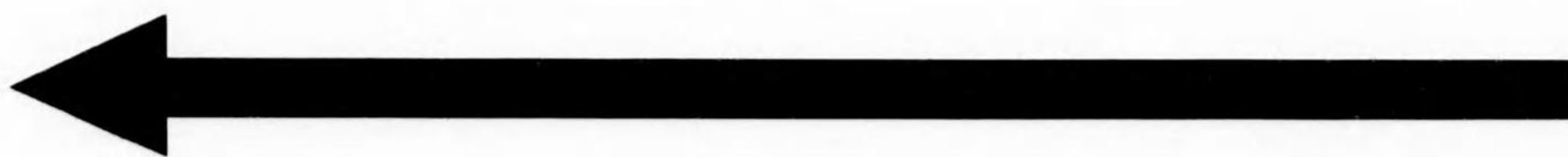


312  
a  
64

Ⓢ

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

始



3/2
69



尾崎行雄先生序  
渡邊幾治郎先生監修  
並解說  
元帝室  
編修官  
議會政治社編輯部編

# 日本憲政基礎史料

議會政治社刊行

031.2

312  
64



27721

### 序

我が憲政思想ノ發達ハ、淵源スル所甚ダ遠イガ、徳川幕府ノ滅ンダ後ト雖モ多數國民ハ猶ホ自カラ要望スル所ヲ適確ニ把握スルコトヲ知ラナカツタ、而シテ之ニ成形ヲ賦與シ、國民ノ政治的進路ヲ明示シ給フタノハ實ニ明治大帝ノ五條ノ御誓文デアアル。

其後、憲法發布、議會開設ニ到ル間ハ、我が憲法ノ胎動期トモ謂フベキデアラウ。

有司擅制ニ對スル處士横議、換言スレバ薩長藩閥内閣對民間有志ノ鬭争ハ、幾多ノ犠牲ヲ生ンデ遂ニ明治廿二年ノ憲法發布トナリ、二十三年ノ議會開設トナリ、憲政ノ大道茲ニ開カレ、基礎ハ茲ニ定マツタ。

序

願レバ吾輩ハ我國ニ於ケル政黨創立ノ當初ヨリ此事ニ參畫シ、爾來六十年、我が憲政史ノ眞ツ只中ヲ濶歩シ來ツタ一人デアルガ、卒直ニ言ヘバ議會開設當初ニ於テハ議員ノ間ニスラ猶ホ憲政ニ對スル其ノ理解ガ徹底セズ、加フルニ民權ヲ蔑如シ、民意ヲ抑壓スルコトニ汲々タル藩閥政治家ガ故ラニ憲法ノ精神ヲ曲解シ、紛更セントシ、政治上ノ争ヒハ殆ド憲政ニ對スル新舊思想ノ争タルノ觀ガアツタ。吾輩等不斷ノ主張ト不屈ノ奮闘トニ依ツテ漸次此ノ思想ノ普及セルヤニ思ハレルガ、併シ仔細ニ之ヲ吟味シ來レバ、實ハ眞ニ之ヲ理解シ體得セルニ非ズシテ、生吞活剝早クモ 聖帝ノ鴻恩ニ狎レ、先人ノ苦心ヲ遺レタルヤノ感ガナイデモナイ。

憲法發布、議會開設以來五十年、議會政治ノ現狀ニ對スルトキ轉々深慨ヲ禁ジ得ナイ。

議會政治社茲ニ感ズル所有リ、博ク我が憲政發達ノ基礎史料ヲ蒐集シ、之ヲ多年帝室編修官タリ明治史研究ノ權威タル渡邊君ニ請フテ鑿修ヲ煩ハシ、解説ヲ付シ以テ本書ヲ公ニスルニ至リタルハ、大ニ我意ヲ得タルモノ、依テ茲ニ謹ンデ江湖ニ推薦シ、特ニ政治ニ志ス者ノ精讀ヲ勸告ス。

昭和十四年二月

# 明治憲法遷史

## 刊行之辭

我が議會政治の發達途上には、幾多の紆餘曲折があつて、或は尺進寸退、或は寸進尺退の状態を繰返し來つたが、併し之を大體の上から觀れば、遅々たりと雖も年と俱に完成の域に進みつゝありしことは争はれざる事實であつた。

然るに近年、政情に重大な變調を來たし、爲めに議會政治は、一時殆んど休止されたかの狀を呈するに至つた。併し乍ら、我が議會政治は、元と明治大帝の制定し給うた憲法の定むる所に従つて起つたものであつて、現在の議會の無力を誹る者はあつても、此制度を否認する者は一人も無いのである。我社は、深く此處に鑑み、曩に議會政治の復興と振作とに寄與せんが爲め、月刊「議會政治」を創刊し、先輩並に同志の熱誠なる高援に依つて、聊か文章報國の本分に努め來つたのであるが、更に此素志を貫徹せんが爲め、時々有益なる圖書を刊行したい希望を懷き、茲歲憲法發布五十周年を機とし、茲に本書の刊行を觀るに至つたのである。

凡そ、國體を明徴にせんとすれば、肇國の起源に遡りて、國史を討究するに如くは

なきが如く、議會政治の眞髓を明かにせんと欲すれば、先づ我が憲政發達の起源と經路とを究めなければならぬ。本書は、我が憲政の基礎を成した一切の文獻を集め、斯學の權威たる元帝室編修官渡邊幾治郎先生の監修を仰ぎ、更に其解説を煩はしたもので、之に依つて我が憲政の本體を明かにすることが出來ると共に、此の基礎に立つ議會政治の使命の至重至大なることが自ら諒得されるであらうと思ふ。而して我社は、今後更に諸先輩指導の下に斯種の圖書を公刊して、聊か報效萬一を勵み度いと思ふ。本書の刊行に際し、渡邊先生が、貴重の時間を割愛して、其の完璧を期せられたことは勿論、我が憲政隨一の功勞者ともいふべき罌堂尾崎行雄先生が、特に序文を寄せられたことは、眞に感激に堪へない。又、畏友竹森一則、鷺尾義直、丹潔諸氏の指導と後援とに對して、茲に謹んで謝意を表す。

昭和十四年二月中旬

議會政治社

官越信一郎識

### 凡例

- 一、本書収録の範囲は、五箇條御誓文宣布の明治元年より憲法發布の同二十二年までに限つた。即ち憲政發祥期より憲政確立期に至る事情を明かにせるものである。
- 一、本書収録の史料は年代順列擧を原則としたが、二三の異例あるは、解説上の前後關聯に據るものである。
- 一、本書は憲法制定に至る迄の基礎的史料を力めて網羅せるものではあるが、尙ほ取捨に遺漏なしとは云へぬ。豫定紙數の超過是れ以上の増頁を許さぬ故である。
- 一、本書原文は片假名あり、平假名あり、頗る混淆せるの觀あるは主として引用の典據に據つたもの目的とする所は原文そのままを現はすためである。
- 一、本書収録の史料に就いては各章毎に渡邊幾治郎先生の解説を付したが、猶總論的な「憲法制定の由來」を掲げて、其間の意義を明かにした。
- 一、本書収録の史料は同じく渡邊幾治郎先生の採擇並に校閱に係る。校訂の責を明にする所以である。

## 日本憲政基礎史料 目次

序文……………尾崎行雄先生

刊行之辭……………四

凡例……………六

告文……………一

憲法發布勅語……………三

皇室典範……………五

御告文……………五

皇室典範增補……………七

皇室典範增補……………九

帝國憲法……………三

立憲政治の由來

渡邊幾治郎 本文

- 一 我が憲政の特色……………一
- 二 憲政の淵源と維新の公議政治……………二
- 三 公議政治の衰頹……………七
- 四 自由民権運動と國會開設運動……………三
- 五 立憲政治に對する廟議……………一七
- 六 大隈參議の意見書奉呈、宸斷を以て國會開設を決定したまふ……………三
- 七 憲法制定と國會開設の準備……………三
- 八 帝國憲法の特色……………二七

結

論

……………元

日本憲政基礎史料

解説 渡邊幾治郎

- 第一 五箇條御誓文と勅語並に御宸翰(明治元年三月十四日)……………三
- 御誓文……………三

- 勅語……………三
- 宸翰……………三

- 第二 政體書(明治元年閏四月二十一日)……………六
- 第三 公議振興の達(明治元年九月二十一日)……………五
- 第四 萬機親裁、正義直諫を求め給ふの詔書(明治元年十月十七日)……………五
- 第五 公議所開議の御沙汰書(明治元年十二月六日)……………五
- 第六 岩倉具視政體建定、議事院設置の建議(明治二年一月二十二日)……………五
- 政體ノ事……………五
- 君德培養ノ事……………五
- 議事院ノ事……………五
- 遷都論ノ事(略)……………六
- 第七 藩議院制に關する御沙汰書(明治二年二月五日)……………六
- 第八 公議親裁の詔(明治二年二月二十五日)……………六



第九 待詔局設置の布告(明治二年三月十二日)…………… 四

第十 東京再幸に就いての御沙汰(明治二年三月二十四日)…………… 五

第十一 議事之制を立つべき御沙汰書(明治二年四月十二日)…………… 六

第十二 萬機諮詢の詔書(明治二年四月二十日)…………… 六

第十三 集議院規則(明治二年九月)…………… 六

御沙汰書(明治二年五月)…………… 七

第十四 官吏公選の詔(明治二年五月)…………… 七

第十五 左院と國憲編纂…………… 八

・太政官職制及諸省司の章程中、左院職制及章程(明治四年七月二十九日)…………… 八

・下議院ヲ設クルノ議(明治五年五月十九日)…………… 八

・國會議院手續取調(明治五年八月)…………… 八

左院改正之議(明治六年五月八日)…………… 七

・左院職制並事務章程(明治七年二月十二日)…………… 七

國憲編纂建議書(明治七年二月二十八日)…………… 四

第十六 木戸孝允の憲法制定の建議(明治六年九月)…………… 九

第十七 大久保利通の立憲政體に關する意見書(明治六年十一月)…………… 一〇

〔參考〕 伊藤博文談話…………… 一三

〔參考〕 青木周藏談話…………… 一五

第十八 陸奥宗光の日本人論(明治七年一月)…………… 一七

第十九 民撰議院設立建白書(明治七年一月十七日)…………… 一七

第二十 民撰議院論の論争…………… 一五

加藤弘之の尙早論…………… 一五

愛國公黨同志の駁論…………… 一五

大井憲太郎、加藤弘之に質すの書…………… 一六

西周、駁舊相公義一題…………… 一六

第二十一 愛國公黨の本誓(明治七年一月十八日)…………… 一七

第二十二 立志社設立の趣意書(明治七年四月)……………一五

○第二十三 議院憲法頒示の詔(明治七年五月二日)……………一六

、第二十四 地方官會議開會の詔(明治八年六月二十日)……………一八

第二十五 大坂會議に於て申合の草案(明治八年一月)……………一八

○第二十六 漸次立憲政體を立つるの勅諭(明治八年四月十四日)……………一八

、第二十七 元老院開院式の詔(明治八年七月五日)……………一八

○第二十八 元老院に憲法起草を命ずるの勅語(明治九年九月七日)……………一八

第二十九 國憲草按を進むる報告書(明治十三年十二月)……………一八

第三十 立志社建白書(明治十年六月)……………一八

第三十一 儀制調査局設置を請ふの議(明治十一年三月)……………一八

第三十二 愛國社再興趣意書(明治十一年四月)……………一八

第三十三 愛國社合議書並規約(明治十一年九月)……………一八

✓第三十四 國會開設ノ願望致スニ付四方ノ衆人ニ告クルノ書(明治十二年十一月)……………一八

第三十五 岡山縣有志の「同胞兄弟ニ告グ」の檄(明治十二年十二月二十九日)……………一八

第三十六 國會期成同盟規約緒言(明治十三年三月)……………一八

○第三十七 國會を開設するの允可を上願する書(明治十三年四月)……………一八

第三十八 元田永孚の憲政意見書(明治十二年六月)……………一八

第三十九 佐佐木高行の行政官監察制度設置の建白書(明治十三年)……………一八

第四十 山縣有朋の立憲政體に關する建議(明治十二年十二月)……………一八

第四十一 黒田清隆の立憲政體に關する建議(明治十三年二月)……………一八

第四十二 山田顯義の立憲政體に關する建議(明治十三年六月)……………一八

第四十三 井上馨の立憲政體に關する建議(明治十三年七月)……………一八

、第四十四 伊藤博文の立憲政體に關する建議(明治十三年十二月)……………一八

第四十五 大木喬任の立憲政體に關する建議(明治十四年五月)……………一八

、第四十六 大隈重信の立憲政體に關する建議(明治十四年三月)……………一八

第四十七 岩倉具視の立憲政體に關する意見書(明治十四年七月)……………一八

第四十八 諸參議連署の立憲政體に關する建奏(明治十四年十月十一日)……………三九

○第四十九 國會開設を告げたまふの勅諭(明治十四年十月十二日)……………三九

、第五十 三大臣の憲法制定と國會開設の準備に關する御諮詢奉答書(明治十五年二月二十四日)……………四〇

、第五十一 憲法諸制度取調の爲め參議伊藤博文を  
歐洲へ派遣するの詔勅(明治十五年三月三日)……………四〇

第五十二 伊藤博文滯歐中の憲法に關する書翰  
〔其の一〕(明治十五年八月十一日)……………四一

〔其の二〕(明治十五年八月二十七日)……………四一

〔其の三〕(明治十五年九月六日)……………四一

〔其の四〕(明治十五年九月二十三日)……………四一

、第五十三 立憲政治創始準備の諮詢と參議連署の奉答書(明治十五年三月)……………四二

第五十四 岩倉具視の國體及政體取調意見書(明治十六年三月)……………四二

第五十五 岩倉具視の獨逸顧問雇入に關する書翰(明治十六年二月二日)……………四二

第五十六 自由黨組織の趣意書(明治十四年十月十八日)……………四三

〔參考〕立憲自由黨の趣意書(明治二十三年九月十五日)……………四三

第五十七 自由黨盟約(明治十四年十月)……………四三

第五十八 自由黨組織の大意(明治十五年三月十日)……………四三

第五十九 立憲政黨大意(明治十五年二月)……………四四

第六十 九州改進黨綱領(明治十五年三月十二日)……………四四

第六十一 立憲改進黨趣意書(明治十五年三月十四日)……………四四

第六十二 大隈重信の告我黨人書(明治十五年四月十六日)……………四四

第六十三 立憲改進黨施政の要義(明治十五年四月)……………四五

第六十四 小野梓の勤王論(明治十六年か年代不詳)……………四五

第六十五 立憲帝政黨々議綱領(明治十五年三月十八日)……………四五

第六十六 板垣退助の自由黨解黨演說(明治十七年十月二十九日)……………四六

第六十七 自由黨解黨の主意(明治十七年十月二十九日)……………四六

第六十八 伊藤樞密院議長上奏憲法草案を進むるの表(明治二十一年四月)……………四九  
 第六十九 黒田首相憲政の要旨を地方長官に告ぐ(明治二十二年二月十二日)……………四七  
 第七十 伊藤博文憲政の旨趣を府縣會議長に告ぐ(明治二十二年二月十五日)……………四七

目次了

告文

皇朕レ謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ誥ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ寶祚  
 ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ願ミルニ世局ノ進  
 運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ  
 率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ  
 益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室  
 典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆

皇祖

皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ

皇祖

皇宗及我カ

皇考ノ威靈ニ倚籍スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ヲサラムコトヲ誓フ庶幾クハ神靈此レヲ鑒ミタマヘ

憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス  
惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ



皇室典範

天佑ヲ享有シタル我カ日本帝國ノ寶祚ハ萬世一系歷代繼承シ以テ  
朕カ躬ニ至ル惟フニ祖宗肇國ノ初大憲一タヒ定マリ昭ナルコト日  
星ノ如シ今ノ時ニ當リ宜ク遺訓ヲ明徴ニシ皇家ノ成典ヲ制立シ以  
テ丕基ヲ永遠ニ鞏固ニスヘシ茲ニ樞密顧問ノ諮詢ヲ經皇室典範ヲ  
裁定シ朕カ後嗣及子孫ヲシテ遵守スル所アラシム

御名御璽

明治二十二年二月十一日

## 皇室典範

### 第一章 皇位繼承

- 第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス
- 第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ
- 第三條 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ傳フ皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス
- 第四條 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル
- 第五條 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ
- 第六條 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ
- 第七條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ
- 第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス

第九條 皇嗣精神若クハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得

### 第二章 踐祚即位

- 第十條 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク
- 第十一條 即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ
- 第十二條 踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ

### 第三章 成年立后立太子

- 第十三條 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年ヲ以テ成年トス
- 第十四條 前條ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以テ成年トス
- 第十五條 儲嗣タル皇子ヲ皇太子トス皇太子在ラサルトキハ儲嗣タル皇孫ヲ皇太孫トス

第十六條 皇后皇太子皇太孫ヲ立ツルトキハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

第四章 敬稱

第十七條 天皇太皇太后皇太后皇后ノ敬稱ハ陛下トス

第十八條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王妃親王妃内親王王妃女王王妃女王ノ敬稱ハ殿下トス

第五章 攝政

第十九條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク

天皇久シキニ互ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク

第二十條 攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ任ス

第二十一條 皇太子皇太孫アラサルカ又ハ未タ成年ニ達セサルトキハ左ノ順序ニ依リ攝

政ニ任ス

第一 親王及王

第二 皇后

第三 皇太后

第四 太皇太后

第五 内親王及女王

第二十二條 皇族男子ノ攝政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序ニ從フ其ノ女子ニ於ケルモ亦之ニ準ス

第二十三條 皇族女子ノ攝政ニ任スルハ其ノ配偶アラサル者ニ限ル

第二十四條 最近親ノ皇族未タ成年ニ達セサルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ他ノ皇族攝政ニ任シタルトキハ後來最近親ノ皇族成年ニ達シ又ハ其ノ事故既ニ除クト雖皇太子及皇太孫ニ對スルノ外其任ヲ讓ルコトナシ

第二十五條 攝政又ハ攝政タルヘキ者精神若クハ身體ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルト



キハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ其ノ順序ヲ換フルコトヲ得

## 第六章 太傅

第二十六條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ太傅ヲ置キ保育ヲ掌ラシム

第二十七條 先帝遺命ヲ以テ太傅ヲ任セサリシトキハ攝政ヨリ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ之ヲ選任ス

第二十八條 太傅ハ攝政及其ノ子孫之ニ任スルコトヲ得ス

第二十九條 攝政ハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シタル後ニ非サレハ太傅ヲ退職セシムルコトヲ得ス

## 第七章 皇族

第三十條 皇族ト稱フルハ太皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王王妃女王ヲ謂フ

第三十一條 皇子ヨリ皇玄孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女ヲ内親王トシ五世以下ハ男ヲ王女ヲ女王トス

第三十二條 天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クルトキハ皇兄弟姊妹ノ王女王タル者ニ特ニ親王内親王ノ號ヲ宣賜ス

第三十三條 皇族ノ誕生命婚嫁薨去ハ宮内大臣之ヲ公告ス

第三十四條 皇統譜及前條ニ關ル記録ハ圖書寮ニ於テ尙藏ス

第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス

第三十六條 攝政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝行ス

第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官僚ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選舉セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ

第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル

第三十九條 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル

第四十條 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル

第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副書ス

第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス

第四十三條 皇族國疆ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ

第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王  
女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルヘシ

### 第八章 世傳御料

第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割讓與スルコトヲ得ス

第四十六條 世傳御料ニ編入スル土地物件ハ樞密顧問ニ諮詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メ宮内  
大臣之ヲ公告ス

### 第九章 皇室經費

第四十七條 皇室諸般ノ經費ハ特ニ常額ヲ定メ國庫ヨリ支出セシム

第四十八條 皇室經費ノ豫算決算検査及其ノ他ノ規則ハ皇室會計法ノ定ムル所ニ依ル

### 第十章 皇族訴訟及懲戒

第四十九條 皇族相互ノ民事ノ訴訟ハ勅旨ニ依リ宮内省ニ於テ裁判員ヲ命シ裁判セシメ  
勅裁ヲ經テ之ヲ執行ス

第五十條 人民ヨリ皇族ニ對スル民事ノ訴訟ハ東京控訴院ニ於テ之ヲ裁判ス但シ皇族ハ  
代人ヲ以テ訴訟ニ當ラシメ自ラ訟廷ニ出ルヲ要セス

第五十一條 皇族ハ勅許ヲ得ルニ非サレハ勾引シ又ハ裁判所ニ召喚スルコトヲ得ス

第五十二條 皇族其ノ品位ヲ辱ムルノ所行アリ又ハ皇室ニ對シ忠順ヲ缺クトキハ勅旨ヲ  
以テ之ヲ懲戒シ其ノ重キ者ハ皇族特權ノ一部又ハ全部ヲ停止シ若ハ剝奪スヘシ

第五十三條 皇族蕩產ノ所行アルトキハ勅旨ヲ以テ治産ノ禁ヲ宣告シ其ノ管財者ヲ任ス  
ヘシ

第五十四條 前二條ハ皇族會議ニ諮詢シタル後之ヲ勅裁ス

### 第十一章 皇族會議

第五十五條 皇族會議ハ成年以上ノ皇族男子ヲ以テ組織シ内大臣樞密院議長宮内大臣司法大臣大審院長ヲ以テ參列セシム

第五十六條 天皇ハ皇族會議ニ親臨シ又ハ皇族中ノ一員ニ命シテ議長タラシム

第十二章 補 則

第五十七條 現在ノ皇族五世以下親王ノ號ヲ宣賜シタル者ハ舊ニ依ル

第五十八條 皇位繼承ノ順序ハ總テ實系ニ依ル現在皇養子皇猶子又ハ他ノ繼嗣タルノ故ヲ以テ之ヲ混スルコトナシ

第五十九條 親王内親王王女王ノ品位ハ之ヲ廢ス

第六十條 親王ノ家格及其ノ他此ノ典範ニ抵觸スル例規ハ總テ之ヲ廢ス

第六十一條 皇族ノ財産歳費及諸規則ハ別ニ之ヲ定ムヘシ

第六十二條 將來此ノ典範ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スヘキノ必要アルニ當テハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シテ之ヲ勅定スヘシ

御 告 文

皇 朕レ謹ミ畏ミ

皇 祖

皇 宗ノ神靈ニ告ケ白サク皇室典範ハ

皇 祖

皇宗ノ遺範ヲ明徴ニシ天壤無窮ノ宏基ヲ鞏固ニスル所以ニシテ紹述以來爰ニ十有九年皇朕レ我カ諸昆ト俱ニ之ニ欽遵シテ敢テ違越スルコトナシ今ヤ國祺倍々隆昌ニシテ

皇 祖

皇宗ノ威靈遐ク四裔ニ顯赫タルノ時ニ膺リ進運ヲ照察シ威典ヲ増益シ以テ尊嚴保維ノ圖ヲ廓ニシ子孫率由ノ道ヲ裕ニスルハ亦

皇祖

皇宗聖謨ノ存スル所ニ外ナラス皇朕レ茲ニ皇室典範増補ヲ制定シ

仰テ

皇祖

皇宗ノ神祐ヲ禱リ永遠ニ履行シテ愆ヲサラムコトヲ誓フ庶幾クハ神聖此ヲ鑒ミタマヘ

### 皇室典範増補

天佑ヲ享有シタル我カ日本帝國皇家ノ成典ハ祖宗ノ洪範ヲ紹述シテ敢テ違フコトアルナシ而シテ人文ノ發展ハ寰宇ノ進運ニ隨ヒ制度ノ燦備ハ條章ノ増廣ヲ必トス是ノ時ニ當リ朕ハ祖宗ノ丕基ヲ永遠ニ鞏固ニスル所以ノ良圖ヲ惟ヒ且憲章ニ由テ以テ皇族ノ分義ヲ昭ニセムコトヲ欲シ茲ニ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ皇室典範増補ヲ裁定シ朕カ子孫及臣民ヲシテ之ニ率由シテ愆ルコトナキヲ期セシム

御名 御璽

明治四十年二月十一日

### 皇室典範増補

第一條 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ

第二條 王ハ勅許ニ依リ華族ノ家督相續人トナリ又ハ家督相續ノ目的ヲ以テ華族ノ養子トナルコトヲ得

第三條 前二條ニ依リ臣籍ニ入りタル者ノ妻直系卑屬及其ノ妻ハ其ノ家ニ入ル但シ他ノ皇族ニ嫁シタル女子及其ノ直系卑族ハ此ノ限リニ在ラス

第四條 特權ヲ剝奪セラレタル皇族ハ勅旨ニ由リ臣籍ニ降下スルコトアルヘシ

前項ニ依リ臣籍ニ降サレタル者ノ妻ハ其ノ家ニ入ル

第五條 第一條第二條第四條ノ場合ニ於テハ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經ヘシ

第六條 皇族ノ臣籍ニ入りタル者ハ皇族ニ復スルコトヲ得ス

第七條 皇族ノ身位其ノ他ノ權義ニ關スル規程ハ此ノ典範ニ定メタルモノノ外別ニ之ヲ定ム

皇族ト人民トニ涉ル事項ニシテ各々適用スヘキ法規ヲ異ニスルトキハ前項ノ規定ニ依ル

第八條 法律命令中皇族ニ適用スヘキモノトシタル規定ハ此ノ典範又ハ之ニ基ツキ發スル規則ニ別段ノ條規ナキトキニ限り之ヲ適用ス

### 皇室典範増補

朕惟フニ祖宗ノ遺範ヲ紹述シ時ニ隨ヒ宜ヲ制シ以テ國運ノ進展ニ  
順應スルハ皇考ノ宏謨ニシテ朕ノ率循スル所ナリ今ヤ皇家ノ成典  
ヲ増廣スルノ要ヲ認メ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ皇室典範  
増補ヲ裁定シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正七年十一月二十八日

### 皇室典範増補

皇族女子ハ王族又ハ公族ニ嫁スルコトヲ得

## 帝國憲法

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民  
ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康  
福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ  
依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十  
月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ  
朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知  
ラシム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ  
朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサ  
ルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有效ナラシムルノ期トスヘシ將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改正スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼續ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

## 帝國憲法

### 第一章 天皇

- 第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス
- 第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス
- 第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
- 第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ
- 第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ
- 第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス
- 第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス
- 第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若シ議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各其ノ條項ニ依ル

第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス

第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス

第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

## 第二章 臣民權利義務

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ

第二十四條 日本臣民ハ法律ノ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルルコトナシ



第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セララルコトナシ

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ祕密ヲ侵サルルコトナシ

第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ

公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ

第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

### 第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ

組織ス

第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス

第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協贊ヲ經ルヲ要ス

第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各々法律案ヲ提出スルコトヲ得

第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス

第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス

第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ

第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ

臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラルヘシ

第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ

日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

第四十六條 兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ祕密會トナスコトヲ得

第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得

第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得

第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノ、外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演說刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラルヘシ

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラルルコトナシ

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

#### 第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス

凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

#### 第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ

裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラル、コトナシ

懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキ

ハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ

法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

#### 第六章 會計

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス

國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

第六十四條 國家ノ歲出歲入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來增額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協贊ヲ要セス

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歲出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歲出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協贊ヲ求ムルコトヲ得

第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ

帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

第七十二條 國家ノ歲出歲入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

## 第七章 補則

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ總員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス

皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用キタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現  
行ノ法令ハ總テ遵由ノ効力ヲ有ス

歲出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

# 立憲政治の由來

渡邊幾治郎

## 立憲政治の由來

### 一 我が憲政の特色

我が憲政は何處に起り、如何にして發達したか、私は我が憲政は維新の皇謨を奉じ、君民の協力によつて天皇親政を完成し、國家の發達、國民の幸福を目ざして行はれたものであるといひたいのである。私は先づ維新皇謨と憲政との關係から説きたい。

明治維新の原動力となり、近代日本の精神となつたものは何であるか。その一は、尊王の思想で、その二は公議の思想であるといふことは何人も異議のない處であらう。尊王思想によつて、明治維新が成就し、神武建國の古に復へりて天皇親政が實現せられた、而して天皇親政は公議によつて行はれ、發達して立憲政治となつた。尊王思想と公議思想、天皇親政と立憲政治、これ等はその名を異にすることく、その實を異にするものであるが、しかし二者は決して別箇の存在を爲すものでなく、互に内外表裏をなすものである。即ち幕末に於て天下を風靡した公議思想の目的は、皇室の尊嚴を増進し、天皇政治の實現を期するにあつた。それによつて王政は復古し、天皇親政は實現せられたが、しかも天皇親政の根柢は公議思想にある、この公議思想が發達して立憲政治となつた。故に尊王を目的とすれば公議は手段であり、

方法であつた。天皇親政を根幹とすれば、立憲政治はその花であり實である。されば天皇親政なれど、固より専制政治にあらず、立憲政治が行はれても、固より、天皇の政治たるを失はないといふのが、我が國特殊の國體で、また特殊の立憲政體である。我が憲政の特質はそこに存するのである。

## 一 憲政の淵源と維新の公議政治

公議思想、詳しくいへば、天下の政治は公議輿論によつて行ふべしといふ思想は、明治維新に始まつたことでなく、幕末一般に旺盛を極めた思想で、尊王思想と對立した、否、勤王思想もその中に含まれたものと見られるのである。當時の公議思想には二つの意義があつた。即ちその一は多數者の抱く思想といふことで、その二は公明正大の思想偏狭な私の思想でないといふことである。この二つの意義を持つた公議思想は所謂幕末時代の通議、通説とも稱すべきもので、朝廷でも、幕府でも、勤王家でも、佐幕家でも、誰でも我が行ふものこそは公議である、天下多數者の意見で公明正大の意見であると自稱してゐたのである。

かゝる通議、通説は何時から起つたか、武家政治は固より専制政治である、民は由らしむべし、知らしむべからずといはれた。幕末の名侯白河樂翁公さへ、君子は國を憂ふるの心あるべし、國を憂ふるの語あるべからずといつてゐた程である。だが嘉永六年六月、米國軍艦が浦賀に渡來し、開國を迫るに至り、幕府はその處置に窮し、七月一日、諸侯及び高家以下布衣以上の有司に、米國大統領の國書を示して意見を徴することになつた。これは幕府の祖法の變更といふ重大事件であつた。これより公議思想が旺盛となつて、遂に天下の通議、通説となつたといふのが一般の説である。

思ふに國家の中心勢力が、脆弱で、時艱を救濟する力のない時には、博く衆議に諮詢するといふやうなことは、何處にも行はれたことで、幕末に於て、公議思想が横溢した最初の原因も亦そこにあつたことに疑がない。しかし幕府の米艦渡來の際に取つた諮詢といふことが、幸に我が歴代の傳統的政治思想に一致し、また徳川幕府の政治組織や、實際に協ふことがあつたので、所謂處士横議といはれた浪人階級の間起つた紛々たる尊攘、開鎖の議論も公議の名を以て稱せらるゝに至つたのである。時代の必要が、歴史的発展の立場を取る時に、それが鞏固な制度を形作るに至るのである。

かくのごとく幕末に於て、公議思想は尊王思想と共に時代精神の中心を爲してゐたのである。慶應三年六月、土佐藩士後藤象二郎が王政復古の策を立て、越前、宇和島及び薩藩等と盟約を定め、王政を復古して政刑を一君に歸し、將軍は諸侯の列に下り、京師に議事堂を設け、議院を上下に分ち、制度法則一切の萬機はこゝより出づることとし、議事官は公卿、諸侯より陪臣庶民に至るまで、正義純粹の者を選擧してこれに充てやうといふのである。尋いで十月、山内内容堂公が、後藤等をして上らしめた大政返上の建議書も、これを容れて將軍慶喜が、奏請した政權奉還の上表も、何づれも、公議政治の趣意に基いたものに外ならないのである。要するに、當時の輿論とも稱すべき諸藩主を召集し、公論衆議によりて國是を決定すべしといふの通説に、當時盛んに輸入されて、學者の間に唱へられた西洋議會政治の制度を以てしたのである。

かく國史當然な發展であつた公議思想を潤色するに西洋の議會思想を以てし、與へるに組織と理論とを以てしたので、その勢は益々盛んになつて、何人もこれに反對することが出来なくなつた。當時自己の反對者を擊破する第一の語

は、それは公議に反する私論であるといふことであつたのである。

慶應三年十二月九日、王政復古大號令が渙發された時は、まさしくかゝる時代であつた。故に復古大號令には、天皇親政と公議尊重とが、最も力強いひあらはされてある。即ち徳川幕府御委任の大政返上と將軍職辭退の兩條を斷然と聽許あそばされ、攝政、關白、幕府を廢し、假りに總裁、議定、參與の三職を置いて萬機を親裁あそばされ、縉紳、武辨、堂上地下の別なく、至當の公議を竭さしめ、攝籙、門流を廢して人材を登用し、舊弊を一洗し、言論を洞解し、貴賤に拘らず、忌憚なく獻言せしめようといふのである。要するに王政維新を齎らしたこの大號令は、その名の示すごとく、復古、即ち天皇親政が、その根柢であつたごとく、公議尊重がまたその根柢を爲してゐたのである。

この維新の精神がはつきりと國家統治の精神となつて現はれたのは、明治元年三月十四日の五箇條の御誓文と同時に下賜された宸翰とである。明治天皇は、御誓文によつて廣く會議を興して萬機公論に決し、上下心を一にして盛に經綸を行ひ、官武一途庶民に至るまで、各その志を遂げ、人心をして倦まざらしめんことを要すと仰せられて、國家統治の御精神を示し、また舊來の陋習を破り、天地の公道に基くといひ、智識を世界に求めて、大に皇基を振起すべしと仰せられて、將來國家施設の御方針を示したまふたばかりでなく、更に宸翰によつて、この精神、方針の御實行に關する御決意を示したまうたのである。何人が、公議思想が維新の皇謨となり、遂に議會政治、立憲政治と發達したことを疑はん。故に我が國に於て、立憲政治を説くものは、在朝政府者たりと、在野政黨者たりとを問はず、立憲政治は王政復古の當然の發展であると信じたのである。

この御誓文の旨を體した薩長二藩を始め、三條實美、岩倉具視などの廟堂諸公は、今日の政治は天皇の親政から發し

公議輿論によつて行はれるもので、決して薩長二藩の私の政治でも、廟堂有司の專斷政治でもないといふことを一般に示さうとつとめたのである。特に大久保利通、木戸孝允等の薩長政治家は、一方には武力倒幕を主張しながら、他の一方には我々の爲すことは公議に出で、新政府の政治は全く天皇の親政で、公議輿論によつて行ふものであるといふことを天下に示して、維新は薩長の私業なりといふ世上の疑惑と非難とを一掃しようと努力したのである。

かやうにして、公議政治は明治維新の皇謨から發生したもので、維新は公議政治によつて成就したものである。されば維新直後、公議政治の必要が盛んに唱道されたばかりでなく、公議採擇の機關も大に具備したのである。これ等の事實は、次に採録してある當時の詔勅や、法令に明示されてあるから熟讀されたい。

我が國最初の憲法とも呼ぶべきものは政體書である。即ち明治元年閏四月二十一日、御誓文の旨趣に従つて政體と職制とを定めたものである。その第一條には、

大ニ斯國是ヲ定メ制度規律ヲ建ルハ御誓文ヲ以テ目的トス

といひ、御誓文の條件相行はれて悖らざるを趣旨とした。それで政體の最も重要な點は、第二條の立法・行政・司法の三權が分立して偏頗なく、その權域を守り、相踰越し、侵犯することなきを定めたことである。また第五條には、

各府各藩各縣皆貢士ヲ出シ議員トス議事ノ制ヲ立ツルハ輿論公議ヲ執ル所以ナリ

といつて、萬機公議に決するの精神を明かにした。かくて出來たのが、下局と稱し、議政官上局と竝んで、政體書にいふ公議採擇の機關とされたのである。この下局が、公議所となり、明治二年三月七日を以て開會された。公議所は、同年九月集議院と改められ、同月七日から開會された。これ等の公議所、集議院が如何なるもので、如何にその成績が期



待されてゐたかは、當時の詔書竝に規則等によつて明かである。明治天皇は、これ等の機關によつて、國民の公議を採擇し、天下治安の大基を建てたまはんと思召されたのである。

公議所は明治二年三月七日に始めて舊姫路藩邸に於て開會された。邸は今の太藏省の地にあつた。會議は毎月六回、二、七の日を以て開かれ、委員制度を取り、勸農、租税、驛遞、貨幣、外交、貿易、鑛山、度量、商業、開墾、學校、刑法、軍律、海軍、宗門、陸軍、營繕（水利）の十七課に分ち、互に分掌研究せしめ、その結果を公議所に提出せしむることとした。

集議院は、明治二年は九月七日より十二月二十七日まで、毎月四回、二七の日を以て開會され、翌三年は五月二十八日から、九月十日の間開會された。御諮詢の議案は、賈金處分、新律撰定、大學校規則案、海陸二軍興張の議、宣教使設置、藩制改革、蝦夷地開拓、度量衡改正等何れも當時の重大問題であつた。畏くも明治天皇は、明治二年九月二十七日集議院に行幸あらせられ、議事を御聽きあそばされた。議員等は聖旨に感泣したのである。

以上は、明治四年七月、廢藩置縣以前に於ける朝廷に於ける公議採擇機關の發達變遷の概要である。さうして公議採擇の精神は極めて旺盛であつた。明治二年八月四日大臣（三條實美）納言（岩倉具視）參議（大久保利道、廣澤真臣、副島種臣）の三職が、明治天皇の御前に於て盟約を申し、政治方針四箇條を約束したときの一箇條に、

一 萬機宸斷を経て施行すべきは勿論なりと雖、公論に決するの御誓文に基き、大事件は三職熟議し、諸省卿、輔、辨官、又は待詔院、集議院へ其事柄に依り諮問を経たる後、上奏宸裁を仰ぐべき事、

といふのがあつたのを以て見ても、當時の政治精神が考へられるのである。公議所は集議院となつて、その權限は表面縮

小されたが、その精神に於ては變はりがなかつた。されば明治二年九月十九日の御沙汰書には、

今後天下衆庶ト共ニ衆庶ノ政ヲ爲シ且會計ノ事ニ於テモ愈議事ノ制ヨリ生候様無之テハ相行ハレ難ク實ニ皇國基本モ此事ノ成否ニ關係致シ候

とある。天下衆庶と共に衆庶の政を爲すといふのは、後年の議會政治を想起せしめ、會計の事は議事の制より生ずといふのは、後年豫算協賛が、議會第一の權利となつたことを想起せしむる。公議尊重、君民協力は維新政治の根柢であつたのである。後年立憲政治の創始に對し、多大の疑懼の念を抱いた岩倉具視なども、維新當初は熱心な公議論者であつたのである。それは彼が明治二年正月二十五日、時務數條を論じて三條公に呈した議事院設置の議に就いて見ても知らるゝ。岩倉は維新の皇謨は公議によつて成就した。將來の皇謨を恢宏するのは、公議に由る外にない、且つ政治は公議に由るが最も鞏固にして、圓滿に行はるゝと考へたのである。

我が立憲政治は、かやうにして、畢竟は維新の公議政治の復興、否なその發達と完成とに外ならなかつたのである。近時立憲政治を説いて、やゝもすれば、これ等の事實を忘るゝものがあるのは、その無智いふまでもない。

### 三 公議政治の衰頹

維新當初、旺盛を極めた公議政治も、廢藩以後中央集權の制度が確立するに至つて全く一變した。集議院は左院となり、諸立法の事を議する所なりと定められたが、その議員は全くの官吏となり、黜陟轉免の權は正院にあつたので、自然と公議政治の實が失はれた。この公議政治衰頹の原因は何處にあつたか。これはいろ／＼の方面から考察される。

その一、下局、公議所或は集議院を構成した各府藩縣選出の貢士議員に人物がなかつたためであるといはる。各藩有爲の人物は、多く徴士として朝官になつたが、貢士は多く資格閑閑によつて選出されたので、眞の人材は出なかつたのである。今日傳はつてゐる公議所數百の人名を見ても、後日功名を成した人は極めて少數であつた。既に人材がなかつたばかりでなく、その會議はとかく空論に互りて實用に遠ざかり、遂に會議無用の議さへ現はるゝに至つた。明治元年九月二十一日の達にも、

公議人を被置、議員に被定、課目對策御試相成候處、遂には空文に流れ、却つて對策及第等之弊風可生勢に付、一と先課目對策被廢止、改て大に國家實用之輿論公議を被興候思召に候

といつて、下局貢士對策の制を更め、眞に公議輿論を代表する實用的の機關を設けようとしたのである。

だが、これ等の弊を以て貢士のみを咎め、人材なきためであるとしてはならぬと思ふ。當時の制は貢士をして、未だ十分の言論を盡さしめ得なかつたのである。何となれば中央集權の制未だ成らず、各藩が割據してゐた當時に於ては、藩を代表した貢士は、藩の利害と中央政府の利害と相反した時には、その進退に窮したのである。しかも當時中央政府の目的は、各藩勢力の滅殺にあつたので、政府の諮問を受けた貢士等はやゝもすれば、その君主を議し、故國の不利を謀るといふ譏を受け、不忠の名さへ蒙ることがあつた。彼等は中央政府の方針に忠實ならんとすれば、藩に對する不實の非難を免れなかつた。この憂は上局議員となつた徴士の最も苦しんだことであつたが、下局議員の貢士にも、その憂は免れなかつたのである。これでは、到底思ひ切つた言論などは出来なかつたので、遂には前述のごとく、空文に流るとか、空しく光陰を費すなどといふ非難を受くるに至つたのである。

かく當時の國家狀態は、貢士をして言論を盡さしめなかつたばかりではなく、また貢士の言論を無力ならしめた。といふのは各藩對立の時に於ては、少數の藩或は小藩無力の藩の貢士議員は、如何に有力な立派な議論をやつても行はれないからである。何時の世でも、言論の行はるゝといふのは、その言論を支持する背後の力によるのである。これは幕末の志士の言論でも、畢竟はその背後の藩の力の如何によつて、その結果は決定されたので、薩長志士の言論が、天下を制するに至つたのは、薩長の實力があつたからである。維新に於ける貢士の無力はこれによつたのである。

その二、薩長の勢力が確定したからであるといはる。何處でも、國家創業の際、所謂天下の事未だ定らざる時は、天下の政治は少數權力者の我意專斷を離れ、何人が考へても、至當公正であるといふことでなければならぬ。假令これを行ふとも萬民が心服しない、故に勉めて公議輿論を主張し、或は言論を洞解し、人材を擧用するに勉むるものである。我が維新の際も全くさうであつた。三條、岩倉等の公卿は申すまでもなく、大久保、木戸等の薩長政治家も悉く今日の政治は天皇の親政から發し、公議輿論によつて行はれ、決して薩長二藩の私の政治ではないといふことを天下に示さうとつとめたものである。

しかし、東北鎮定、北海道の亂も定まり、天下の事大に鎮定するに於ては、薩長有司の人々は公議政治を見ること昔日のごとくでなく、その効果にも期待を置かざるばかりでなく、かゝる形勢を續けては、天下は却つて瓦解し、維新の大業は成就せぬといふやうに考へて來たのである。明治二年六月四日、大久保利通が在藩の桂右衛門に宛てた書翰を見ると、公議所で時勢を知らぬ理論一點張りの空論の行はるることをいつて、

公議府ナド無用之論多ク、未今日之御國體ニハ適シ申マシク候間一應閉局之内評ニ相成候、大事件之件々追々御運

相成候得共、未朝廷不羈之根本相立不申候、一旦ハ殆ト土崩ニ至リ不可成之勢御座候、  
といつてゐる。彼は公議所には無用の空論多く、朝廷には不羈の根本立たず、土崩の勢免れざらんとするといふ歎息を  
發したのである。大久保の考は當然であつた。明治二年から、四年にかけての日本は、極めて重大の危機に臨んでゐた。  
一步を過れば、明治中興は建武中興となるを免れない状態であつた。

その主なる原因は、當時の國家は中心勢力がなかつたからである。薩長も公議輿論の聲に壓されて、思ひ切つた新政  
に臨むことが出来なかつた。議政兩局、公議所には各藩から徴士、貢士が集まつたが、その何れも背後に實力を有しな  
い、太政官には三條、岩倉の二公あり、大久保、木戸以下の俊傑も集まつてゐるが、當時の誰も背後に鞏固な勢力を持  
つてゐない、薩長の勢力も各自藩を團結するのみで朝廷に出ない。こんな風で、政治に中心勢力がないから、各人が各  
様の説を唱へて一致しない、徒に辯論のみ多くして實行が伴はない。公議政治は公平を旨とし、一般多數に満足を與へ  
ようとするが、その實何人にも満足を與へないことになるのである。大久保が公議所を無用とし、今日の國體に適しな  
いといつたのは、かゝることをいつたのである。

そこで大久保は斷然決心するところがあつた。彼は薩長二藩の實力を中心とし、これを廟堂の根軸とし、これに反對  
し、妨礙するものを悉く排除する外に、國家統一を完成し、維新の大業を完成する方法はないと考へたのである。思へ  
らく、維新の大業を成就したのは薩長二藩である、今日の危機を救ふのは薩長二藩であらねばならぬ、これを爲すのは  
薩長二藩の權利であると共に義務であると。彼のこの考は、明治二年十二月十八日、彼が薩長協力の大決心を抱いて歸  
藩せんとして、同志に頒つた『妄議』と題する意見書に明かである。

大久保の考へはまた長藩の木戸孝允の考へと一致した。木戸が明治二年七月二十九日、大隈重信に與へた書翰には、  
今日のまゝでは國家は土崩瓦解する、就いては我々は進んで朝廷の根軸を定めて、國家安泰の策を講ずるか、それとも  
退いて藩に歸り、靜かに兵力を養ひ、他日の大難に備ふるか、進むべきか、退くべきかといつてゐた。薩長首領の考は  
一致した。木戸も進んで、廟堂の根軸を定むるの決心を爲し、兩人は手を携へて、岩倉公を輔けて、明治三年十二月歸  
藩し、木戸は長藩主毛利敬親を起し、大久保は薩藩主島津久光と西郷隆盛とを起して中央の勢力を固めようとした。敬  
親と久光二公は故あつて直に出京し得なかつたが、西郷は起ち、土佐の板垣退助を伴つて上京し、俱に參議となつて廟  
議に參與し、且つ薩長土三藩の兵を徴して親兵となすことになつた。

こゝに於て彼等は薩長土を合一し、その兵力を後援として、遂に廢藩置縣を斷行して新興日本統一の業を成就するこ  
とになつた。中央集權の實既に擧がるに於ては、最早や誰に憚ることなく、薩長の思ふまゝの政治を行ふことになつた  
ので、公議政治は全く衰頽し、左院は空名を擁するのみとなり、さしも旺盛を極めた公議の聲は、何つしか終熄してし  
まつたのは餘儀ない時勢の變化であつた。

廢藩以後、精確にいへば明治六年政變以後、明治十一年五月大久保の歿後に至る數年間は、大久保を中心とした一種  
の強力政治の時代であつた。彼は薩長の勢力を後援とし、三條、岩倉を擁し、大隈重信、伊藤博文を左右の手足として  
新日本の建設に没頭し、これを妨害する一切の障礙を排除して進んだ、その成功は赫々たるものがあつた。何人もその  
功績を認むる。だが、その政治が悉く國民を満足させたと思つてはならない。その不平は各所に現はれたが、その最も  
甚しきものは公議政治の廢絶にあつた。島田一郎の斬奸狀の冒頭には、

一郎等方今皇國の時狀を熟察するに、凡政令法度、上天皇陛下の聖旨に出るに非ず、下衆人民の公議に由るに非ず、獨り要路官吏數人、臆斷專決する所に在り、  
といひ、大久保の五罪を數へて、

公議を杜絶し、民權を抑壓し、以て政治を私する其罪一なり、  
と彼が、專制政治の罪を第一に數へた。こゝに注意すべきは、彼の強力政治は、人民の政治でないといつて攻撃されると同時に、天皇の政治でないといつて非難されたことである。維新以來天皇親政と公議とは表裏の關係にあつた。天皇は公議によつて親政を行ふといふのが、我が王政復古の立て前であつた。されば大久保等の公議を排する強力政治は、決して天皇親政でないといふのである。この強力政治を以て、明治維新の精神に悖り、天皇親政に反すると責めたことは、深く考ふべきであらう。

かやうに考へれば、自由民權に出發した我が政黨が薩長藩閥の排撃を旨とし、有司專制を打破せんとして奮闘した趣旨が能く了解されると思ふ。彼等は、かくするにあらざれば、天皇親政を完成し、維新の皇謨を成就し得ないと信じたのである。

#### 四 自由民權運動と國會開設運動

大久保が強力政治を以て、新興日本の建設に邁進しつゝあつたときに、民間には自由民權の説が盛んに唱道されて、國會の開設を請願する運動が各地に勃興し、その勢澎湃として天下を風靡した。その首唱者は前參議板垣退助等であつ

た。板垣は、征韓論の議協なはず、西郷隆盛等と共に廟堂を去るや、翌七年一月、前參議後藤象二郎、副島種臣、江藤新平及び前東京府知事由利公正等と謀つて、左院に民選議院設置の建白書を上つた。その旨は今日政權のあるところは上帝室にあらず、下人民にあらず、少數藩閥有司の手にある、今日の急務は民選議院を設立して、公議を張るにあるといふのである。彼等の主張の根據は、西洋民權論者の主張を假り、維新の皇謨を成就するといふのである。故に彼等は人民政府ニ對シテ租稅ヲ拂フノ義務アル者ハ、乃チ政府ノ事ヲ與知可否スルノ權利ヲ有ス、是レ天下ノ通論ニシテ云々といつてゐた。建白書中人民の通議、權利といつたのは、所謂國民公權の自由をいつたので、民權論から出てゐる。

板垣、後藤等の民選議院の建白を考へるものは、板垣等が同時に組織した愛國公黨一月十二日署名及び土佐に設けた立志社のことを看過してはならぬ。この二者と併せ考へねば、民選議院建白の理論的根據が考へられないのである。いふまでもなく、この二者を一貫して流るゝは、天賦人權の思想である。愛國公黨本誓には

天ノ斯民ヲ生スルヤ、之ニ附與スルニ一定動カスヘカラサルノ通議、權理ヲ以テス、斯ノ通議、權理ナルモノハ均シク以テ人民ニ賜フ所ノモノニシテ、人力ヲ以テ移奪スルヲ得サルモノナリ、  
といひ、立志社設立の趣意書には、

夫レ我輩齊シク我日本帝國ノ人民タリ、則チ三千有萬人民盡ク同等ニシテ貴賤貧富ノ別ナク、當ニ其一定ノ權利ヲ享受シ、以テ生命ヲ保チ、職業ヲ勉メ、福祉ヲ長シ、不羈獨立ノ人民タル可キ事昭々乎トシテ明白ナリ、  
といつてゐた。維新勤王の精神に養はれた板垣等は、歐米に行はれた天賦人權の思想を學び、これによつて、不羈獨立

の人となつてこそ、眞に君恩に報じ、忠君愛國の實を擧げ得ると考へるに至つたのである。

さて民選議院設立の建白が、一度世に公にさるゝや、これを可とするもの、これを尙早とするもの續々と起つて、互にその可否の議論を闘はした。尙早派の代表者は、明治天皇の侍講加藤弘之であつた。加藤の尙早論が公にせらるゝと大井憲太郎は馬城臺二郎の名を以て、その説を反駁し、遂に加藤と數回の論戰を重ねるに至つた。これ等の外、西周は反對説を唱へ、津田眞道は賛成説を唱へ、森有禮、西村茂樹の學者、それ〴〵論議するところあり、福地源一郎は東京日日に據つて加藤の尙早説に應援し、政府擁護に勉めたのである。政治の論戰維新以來、この時より盛なることはなくこれより自由民權の運動は、普ねく天下に擴まるに至つた。

板垣退助は、明治七年土佐に歸り、四月片岡健吉、林有造、谷重喜等と共に立志社を組織し、自由民權の説を鼓吹してゐたが、明治十年六月、片岡健吉は立志社總代として、西南の戰塵未だ治まらざる中に、京都市在所に就いて、民選議院開設の建議書を上つた。その建議は却下されたが、その運動は停止されなかつた。明治十一年五月、大久保參議の歿後、時勢の變遷を眺めて、その運動は益々猛烈となつた。かくて十一年十月一日には、立志社は大阪に全國の同志を會合して愛國社を再興した。その會合には高知、佐賀、和歌山、大分、福岡、岡山、愛媛、熊本、香川、三重、福井の諸縣より有志が集會した。板垣は土佐より出で、これに列席した。

愛國社の再興と同時に、各府縣に政社が勃興した。熊本の相愛社、名古屋の羈立社、三河の交親社、出雲の尙志社、伊豫松山の公共社、福岡の正倫社、福島三春の三師社及び石陽社等はその重なるものであつたが、最も著しきは土佐で町となく、郡となく、到る處に結社が簇生し、多くは立志社を中心として行動した。嶽洋社、合立社、南山社等はその

重なるものであつた。これ等の諸社は、何づれも自主、自由の權利を主張したのである。

愛國社は明治十二年三月、第二次大會を大阪に開き、各地同志の政社委員を集めたが、諸縣の有志八十餘名、十八縣二十一社の委員が來り會した。これ等の有志は多く西南地方からであつたが、この年八月、福島縣の三師社の首領河野廣中等が高知に赴き、立志社の同志と會して、將來互に氣脈を通じて行動することを約した。民權運動は漸次全國的なつて來た。この年十一月には、愛國社は第三次大會を大阪に開催した。この大會に立志社は板垣の首唱として國會開設願望の建議書を大會に提出したが、審議の後決定された。更にこの大會に於ては愛國社擴張の議を決定し、同盟の二十餘社は各自その方面に向つて遊説することとし、全國を九州、四國、山陰、山陽、近畿、中仙道、東海道、北陸道、關東、奥羽等に分畫し、各地政社より遊説員を派遣することとした。

かやうにして、政治熱は各地に燃え擴がり、自由民權を叫び、國會開設を唱道したが、岡山縣の有志は、明治十二年十二月、國會開設の願望書を草し、兩備作三國有志人民の名を以てこれを元老院に捧呈し、福岡の有志も同十二月條約改正と國會開設との二事を請願することとなつた。これは、何づれも國會開設請願の魁首たる名譽を得んがためであつたのである。

愛國社は明治十三年三月、第四次大會を大阪に開會したが、同盟社以外新に全國有志の結合體の來り加はるもの五六人に及び、二府二十二縣の有志總代百十四名の多數に達した。かくて大會の決議を以て、愛國社を改稱して國會期成同盟とし、片岡健吉、河野廣中を委員とし、國會開設願望書を天皇陛下に捧呈することとした。これに署名したものは、二府二十二縣、八萬七千餘人の總代百十四名に上つた。若しこの願望書が却下されなば、東京に全國公衆の大運動會を

開催して示威運動を試むる筈であつた。政府はこれ等の氣勢を察し、集會條例を制定して、政社の取締を嚴重にした。さて片岡健吉、河野廣中の兩人は東京に入り、四月十七日太政官に就いて國會開設願望書を捧呈せんとした。願望書の要は、天賦の自由を説いて参政權の當然與へらるべき所以を高唱し、國會の開設せざるべからざるの理由九ヶ條を詳述したのである。しかしその方法、制度は未だ説明しなかつた。太政官では、政治に關する人民の願望書を受理するの制規がないといつてこれを却下した。兩人は更に元老院に至つてこれを上つたが、元老院では建白の外一切受理しないといつてこれを却下した。片岡と河野とは、是非にも捧呈せんと滯京二十餘日、幾度か兩所の間を往復したが、どこでもこれを受理しないので、兩人はその顛末を記述し、その遂に宸聽に達するの道なきことを明かにして同志に告げた。その中には、人民には政體に關する事柄を建白するの權利はあるが、これを天皇陛下に願望するの權利がないために受理されないのといふ矛盾を指摘してあつた。

しかし、この國會期成同盟の願望書捧呈の擧が、一度四方に傳はるや、天下の人心は翕然として國會願望の一事に集まり、全國有志の徒前後して鞞鼓の下に踏至して、願望書を捧呈しようとしたが、太政官、元老院何づれも制規を楯にして受理しないので、去つて岩倉右大臣の私邸に行き、或は三條太政大臣の私邸に行き、願望書を提出するものが絶えなかつた。中には政府の言論を壅蔽するの處置を憤慨するものも現はれて來た。東京鎮臺歩兵伍長小原某は政府の言論を壓迫するを憤慨して、一封の上書を懷にして宮闕の前に自殺せんとし、また新潟縣人赤澤某は太政官の門前で自殺せんとするなど、天下は大變の騷動となつて來た。それをそのまま放置しては、國家の治安を害し、國運の發展を阻害することになるといふので、廟堂の大問題となつた。

これ等民選議院設置の建白以來、自由民權運動、國會開設願望運動のことは、我が憲政史上に於ける重要事として、好むと好まざるとにかゝはらず、充分に認識せねばならぬ史的事實である。さうして彼等の運動が、やゝもすれば粗率過激に走らんとしたのは、これを阻止せんとする藩閥の徒があつたからであるといふことを知らねばならぬ。

## 五 立憲政治に對する廟議

明治天皇の憲政に對し、深き御思召のあらせられしことは申すまでもなく、藩閥の徒と雖も、必しも憲政を絶対に拒否したのでもなかつた。されば、明治五年五月十九日には、左院に於て議長、副議長の名を以て『下議院ヲ設クルノ議』を正院に提出してゐた。それには『人民天賦ノ靈智ハ初ヨリ上下ノ別ナケレバ、國內ノ政治ハ國內ノ衆智ヲ合セスンハアル可ラス』云々といつてゐた。この建議の結果であらうか、五月二十二日には、正院より左院に次の達しがあつた。府縣代人ヲ以テ議員ニ充テ集議ヲ興シ候様御治定相成候條右規則取調可申出候事

壬申五月二十二日

太 政 官

この命に接した左院は、同年八月、國會議院創建の手續を調査して提出してゐる。その中には、國會議院創建、明治六年開院のことを國內に布告すべきことを以てし、議員選舉の方法を答申してある。

左院の國會議院は創建の運には至らなかつたが、明治七年一月、民選議院設立の建白に鑑み、同年五月地方官會議を興し、地方長官をして人民に代つて律法を議せしめようといふことになつた。かくて發布されたのが、五月二日の詔勅と議院憲法及び規則である。この會議は各府縣長官を以て組織し、毎年一回開會して、天皇諮問の議事を討議し、その

可否を決定して奏上するといふ一の官選議院である。しかし議院規則の中には『各地方ノ知事、令本官ノ専務アリト雖、議院ニ参シタルトキハ、孰モ一般人民ノ代議士ト心得ベシ』といふ條項がある。知事縣令といふ官吏では思ふまゝのことがいはれまいから、人民の代議士と心得よ、とはこの會議の精神が了解されるのである。この地方官會議は參議木戸孝允の漸進的立憲主義によつて成つたものといはれるが、これを促進したのは、板垣等の民選議院の建白であつたのである。

明治八年一月、大阪會議の結果、木戸、板垣と大久保の意見が一致して、木戸、板垣が參議に就任するや、四月十四日の詔勅が下されて、左右兩院を廢し、新に元老院、大審院を設けて立法の源を廣め、審判の權を鞏くし、また地方長官會議を興して、漸次立憲の政體を立つるといふ趣旨が明かにされたのである。

この詔勅は元年の御誓文と明治十四年國會開設の詔勅との中間に立つ重要な聖詔である。これは、固より大阪會議の結果として、木戸、板垣等との首唱に因つたものとされてゐるが、未だ一般の輿論が、そこまで進んだといふときでもなく、中にも右大臣岩倉具視、參議黒田清隆等が衷心頗るこれを喜ばなかつたときに、明治天皇の少しも疑惑したまふことなく、速かにその奏請を聽して、かゝる畫期的な詔勅を發したまうたのは、立憲政治に對する深き御同情と御理解との結果に外ならないといはねばならぬ。私が憲政史を説くに、常に明治天皇の勅旨を拜察するを首とするのは、これ等のためである。

立憲政治實現の第一歩として著手されたのは、元老院の國憲編纂の事業である。國憲といふのは、後の憲法のことである。明治九年九月七日、明治天皇は元老院議長有栖川宮熾仁親王を御學問所に召し、右大臣岩倉具視侍立の下に、我

が建國の體に基づき海外各國の成法を斟酌して國憲起草せよとの勅語が下されたのである。

かくて九月八日、議長熾仁親王は、各議官を會し、勅語を傳へて國憲取調委員を設け、議官柳原前光、福羽美靜、中島信行、細川潤次郎の四氏を任命した。委員の外に國憲取調懸といふを設け、河津祐之、横山由清、安居修藏の三書記官及び湯川書記生をこれに充て、委員を助けて編纂に従事させた。委員及び懸の勉強によつて編纂は大に進捗し、その年十月十四日には、既に第一稿草案を脱稿した。その後稿を改むること再度、明治十三年七月に第三稿が成り、十二月時の議長大木喬任の名を以て進奏された。

この國憲制定は、何分にも我が國で始めてのこととて、模範とすべきものがなく、一切西洋に模倣するより外なかつたので、今日から見れば外國流で、國體を無視した箇條も尠くなかつたのである。されば、伊藤博文はこの草案を見て、これは各國憲法の燒直しに過ぎずして、到底我が國體人情に適したものでないと考へ、明治十三年十二月二十一日、右大臣岩倉具視に書を呈して、このことを痛論し、思召の旨を以て未定稿のまゝこれを引上げて中止せしめようとした程である。元老院編纂の國憲の如何なるものなるやは、元老院の進奏書に明かである。

元老院で銳意國憲編纂に従事してゐた間に、民間では益々自由民權の説が盛んになつて、國會の開設を願望する運動が各地に勃興し、その勢澎湃として天下を風靡した。これは前節に述べたごとくである。

立憲政治に對し、深き御同情と御理解とを有したまひ、また國民一致の力によつて、維新中興の大業を完成したまはんと欲せられた明治天皇は、近時の民間運動を御覽あそばされ、深く御軫念あらせられた。この情勢をそのまゝ放置しては、國家の前途測られぬ、速かに明治八年の詔を紹いで、立憲政治の實現に勉めねばならぬ、それには何處から著

手すべきか、憲法の基礎を何處に置くか、どういふ方法で制定するか、國會開設の時期、方法は如何、曩に元老院に勅して國憲の起草を命じたが、未だ進奏されない。就いては、今後更に勅命を衆參議に下し、各自の意見を徴し、これに就いて聖慮を下したまふの外あるまいと御考へあそばされ、三條、岩倉の二大臣と謀つて、立憲政治に就いて各參議の意見を求めたまふこととなつた。それは、明治十二年十二月のことである。

この御下問に應じて、各參議はそれ／＼意見書を上つた。山縣有朋、黒田清隆、山田顯義、井上馨、伊藤博文と相前後して意見書を奉呈した。

これ等參議等の意見は區々であるが、天皇自ら憲法を欽定せねばならぬこと、早晚國會を開設せねばならぬこと、しかし、今日は未だその時機でないといふこと等は、略々同一であつた。概して各參議の意見は保守的で、何處まで立憲政治を理解してゐたかゞ疑問とせられた。それに最も遺憾に思はるゝことは、誰も時勢の觀察と對策とが足りないことである。自由民權の叫、國會開設の願望の聲も、彼等にはたゞ失意の官吏、不平士族の怨嗟の聲か、亂民の暴言としか通じてゐなかつた。伊藤の意見書には、『今都鄙囂々公議ヲ名トシテ亂階ヲ煽ク』といつて、國會願望者を全く暴民扱にしてゐた。

それに、どの建言も概論的で具體的でない。それでは、憲法の主義、制定の方法、國會開設の時期等を如何にするか、澎湃たる國民の要求をどうするかといふことに就いては、何等觸るゝところがない。かゝる無理解な抽象的概論で、どうして明治天皇の思召を翼賛して、現下國民の要望を解決し、時勢指導の大策が建てられようか、この狀勢を一變したのは、大隈參議の建言によつて惹起された廟堂の波瀾と明治天皇の宸斷とであつたのである。

## 六 大隈參議の意見書奉呈、宸斷を以て

### 國會開設を決定したまふ

明治十四年三月になつて、各參議の意見書は出揃つたが、たゞ參議首席の大隈重信が、未だ何も提出してゐないので、天皇は左大臣熾仁親主に勅してこれを督促せしめたまうた。大隈は、私は衆參議が御前に召された時に、親しく意見を奏上することにした。文書は意を盡さないばかりでなく、とかく外に漏るゝ恐があるからと御答申上げた。天皇はこれを聽したまはなかつた。しからばといふので、大隈は遂に意見を認めて、親王によつて奉呈した。これが有名な大隈參議の國會開設意見書で、在朝に在野に大波瀾を惹き起したのである。

大隈の意見書は、資料に掲げてあるが、伊藤、井上でさへ法典の完成や、元老院の改造を説くに止まつて、下議院の開設に及ばない時に、大隈一人昂々然と立憲の政は政黨の政なり、故に國民の輿望を有する多數黨をして、政府を組織せしむべしといひ、速かに憲法を制定し、十六年の首に國會を開くべしといふのであるから、廟堂諸公を驚かしたことは意外であつた。

伊藤は大隈の意見書奉呈のあつたことを後に聞き、六月二十七日、三條太政大臣に請うて御手許から御貸下を得、これを一覽して大に驚いた。大隈が多年同志の我々と謀らないで、獨斷でかゝる急進意見書を奏上したことを憤怒し、大隈に迫つてこれを詰問した。足下の言のごとくんば、君權を人民に抛棄することである。王政を復古して僅々十四年間にして、帝權を人民に棄つるがときは、我々の口にするだに忍びざることであると。大隈は大に辯解したが、伊藤は



容易に承知しなかつた。遂に書を三條、岩倉二公に與へて、かやうに意見の相違する大隈とは、共に朝廷に立てないといつて病と稱して參朝せざるに至つた。だが、大隈の辯解と三條、熾仁親王、岩倉の三大臣の斡旋によつて、伊藤の意も漸く解け、參朝することになつた。それは七月八日であつた。

これで大隈の建白問題も、一旦結末を告げ、大隈は熾仁親王と聖駕に供奉して、七月三十日奥羽及び北海道に出發した。ところが、この大隈の不在中に、天下の形勢は一變した。それは、この時北海道開拓使拂下事件が起つて、朝野囂々として、その處置を非難し、しかもそのことが、國會開設問題と關聯し、國會が開設されず、薩長專横なればこそ、かゝる不正事件が起るのでと薩長藩閥の攻撃が甚しくなり、大隈參議一人國會速開の意見書を奉呈したといふことが知られたので、天下の人心が悉く大隈に集まり、大隈出でずんば天下蒼生を如何にせんといふ風になつたからである。かやうになつたのを見て、薩長の人々は、これを以て大隈の陰謀に基因するとなし、遂には大隈は福澤諭吉を謀將とし、岩崎彌太郎を兵糧方とし、政黨民權論者を集めて、明治政府の顛覆を謀るのだといひふらし、大隈參議を罷免し、國會開設の期を定め、人心を收攬せねば、政府は維持されぬと考へて來た。前年まで薩長參議、誰一人もいひ得なかつた國會開設の期を定めねば、天下の治安は維持されぬと自覺して來たのである。伊藤が十月八日、岩倉に與へた書翰には、はつきりとこのことをいつてゐたのである。

かくて十月十一日、車駕還幸の日を以て、政府は即夜御前會議を奏請し、大臣參議が悉く會して、開拓使官有物拂下中止、大隈參議の罷免、國會開設の三事を奏請した。明治天皇も事の唐突に驚きたまふたが、大臣參議一同の奏請であるのでこれを聽し、大隈に旨を諭して、その官を免じ、國會開設の奏議を聽許したまうた。

この國會開設の奏議は極めて重要なものであつた。それは廟堂の人々の自由民權運動に對する強き反動的態度を示すと共に、日本憲法の特色を能く説いてゐるからである。

憲法ノ標準ハ建國ノ源流ニ依ルハイフヲ待タズ、願クバ各國ノ長ヲ採酌スルモ、シカモ我が國體ノ美ヲ失ハズ、廣ク民議ヲ興シ、公ニ衆思ヲ集ムルモ、シカモ我が皇室ノ大權ヲ墜サズ、乾綱ヲ總攬シ、以テ萬世不拔ノ基ヲ定ムル事、といふのがあることは、特に注意を要する。明治天皇は、その奏議を嘉納し、明治二十三年を以て國會開設の期と定めたまひ、翌十二日勅諭を國民に下したまうた。

この勅諭及び奏議によつて、我が憲法の精神とその制定の方法とが定まつたのである。次に來るべき問題は、國會の基礎となるべき憲法制定と國會の開設に備ふる準備と用意とであつたのである。

## 七 憲法制定と國會開設の準備

明治十五年二月の某日に、明治天皇は太政大臣三條實美、左大臣熾仁親王、右大臣岩倉具視の三人を御學問所に召して、憲法制定と國會開設の準備、用意に就いて詳細な御下問があつた。三條等は、聖意に恐懼して退出し、審議を盡して、二月二十四日奉答書を上つた。

三大臣等は、憲法の精神、その準備を上奏するに止らないで、更に憲法調査のため適當の人物を歐洲先進國に差遣して、立憲君主國の憲法を調査し、その利害得失を攻究して、我が國情に適する憲法を起草せしむべきことを奏上し、且つ今の朝廷で、この大任に堪へ得る者は、參議伊藤博文の外にその人がないといふことを奏聞した。明治天皇はその奏

聞を嘉納したまひ、伊藤もまた自ら進んで、その大任に當らんと欲したので、明治十五年三月三日、伊藤を召して勅書を賜うて歐洲差遣を命じ、調査要項三十一條を授けて、調査研究の目標を示された。その首條に、

- 一 歐洲各立憲君治國ノ憲法ニ就キ、其ノ淵源ヲ尋ネ、其沿革ヲ考ヘ、其現行ノ實況ヲ視、利害得失ノ在ル所ヲ研究スヘキ事

とある。伊藤は參事院議官補西園寺公望、同岩倉具定、同廣橋賢光、太政官大書記官山崎直胤、參事院議官補伊東已代治、大藏權大書記官河島醇、外務少書記官吉田正春、大藏少書記官平田東助、判事三好退藏等の人々を率ゐて、三月十四日横濱を解纜した。伊藤は主として獨逸兩國にあつて調査研究に従事したが、翌十六年八月四日、その目的を果して歸朝した。

かやうに憲法制定の準備は著々と進められたが、明治天皇の敍慮は、未だ安んじたまはなかつた。伊藤等の憲法取調は出來やうが、内部の準備が出來得るかどうか、若し閣臣等が協力と指導とを怠まるやうのことがあつたなら、既定の年月の間に、その準備を全うし得まいといふ深き慮りがあらせられたのである。かくて伊藤に洋行を命じたまふや、更に三條太政大臣を御前に召して、勅旨を授け、衆參議に傳へて、國會開設の準備に對して誤ることなきやう諭さしめたまうた。

三條太政大臣は、この聖諭を拜すると、これを御前で筆記して退出、各參議を集めてこれを授けた。この聖諭を拜した參議等は恐懼感激措かず、審議を盡して三月十七日連署して奉答書を上つり、外に使用する者、内を掌る者内外相應じ協力一致し、耐忍不拔その成功を期すべき旨を奉答した。天皇はこの奉答書を三大臣に下附して、諸參議を督勵して、

その準備に怠ることなからしめたまうた。

明治十六年八月四日歸朝した伊藤は、憲法草案の起草に著手することになつたが、翌十七年三月、宮内省に制度取調局が設けられ、伊藤はその長官に任ぜられた。だが、伊藤が正式に憲法の起草に取りかゝつたのは、明治十九年からである。二十年中に略々出來上り、二十一年四月に成稿して捧呈された。伊藤を助けて、憲法の起草に従事した人は、井上毅、伊東已代治、金子堅太郎の三人で、何れも當代の憲法學者であつた。特に井上は和漢洋の學に通じた學者で、教育勅語の起草者である。私は彼を立憲的日本主義の人と呼んでゐる。憲法と皇室典範とは彼が主として起草したのである。また御雇獨逸人のヘルマン・ロエスレル、アルベルト・モツセが顧問として大に調査を援助し、制度取調局御用掛渡邊廉吉等が、翻譯事務に従事してゐた。

さて伊藤はどういふ考を以て、帝國憲法を起草したか、伊藤が主として模範としたものは普國憲法であつたといはるゝるが、伊藤自身は憲法起草の苦心を次のごとく語つてゐる。乃ちその苦心は、日本的の憲法を起草せんとするにあつた。憲法は歐羅巴に發達し、民主的性質を帯びたものだ。これを君主國の日本に適用するには、どうすればよろしいかと考へ、純然たる立憲君主的の憲法を起草するに努力したといつてゐる。伊藤はまた歐洲諸國に於ける憲法政治の實地を視察して、一の確信を得た。それは、憲法を制定するには、先づ國家の機軸を定めねばならぬ、國家に機軸なくして政治を人民の妄議に任せては、政治はその統紀を失ひ、國家は廢亡するのみである、抑も歐洲では、憲法政治の行はること既に久しく、また基督教があつて、深く人心に浸潤し、人心を統一し、これが國家の機軸となつてゐる、然るに我が國では、佛教、神道、何づれもその力微弱にして、一も國家の機軸となすに足りない、たゞ我が國に於て、機軸を

求むれば、獨り皇室あるのみである、我が憲法はそこに意を致して制定せねばならぬといふのである。

これは、伊藤が樞密院會議に臨みて、憲法起草の精神を説明した時の演説の、大要である。彼はこれ等の思想を以て、樞密院會議を指導して、明治天皇の憲法欽定の業を翼賛し奉つたのである。

憲法制定に於て、更に我々が拜察せねばならぬことは、明治天皇の憲法制定に關する叡慮である。明治天皇が立憲政治といふ國家未曾有の大事を斷行したまふに於て、如何に御軫念あそばされたか、これは前に既に述べたごとくであるが、こゝに紹介したいことは、天皇は、伊藤の憲法起草に際しても、絶えずその奏聞を受けてゐたといふことである。このことは從來一般に知られてゐなかつたが、伊東已代治は、明治四十二年二月、帝國憲法起草回顧と題する談話に於て、これを發表し、大阪朝日新聞に掲載してゐたのである。

さて憲法及び皇室典範、議院法、衆議院議員選舉法、貴族院令の草案が成稿して、伊藤から捧呈されたのは、明治二十一年四月であつた。伊藤はこの時憲法草案に添へて一篇の表を上つた。これは前述の伊藤の憲法起草の説明と並んで、極めて重要な文獻である。併せて参照すれば、憲法起草の精神が躍如とするのである。

明治天皇は、伊藤の捧呈した憲法稿本を御嘉納あそばされると、新に樞密院を設けて、こゝに國家の元勳及び練達の人物……當代の第一流の人物……を集めて會議を開き、この稿案を諮詢して、親しくその審議を開食され、各條ごとに悉く欽定あそばされることとしたまうた。これは天皇が、當代の衆智を集め、完全にして缺失なき憲法を制定したまはるゝがためであつた。かくて樞密院が成り、明治二十一年五月八日には、開院式が舉げられ、天皇は親臨あらせられて勅語を賜うた。

(四六九頁)

樞密院會議は、三度に互り、第一審會議は五月八日から十二月十七日までの間で、三十八日、七十六回、第二審會議は、明治二十二年一月十六日から三日間、六回、第三審會議は、一月二十九日から四日間、八回で、その全く終了したのは二月五日であつた。明治天皇は殆んど毎回臨御あそばされ、各顧問官の審議を能く御聴きあそばされたばかりでなく、會議で修正、追加、或は削除された箇所は、會議が終つてから、詳細に御研究あそばされ、御不審の點は、伊藤議長を召して御下問あらせられ、徹底検討して聊かも曖昧のことを許したまはなかつた。その精緻な徹底的な御下問には、伊藤も時に答辯に窮することもあつたといはるる。

## 八 帝國憲法の特徴

以上のごとくして欽定された帝國憲法とは、如何なるものであるか、如何なる特色を有するか、これは帝國憲法及び皇室典範等を熟讀すれば、何人も了解することであるが、私は皇室典範及び憲法告文、憲法發布勅語及び憲法上諭等によつて、その概要を考へて見たい。さて、それによつて當然考へられることは、我が憲法の根本主義ともいふべきものが、二つあるといふことである。第一は君主主義で、第二は立憲主義である。即ち我が憲法は日本古來の國體に基づく君主主義（天皇の政治）を基礎とし、これに西洋文明國から傳はつた立憲主義の要素を結合せしめたものであるといふことである。

帝國憲法の君主主義といふのは、日本の傳統的國體を基礎としたもので、かの佛國革命を支配した主權在民主義に反し、主權は本來君主に屬するもので、君主は何人からも委託されたものでなく、自分に固有なものとして保有するので

ある。憲法の上諭に、『朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ』と宣はせられ、また『國家統治ノ大權ハ朕カ之ノ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ』と宣はせられたごとく、我が國に於て、主權が天皇に屬することは、肇國以來確定不動の原則である。帝國憲法はこの原則を基本とし、他の諸國に多く類例を見ない原則を採用して、著しき特色を作つてゐる。即ち欽定憲法主義、皇室自治主義、大權中心主義、兵政分離主義等これである。

我が憲法が、國體に淵源し、帝國特殊のものであつて、決して歐米舶來のものでないといふのは、かゝることからいはるゝのである。故に皇室典範及び憲法告文には、『皇祖祖宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スベシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆 皇祖祖宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス』云々と宣はせられてあるのである。從來の憲法學者が一にたゞ歐米の憲法學說のみを以て憲法を解釋し、説明せんとしたこと誤謬はこゝに存するのである。我々はこの告文によつて帝國憲法の一目的は『皇祖祖宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ』云々といふにあることを理解せねばならぬ。

しかし、上述の君主主義は、最も我が憲法の特色をなすものであるといふことを以て、我が憲法が、我が國だけのもので、歐米の憲法とは、全く類を異にした全然別箇のものであるとするのは大なる誤謬である。帝國憲法は、我が國體と相容るゝ限度に於て、西洋諸國の制度を參酌して立憲主義を採用してゐる。これは明治維新の當初から既に皇謨とされてゐたことで、五箇條の御誓文以來確定してゐたことである。近時我が憲法の特色を強調せんとして、やゝもすれば、この立憲主義を無視せんとするは、憲法の根本精神を滅却するもので、斷じて明治天皇の教旨ではない。故に憲法

發布の勅語には、『朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎勵シ相與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ』と仰せられて、帝國議會を開きて、國民に參政權を與へたまうて疑はず、また、憲法の上諭には『朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス』と仰せられ、國民及び帝國議會に出來得る限り、祖宗の遺訓に悖戻せざる限度に於て、自由と參政權とを與へて、國民の冀望、要求に添はんことにつとめたまうたのである。私はそこに我が帝國憲法の立憲主義を見るのである。

## 結 論

以上は帝國憲政の由來及びその特質である。これ等の由來を明かにするものは、從來の學者のごとく、憲法は自由民權運動によつて國民の戦ひ取つたもので、その形式内容共に、歐洲諸國に模擬したものであると考ふることの妄なると共に、また憲法は上から與へられたもので、その制定には、毫も國民の冀望意志の存在せず、顧慮されたものでないといふごとき近時一部の人が唱道することの、決して立憲政治を創始したまうた明治天皇の教旨にあらざることを知るのである。私は立憲政治を以て祖宗肇國の精神に基づくものとすると同時に、そこに國民の發達に伴ふ歴史的必然の結果から起る國民權利の要求といふ世界共通の理論と事實とを認めるのである。

これが、未だ我が國體及び國民の特性であるのであるまいか。祖宗肇國の精神といふ特殊の國體及び國民精神の中に

我が國基を堅定し、歴史的必然の事實と、世界共通の理論とによつて國勢を擴むのである。所謂八宏一字の理想といふのはかくして起るのであるまいか、日本民族は祖宗の精神を堅持すると共に、異民族を同化するの寛容さがあるのである。明治の政治家が立憲政治を以て、維新の皇謨に出で、天皇親政を完成するものであるとした所以はそこにあるのである。我が憲政の發達を冀ふものは、そこに深く留意せねばならぬのである。

序に憲政史研究者のために通史的の參考史を少し擧げて置かう、先づ憲法の制定に與かつた伊藤博文公の帝國憲法の由來（開國五十年史所載）金子堅太郎伯の日本帝國憲法の由來（明治憲政經濟史編所載）がある。次に近時學者の研究として、尾佐竹猛博士の維新前後の立憲思想、日本憲政史論集、日本憲政史大綱、鈴木安藏氏の明治初年の立憲思想その他がある。何づれも通讀を御勧めする。私にも明治天皇と立憲政治、日本憲法制定史稿等がある。論旨諸先生のもと同じでないが、多少の參考にならう。

## 日本憲政基礎史料

## 第一 五箇條御誓文と勅語並に御宸翰

(明治元年三月十四日)

### 〔御誓文〕

- 一 廣ク會議ヲ起シ萬機公論ニ決スヘシ
- 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
- 一 官武一途庶民ニ至ルマデ各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
- 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
- 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

### 〔勅語〕

我國未曾有ノ變革ヲ爲サントシ 朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

## 〔宸翰〕

朕幼弱を以て猝に大統を紹ぎ爾來何を以て萬國に對立し 列祖に事へ奉らんやと朝夕恐懼に堪へざる也 竊に考るに 中葉朝政衰てより武家權を専らにし 表は 朝廷を推尊して實は敬して是を遠け億兆の父母として絶て赤子の情を知ること能ざるやう計りなし遂に億兆の君たるも唯名のみになり果其が爲に今日 朝廷の尊重は古へに倍せしが如くにて朝威は倍衰へ上下相離るること霄壤の如し かかる形勢にて何を以て天下に君臨せんや 今般 朝政一新の時に膺り天下億兆一人も其所を得ざる時は皆 朕が罪なれば今日の事 朕自身骨を勞し心志を苦しめ 艱難の先に立ち古列祖の盡させ給ひし蹤を履み治蹟を勤めてこそ始て 天職を奉して億兆の君たる所に背かざるべし 往昔 列祖萬機を親らし不臣のものあれば自ら將としてこれを征し給ひ朝廷の政總て簡易にして如此尊重ならざるゆへ君臣相親しみて 上下相愛し 德澤天下に洽く 國威海外に輝きしなり 然るに近來宇内大に開け各國四方に相雄飛するの時に當り 獨我國のみ世界の形勢に疎く 舊習を固守し一新の効を計らず 朕徒に九重中に安居し 一日の安きを偷み 百年の憂を忘るゝときは 遂に各國の凌侮を受け上は 列聖を辱しめ奉り下は億兆を苦しめん事を恐る 故に 朕茲に百官諸侯と廣く相誓ひ 列祖の御遺業を繼

述し一身の艱難辛苦を問はず 親ら四方を經營し 汝億兆を安撫し遂には萬里の波濤を拓開し國威を四方に宣布し天下を富岳の安きに置かんことを欲す 汝億兆舊來の陋習に慣れ尊重のみを朝廷の事となし神州の危急をしらす 朕一たび足を舉れば非常に驚き 種々の疑惑を生じ 萬口紛紜として朕が志をなさざらしむる時は 是 朕をして君たるの道を失はしむるのみならず 從て 列祖の天下を失はしむる也 汝億兆能々 朕が志を體認し相率て私見を去り 公議を採り 朕が業を助て 神州を保全し 列聖の神靈を慰め奉らしめば生前の幸甚ならん

【解説】 この御誓文は、明治天皇が、維新の精神を明かにし、將來の政治方針を國民に徹底し、理解せしめんがために、明治元年三月十四日、公卿、諸侯等を率ゐて紫宸殿に出御、天神地祇を祭つて五事を誓約したまふたもので、參列の公卿及び諸侯は參拜の後、奉答書に署名してその遵奉を誓つた。この日天皇は宸翰を宣布して、國民に御誓文を中心とする親政に對する御決意を示したまうた。これが我々の今日拜讀する御誓文と宸翰とである。五箇條の御誓文は、我が立憲政治の基礎として、憲政史の首頭に掲げらるべきものである。御誓文の意義、その淵源及び如何なる情勢の下に生まれたかは、總説に於て既述したので、特にこゝに詳述する要がない。たゞ補説の意味を以て、少しく述べたい。

御誓文に就いては、從來その案文の起草に與かつた人々のことが論ぜらるる、即ちその最初の起草者由利公正は越前藩士で、横井小楠の教を受け、民主主義を抱き、庶民の幸福を政治の第一義に考へた人で、また明治政府の財

政の衝に當り、財政を整へ、經濟の基礎を定むることを念とした人で、小楠の『國是三論』が彼の模範であるといはるる。また由利の案文を修正したのは土佐藩士の福岡孝悌である。土佐藩は公議説を以て薩長に對抗し、諸侯會議によつて、將軍の政權奉還後の政局を處理しようといふのであつた。福岡はこの藩論を代表した人である。彼はその諸侯會盟を第一要件として、御誓文案を修正したのであるといはるる。

最後に修正を加へたのは、木戸孝允である。孝允は長藩出身である。長藩は攘夷を旗幟として、倒幕の目的を達した。維新後開國への轉向を明瞭にして置く責任と必要とがそこにある。木戸はその意見を代表した人で、この考を以て、由利、福岡の案文を修正したのであるといはるる。

されば、由利案の最初には「庶民志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシムルヲ欲」といふを首條に掲げたが、福岡は「列侯會議ヲ起シ萬機公論ニ決スヘシ」といふを首條に掲げ、木戸は「舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ」といふを加へたといはるるのである。三人の立場が考へられて面白い。

かやうに御誓文案起草の過程が考へられ、そこに御誓文の意義があるといはるるのである、しかし、これだけで、全意義を盡したものと思つてはならぬ。畢竟御誓文は明治維新の大精神から生まれたものである。明治維新の精神とは何んであるかといへば、私はそれは我が建國本來の姿を取戻すことであつて、一君萬民の下に、天皇親政の實を擧げ、開國進取の政策を實行することで、しかもその基調は人民本位、公議尊重にあつたと信ずる。これは王政復古大號令、慶應三年十二月八日の外國公使に告ぐる詔書案、明治元年正月十日の外國と修好布告などの中に能く現はれてゐる。これ等のものを熟讀すると、御誓文の精神意義、竝に章句文字の因て來るところが、能く了解され

る。たゞ由利が財政の急を救ふためとか、福岡が諸侯會議を設くるためとか、木戸が攘夷の轉向表明のためとかいふ一時的の要求とのみ考へてはならないことが、はつきりするのである。

御誓文の意義を一層、明瞭に理解するには、宸翰と併せて拜察せねばならぬ。つまり兩者の關係が全く不可分にあるからである。宸翰發布の歴史的過程は、全く不明であるが、そこには明治天皇の御誓文を中心とする親政に對する御決心が能く拜察される。これは御誓文と併せ拜察せねばならぬものである。



### 第二政體書

(明治元年閏四月二十一日)

明治元戊辰年閏四月二十一日(太政官二十七日頒行)

去冬 皇政維新纔ニ三職ヲ置キ、續テ八局ヲ設ケ事務ヲ分課スト雖モ、兵馬倉卒之間事業未ダ恢弘セ  
ス、故ニ今般 御誓文ヲ以テ目的トシ、政體職制被相改候ハ徒ニ變更ヲ好ムニアラス、從前未定之制  
度規律次第ニ相立候譯ニテ、更ニ前後異趣ニ無之候間内外百官此旨ヲ奉體シ確定守持根據スル所有テ  
疑惑スルナク、各其職掌ヲ盡シ萬民保全之道開成永續センヲ要スルナリ。

慶應四年戊辰閏四月

太 政 官

#### 政 體

- 一 大ニ斯國是ヲ定メ制度規律ヲ建ツルハ 御誓文ヲ以テ目的トス  
廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決ス可シ

- 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
  - 一 官武一途庶民ニ至ルマテ各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
  - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基ク可シ
  - 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ 皇基ヲ振起スヘシ
- 右 御誓文ノ條件行ハレ不悖ヲ以テ旨趣トセリ。

- 一 天下ノ權力總テ之ヲ太政官ニ歸ス則チ政令二途ニ出ルノ患無カラシム太政官ノ權力ヲ分ツテ立法  
行政司法ノ三權トス則偏重ノ患無カラシムルナリ
- 一 立法官ハ行政官ヲ兼ヌルヲ得ス但シ臨時都府巡察ト外國應接トノ如キ猶立法官得管之
- 一 親王公卿諸侯ニ非ルヨリハ其一等官ニ昇ルヲ得サル者ハ親親敬大臣ノ所以ナリ藩士庶人ト雖モ微  
士ノ法ヲ設ケ猶其ノ二等官ニ至ルヲ得ルモノハ貴賢ノ所以ナリ
- 一 各府各藩各縣皆貢士ヲ出シ議員トス議事ノ制ヲ立ツルハ輿論公議ヲ執ル所以ナリ
- 一 官等ノ制ヲ立ツルハ各其職任ノ重キヲ知リテ敢テ自ラ輕ンセシメサル所以ナリ
- 一 僕從ノ儀親王公卿諸侯ハ帶刀六人小者三人其以下ハ帶刀二人小者一人蓋シ尊重ノ風ヲ除テ上下隔  
弊ナカラシムル所以ナリ

一 在官人私ニ自家ニ於テ他人ト政事ヲ議スル勿レ若シ抱議面謁ヲ乞者アラハ之ヲ官中ニ出シ公論ヲ經ヘシ

一 諸官四年ヲ以テ交代ス公選入札ノ法ヲ用フヘシ但今後初度交代ノ時其一部ノ半ヲ殘シ二年ヲ延シテ交代ス斷續宜シキヲ得セシムルナリ若其人衆望ノ所屬アツテ難去者ハ猶數年ヲ延ハササルヲ得ス

一 諸侯以下農工商各貢獻ノ制ヲ立ツルハ政府ノ費ヲ補ヒ兵備ヲ嚴ニシ民安ヲ保ツ所以ナリ故ニ位官ノ者亦其秩祿官給三十分ノ一ヲ貢スヘシ

一 各府各藩各縣其政令ヲ施ス亦 御誓文ヲ體スヘシ唯其一方ノ制法ヲ以テ他方ヲ概スル勿レ私ニ爵位ヲ與フ勿レ私ニ通寶ヲ鑄ル勿レ私ニ外國人ヲ雇フ勿レ隣藩或ハ外國ト盟約ヲ立ツル勿レ是小權ヲ以テ大權ヲ犯シ政體ヲ紊ルヘカラサル所以ナリ

一 官職

太政官分爲七官

○議政官 分上下二局管一司日誌司

上局

議定 以親王諸王公卿諸侯充之内二人兼輔相

掌創立政體造作法制決定機務銓衡三等官以上及明賞罰定條約宣和戰

參與 以公卿諸侯大夫士庶人充之

掌同議定

史官四人 以大夫士庶人充之餘史官儼之

掌勘署文案受事上抄及造日誌

筆生

下局

議長二人 辦事之兼

議員 貢士

議員承上局之命所議條件如左

租稅之章程

驛遞之章程

造貨幣

定權量

與外國結新約

內外通商章程

拓疆

宣戰媾和

水陸捕拿

招兵聚糧

定兵賦

築城砦或武庫於藩地

彼藩與此藩爭訟

右一官執立法之權

○行政官

輔相二人 議定兼之

掌輔佐 天皇奏宣議事督國內事務總判 宮中庶務

辨事十人 以公卿諸侯大夫士庶人充之權辨事亦倣之

掌受付內外庶事糾判 宮中庶務

權辨事

掌同本官 餘權官准此

史官六人

掌勘 詔奏勘署文案檢出稽失

筆生

右一官執行法之權

○神祇官

知官事一名 以親王諸王公卿諸侯充之餘知官事倣之

掌總判神祇祭祀祝部神戶

副知官事一人 以公卿諸侯大夫士庶人充之餘副知官事倣之

掌同知官事 餘副知官事准之

判官事二人 以公卿諸侯大夫士庶人充之餘判官事倣之

掌紕判官事 餘判官事做之

權判官事 以公卿諸候大夫士庶人充之餘權判官事做之

書記

筆生

○會計官 管七司曰出納司曰用度司曰驛遞司曰營繕司曰稅銀司曰貨幣司曰民政司

知官事一人

掌總判田宅租稅賦役用度金穀貢獻秩祿倉庫營繕運輸驛遞工作稅銀

副知官事一人

判官事二人

權判官事

書記

筆生

○軍務官 管二局四司曰海軍局曰陸軍局曰築造司曰兵船司曰兵器司曰馬政司

知官事一人

掌總判海陸軍鄉兵招募守衛軍備

副知官事一人

判官事四人

權判官事

書記

筆生

○外國官

知官事一人

掌總判外國交際督監貿易開拓疆土

副知官事一人

判官事六人

書記

筆生

右四官分執行法之權

○刑法官 管三司  
曰監察司曰鞠獄司曰捕亡司

知官事一人

掌總判執法守律監察糾彈捕亡斷獄

副知官事一人

判官事四人

權判官事

書記

筆生

右一官執司法之權

地方官分爲三官

○府

知府事一人

掌繁育人民富殖生產敦教化收租稅督賦役知賞刑兼監府兵

判府事二人

○藩

諸侯

○縣

知縣事

掌繁育人民富殖生產敦教化收租稅督賦役知賞刑制鄉兵

判縣事

一官等

○第一等官

輔相

議定

知官事

一等海陸軍將

○第二等官

參與

副知官事

知府事

二等海陸軍將

○第三等官

議長

辨事

判官事

判府事

一等知縣事

三等海陸軍將

以上三等官外國ニ對シ大臣ト稱ス

○第四等官

權辨事

權判官事

權判府事

二等知縣事

○第五等官

史官

知司事

三等知縣事

一等判縣事

○第六等官

二等判縣事

一等譯官

○第七等官

書記

三等判縣事

判司事

二等譯官

○第八等官

官掌

守辰

筆生

三等譯官

○第九等官

譯生

使部

一 諸法制別ニ載ス

一 右諸官有司此規則ヲ守リ以テ失フナカル可シ若改革セント欲スルノ條件アラハ大會議ヲ經テ之ヲ決ス可シ

【解説】 政體書は、我が國最初の憲法ともいふべきもので、五箇條の御誓文の具體的施行法ともいふべきものであるといはるゝ。政體書といふ語は、後の憲法といふ語と略々同一意義を有する語である。當時は未だ憲法といふ語

が一般に普及しなかつたので、「根本律法」、「原律」、「政典」、「朝綱」或は「政規」などといろく／＼にはれたが、政體といふのもこれ等の語の一つで、草案には「規律」とある。

この發布は、御誓文の發布後、起草者の一人たる福岡孝悌は、政府の組織をこのまゝにして置いては御誓文を實行するに不都合であるから、宜しく官制の大改革をなすべしと上書をしたことに基づくといはるゝ。福岡の意は、今の政府の組織は古への八省に似て眞の八省でない。即ち我が國の古制でもなければ、萬機公論に決するといふ新制でもないから、西洋各國の制度を採用し、衆議を採り公論に決することの出来るやうにせねばならぬ、これが時の宜しきに従ふ皇祖祖宗の御遺訓であるといふのである。

偶々この時木戸孝允からも制度改革の上書があつたから、四月に岩倉具視は大阪行在所に赴き、三條實美等と協議し、この制度改革に着手することになり、福岡と副島種臣とがその起草に選ばれた。閏四月十二日草案が成立し、その後数回の會議を経て可決し、宸裁を仰いで、同二十一日公布されたのである。

この政體書は驚くべき進歩した立法で、憲法の要項はこれに盡きてゐるとまでいはるゝものであるが、今日は殆んど世人の記憶から遠ざかつてしまつた。しかし御誓文と政體書とは歴史的には併せ見ねばならぬものである。

## 第三 公議振興の達

(明治元年九月二十一日)

議事院之儀ハ、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スルノ御趣旨ニシテ最重大之舉ニ有之、先般公議人ヲ被置議員ニ被充、課目對策御試相成候處、遂ニ空文ニ流レ、却テ對策及第等之弊風可生勢ニ付一ト先課目對策被廢止、改テ大ニ國家實用之輿論公議ヲ被興候 思召ニ候、然ル處公議人ハ其材ヲ撰ヒ、可代國論旨前以御布令ニモ相成候故、各其材ニ不乏事ニハ可有之候得共、猶又列藩ヲ 御達觀被爲遊候ニ中ニハ藩論未定、公議未立向モ有之哉ニ相聞、即今議事之制有之候テモ名實齟齬致シ、朝廷列藩之際氣脈ヲ通シテ公議ヲ興シ候 御趣意ニモ不相副、徒ニ空論浮議ニ涉リ、一己之私見ヲ以テ、衆說ニ雷同致ス等之弊ヲモ相生スヘク、以テ御遲回被爲在候得共、實ニ一日モ不可缺ハ公議ニ付、彌以藩論ヲ一定シ、公議ヲ振起シ、朝廷ニ於テ大ニ議事之制ヲ御興立可被爲在ニ付、追々其制ニ基キ、皇國一致氣脈相通シ候様、銘々可致盡力旨、被 仰出候事。

【解説】 維新の首、各府藩縣に貢士を徵し、議政官に下局を設け、輿論公議を執らんとしたが、そのことは豫期の成績を達し得なかつた。しかし、維新政府の公議採擇の旨は變らなかつた。かくて、明治元年九月二十日、明治天

皇の東京に行幸あらせられんとするや、翌二十一日在京都の各藩公議人(貢士)に命じ、每藩一人づゝ東京に赴かしめたが、尋いで公議人を合して悉く東下せしめた。この日亦令して従來下局に於ける議事の弊を矯め、藩論を一定し公論を振興せしめよとの仰出されが、行政官から達せられた。これが公議振興の達といふのである。



#### 第四 萬機親裁、正議直諫を求め給ふの詔書

(明治元年十月十七日)

詔、皇國一體東西同視、朕今幸東京親聽内外之政、汝百官有司、同心戮力、以翼鴻業、凡事之得失可否、正議直諫啓沃朕心、

明治元年戊辰十月

今般非常之 聖斷ヲ以テ 御東幸既ニ 御著輦ニ相成候處東北略及平定 御満足被 思食候得共前途内外之形勢深ク 御懸念被爲在 皇國一體之御成業彌以 御苦慮被爲遊候ニ付別紙 勅書之通日々臨御萬機 御親裁被 仰出候就テハ百官有司質素簡易ニ原キ至正公平ヲ旨トシ同心戮力益可勵忠勤尤御爲筋存付候儀ハ何事ニヨラス不憚忌諱正議直諫可致候様 御沙汰候事

【解説】 明治天皇は明治元年九月二十日京都を發し、東下あそばされ、十月十三日、東京に著したまうた。著御後四日にして發せられたのが、この詔書竝に御沙汰書である。これは天皇の百官有司に勅して正議直諫を求めたまうたもので、前記公議振興の達及び次の諸藩公議人への達と併せ拜察すべきもので、そこに當時の公議政治の趣旨が、能く理解されるのである。

#### 第五 公議所開議の御沙汰書

(明治元年十二月六日)

諸藩公議人へ

萬民ヲ保全シ永世不朽之 皇基ヲ確定スルハ固ヨリ萬機公論ニ出ルニ在テ即チ御誓文之大本ニ候依テ當夏議政行政ノ御制度相立各府藩縣ヨリ微貢士之法御設相成候儀即 御政體ノ通リニ候然處春來兵禍引續候ヨリ御誓文之 御趣意或ハ未タ周達セサルモ有之候處當今追々四方鎮定彌前條之通廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシトノ 御趣意ヲ以今般改テ被 仰出東京舊姫路邸ヲ以テ當分公議所ト御定相成來春ヨリ開議致シ候様被 仰出候間各彼我之私見ヲ去リ公明正大之國典確立之處ニ熟議ヲ遂ケ御誓文之 御趣意致貫徹候様 御沙汰候事

但開議期日御規則等ハ追テ 御沙汰可有之候事

別紙之通被 仰出候ニ付當年之議ハ御暇下賜候間勝手次第歸藩可致候尤來正月中無遲滯東京へ可罷出候様 御沙汰候事(本文ハ東京城日誌ニヨル太政官日誌ハ左ノ一次ヲ加ヘ本月十三日發ス)

諸藩公議人過日早々東下可致旨相達候處於東京別紙之通被 仰出候ニ付テハ來正月中罷下候様可致候

尤未タ不差出藩々モ同様相心得正月中屹度差出可申候事

【解説】 明治天皇の東京に行幸あらせらるゝや、東京に公議人を召集し、大に輿論公議を振興したまふの思召であらせられたが、東北未だ盡く鎮定せざるものがあつたので、その事が行はれなかつた。十二月、東北平定、その處分も結了し、京都に還幸せらるゝこととなつたので、明春を期して公議所を開會するといふ旨を諸藩公議人に告げたのが、この御沙汰書である。

## 第六 岩倉具視政體建定、議事院設置の建議

(明治二年正月二十二日)

### 一 政體ノ事

萬世一系ノ天子上ニ在テ、皇別、神別、蕃別ノ諸臣下ニ在リ、君臣ノ道、上下ノ分、既ニ定テ、萬古不易ナルハ我建國ノ體ナリ、政體モ亦宜ク此國體ニ基ツキ、之ヲ建テサル可カラス、然レトモ封建ト云ヒ、郡縣ト云ヒ、開國ト云ヒ、其制度ハ時勢ヲ觀察シ、其宜ニ從ヒテ之ヲ變易セサルヲ得サルナリ、是故ニ古ノ良法美制ト雖、今日ニ適セサルモノハ斷然之ヲ廢停シテ抱泥ノ陋習ヲ破ル可シ、抑政體ハ建國ノ體ニ基キ、之ヲ建テ、君臣ノ道、上下ノ分明ヲカニシテ、富強ノ基本ヲ鞏固ニシ、國家ノ運勢ヲ興隆スルヲ以テ目的ト爲スヘシ、臣子ノ分トシテ之ヲ言フニ憚ルト雖、明天子賢宰相ノ出ツルヲ待タストモ、自ラ國家ヲ保持スルニ足ルノ制度ヲ確立スルニ非ラサレハ不可ナリ、否ラサレハ明天子賢宰相ノ出ツルニ非ラサレハ、千刃ノ堤防モ蟻穴ヨリ崩壞スルノ患アリ、實ニ懼レサル可ケンヤ、慎マザル可ケンヤ、

今日人材ヲ登庸シ、門地ニ拘ハラス、其材ニ應シ、其地ニ立タシムルト雖、輔相、議定、知官事ノ如キハ仍ホ親王、諸公、諸王、公卿諸侯ニ非サレハ其ノ職ニ就クコトヲ得ス、是レ門地ニ拘ハルルノ餘風猶ホ存スルモノニシテ、制度未タ全ク其宜ヲ得ルモノト謂フ可カラス、若モ此制度ニシテ永ク繼續セシムルトキハ、或ハ其材ニ非スシテ其職ニ居リ、遂ニハ有名無實ノ弊ニ陥リ、大政不振ノ基トナラシコトヲ懼ル、速ニ此制度ヲ更改シ、官職ハ如何ナル地位ニテモ、其材アレハ何人モ之ニ就カシメンコトヲ要ス、因テ政體取調御用掛ヲ設ケテ其ノ起草ヲ命スヘシ、然レトモ職名ノ名ハ太寶ノ令ニ依リ古今ヲ斟酌シテ之ヲ設クヘシ、今日ノ人心ハ自ラ新ヲ輕ンシ、舊ヲ重ンスルノ風アルヲ以テ、施政ノ上ニ於テ害ナキモノハ可成丈舊貫ニ仍ルヲ可トス。

### 一 君德培養ノ事

君德ヲ培養スルハ古今不易ノ美制也、今ヤ太政維新ノ初ニ當リ、主上春秋ニ富ミ給ヒ、輔導ノ任一日モ闕クヘカラサルナリ、君側ニ侍スルノ人其才ヲ精撰セサレハ、縱令天資聰明ニ涉ラセラルルト雖、或ハ聖德ヲ累シ奉ルカ如キ事ナシト言フ可カラス、萬カ一ニモ之レ有ラハ臣子タル者ノ大罪決シテ逃ル可カラス、是故ニ公卿諸侯徵士ノ中ニ於テ、人ト爲リ篤實謹嚴ナルモノ又ハ器識高遠ナルモノ、又ハ

和漢洋ノ學問アルモノ等ヲ撰擇シテ、或ハ侍臣トシ、或ハ侍讀ト爲シテ君德ヲ培養スルコトニ努メシムヘシ、餘リ才智銳敏ナルモノハ、却テ其任ニ非ラサル歟、夫レ天下億兆ノ瞻仰スル所ハ政府ナリ、政府ノ瞻仰スル所ハ君主ナリ、君主明德ヲ備ヘ、大綱ヲ綜纜シ給フトキハ、政府其人ヲ得ヘシ、政府其人ヲ得ルトキハ、則チ天下億兆安泰ナリ、是レ古今不易ノ理ナリ、宜ク速ニ輔導ノ任、其人ヲ精撰アラシムコトヲ願フ。

### 一 議事院ノ事

議事院ヲ設置スルハ歐米各國ノ風ヲ模擬スルカ如シト雖、決シテ然ラス、我皇國ニ於テ公論ヲ採ルハ、既ニ神代ニ昉マレリ、速ニ議事體裁取調ヲ命シテ其規則案ヲ上申セシメ、而テ速ニ議事院ヲ設置スヘシ、抑太政維新ノ鴻業ハ何ニ由テ成就シタルカト言ヘハ、即チ天下ノ公論ニ由ツテ成就スト言ハサルヲ得ス、多年有志ノ人カ大義ヲ明ラカニシ、名分ヲ正スコトヲ論シ、而テ幕府ノ失政ヲ責メテ、遂ニ今日ノ盛運ヲ致シタルニ非スヤ、臣子ノ分トシテ之ヲ言フニ憚ルト雖、主上天資聰明英智ニ涉ラセラルルモ、猶御弱年ニ在ラセラレ、御親ヲ中興ヲ謀ラセ給ヒシト言フニ非ス、天下ノ公論ヲ聞食セラレテ、其歸著スル所ヲ宸斷ヲ以テ之ヲ定メ給フモノニシテ、實ニ公明正大ノ御聖業ナリ、是將來ニ於テ

モ議事院ヲ設置シ、施政ノ法度ハ衆議ニ附シタル上廟議一決シ、宸裁ヲ經テ施行セハ、從令異論百出スルモ容易ニシテ變更スルコトヲ得ス、此ノ如クナレハ朝權自ラ重ク、億兆之ヲ信シ、朝令暮改ノ誹謗ハ自然ニ弭止スヘシ、然ラサレハ一令出ツル毎ニ異論百出シ、其間ニ事情纏綿シ、遂ニ又之ヲ改ムルニ至リ、遂ニハ舊幕末世ノ覆轍ヲ踐ミ、人心ノ乖離スルコト益甚シカラン、蓋シ議事院ヲ設置スルハ、五箇條御誓文ノ御趣意ヲ擴充スルニ在ルナリ。

### 一 遷都論ノ事ス略

【解説】公議政治は、維新政府の根本方針であつたが、如何なる政治組織の下に於て、最も能く行はるゝかゞ討議の問題であつた。前に政體書の發布もあつたが、實地に試むると、いろ／＼の缺陷がある。岩倉具視がこの建議を上つたのも、これ等に鑑みたためで、明治二年正月二十五日、輔相三條實美にこれを呈し、政體を堅定し、議事院を設くべしといひ、速かに、政體御用掛を任命してこれを調査起草せしむべしといつてゐた。

この建議は維新政府の中心人物たる岩倉の政治思想を語るものとして注目し得る。彼は大體に於て、公議政治と議會政治との概要を會得してゐたことが知らるゝのである。

## 第七 藩議院制に關する御沙汰書

(明治二年二月五日)

大ニ議事之制ヲ可被立ニ付藩々ニ於テモ其制ヲ立ヘキ旨兼テ御布令有之候處今般於東京開議被仰出候ニ付御趣意奉體認藩々ニ於テモ博ク公議ヲ興シ輿論ヲ採リ下情上達候様 御沙汰候事

但各藩議事體裁之儀ハ御取調之上被 仰出答ニ候ヘ共各藩從來之制度モ不同所領之大小モ懸絶致シ地方之習俗利弊ニヨリ章程モ一定難致ニ付於 朝廷兼テ御内定ニ相成居候公議所法則案之大意ニ基キ變通ヲ加ヘ上下之間建言之儀不洩上達候様可致候、尤各藩議事體裁取定候ハ、其旨可伺出且又右ニ付難決事件ハ同様可伺出候事

【解説】 維新當初、中央政府に於て、公議所、集議院等の設置ありしに承應し、地方各藩に於ても、議院を設けしめようとした。明治元年十月二十八日藩治職制を公布したが、その一條に、

大ニ議事ノ制ヲ立テラルヘキニ付キ、藩々ニ於テモ各其制ヲ立ツヘシ、

といふのがある。中央政府は各藩を法制上その統制の下に置くと共に、各藩に公議政治を振興せしめんとしたのである。この趣旨に基づき、早くもその制を建てた藩もあつたが、版籍奉還以後、時勢に目覺めた諸藩では、續々と

藩議院を設置した。この御沙汰書は、この藩議院の設置を促すと共に、中央政府の公議所法則案によつて成るべくこれを統一せんとする方針を示したものである。

これ等の藩議院に關する制度は、廢藩以後全く遺忘せられてしまつたが、維新當初の公議政治の中央と地方とを問はず、全國的に行はれたさまを示すものとして注目すべきものである。

## 第八 公議親裁の詔

(明治二年二月二十五日)

### 詔書

朕將ニ東臨公卿群牧ヲ會合シ博ク衆議ヲ諮詢シ國家治安ノ大基ヲ建ントス抑制度律令ハ政治ノ本億兆ノ頼トコロ以テ輕シク定ム可ラス今ヤ公議所法則略既ニ定ルト奏ス宜ク速ニ開局シ局中禮法ヲ貴ヒ協和ヲ旨トシ心ヲ公平ニ存シ議ヲ精確ニ期シ專ラ、皇祖ノ遺典ニ基キ人情時勢ノ宜ニ適シ先後緩急ノ分ヲ審ニシ順次ニ細議シ以テ聞セヨ朕親シク之ヲ裁決セン

明治二年己巳二月二十五日

### 第九 待詔局設置の布告

(明治二年三月十二日)

大政更始以來舊弊一洗言路洞開上下貫徹少モ壅蔽無之天下有志ノ者竭丹誠之誠爲國家無忌憚建言致候ニ付追々御採用相成候得共猶實効ノ不立廉々有之畢竟 御旨趣貫徹不致有志之者撰擧ニ相洩候哉ト深ク 御煩念被爲在候ニ付此度於東京城待詔局被爲開候間有志之者草莽卑賤ニ至迄御爲筋之儀早々建言可致篤ト議論相遂其所長ヲ以夫々御用可被 仰付御趣意ニ候間向後潛伏隱遁鬱々其志ヲ不達者有之候テハ至誠盡忠ノ素志ニ相悖リ候間尙上下一致偏ニ盡力可致旨被 仰出候事

### 第十 東京再幸に就いての御沙汰

(明治二年三月二十四日)

今般再 御臨幸被爲 遊候儀ハ兼テ被 仰出候通公卿羣牧ヲ會合シ衆議公論ヲ以國家ノ大基礎被爲定上下治安萬世不拔之鴻業被爲立度 聖慮ニ候條諸藩士ハ不及申公卿附屬之面々ニ至迄銘々心得方可有之ハ勿論ニ候ヘトモ猶又厚ク 御主意奉體認假初ニモ不都合ノ儀無之様各其分ニ應シ報效之覺悟可爲肝要事ニ付主人主人ヨリモ篤ト可申聞様 御沙汰候間此旨相達候事

### 第十一 議事之制を立つべき御沙汰書

(明治二年四月十二日)

議政行政之分別ヲ以議事之制可被爲立筭之處自然實狀ニ於テ議政又行政之事ト相成立法官行政官ヲ相兼テ候様成行遂ニ議事之制難相立候然ニ今後天下衆庶ト共ニ衆庶之政ヲ爲シ且會計之事ニ於テモ愈議事之制ヨリ生シ候様無之テハ難被相行實ニ 皇國御基本モ此事之成否ニ關係致候依テ當時實狀ニ隨テ姑ク議政官ヲ被廢議參兩職並ニ史官共其儘ヲ以行政官ニ入リ輔相之次ニ列シ職務如舊決定機務ヲ主トシ可相勤候且別ニ議事之制取調局ヲ開キ大ニ右制御興立可有之様被 仰出候  
但姑ク議政官ヲ被廢候ヘ共即時政體書御變革ニハ不相成候間本文之次第官中ノミ相心得天下一體之儀ハ追々議事之制相立候上被 仰出候事  
右之通兼テ被 仰出置候處猶御改正迄從前政體書通可相心得旨更ニ被 仰出候事

### 第十二 萬機諮詢の詔書

(明治二年四月二十日)

詔朕嚮ニ汝百官群臣ト五事ヲ掲ケ天地神明ニ質シ綱紀ヲ皇張シ億兆ヲ綏安スルヲ誓フ然ルニ兵馬倉卒未タ其績ヲ底サス 朕夙夜上ハ以テ神明ニ畏レ下ハ以テ億兆ニ慙ツ今ヤ乃チ親臨汝百官群臣ヲ朝會シ大ニ施設スルノ方ヲ諮詢ス是神州安危ノ決今日ニ在リ誠ニ宜シク腹心ヲ披キ肺肝ヲ表シ可否ヲ獻替スヘシ朕將ニ勵精竭力大ニ經始スル所アラントス汝百官群臣ソレ勗哉

明治二年己巳四月

### 第十三 集議院規則

(明治二年九月)

#### 規 則

- 一 集議院ハ廣ク衆議ヲ諮詢シ國家治案ノ大基ヲ建テタマフ御心ヲ體シ奉リ億兆心力ヲ盡スノ場所ナリ故ニ議事ハ詔書ヲ遵奉シ太政官ト心志ヲ合シ專ラ政治ノ根本ヲ旨トシ普ク時務ニ涉リ皇國內氣脈際離セサルヲ要ス
- 一 議案ハ太政官ヨリ下スヘシ當院ヨリ立ツル議案ハ太政官ニ白テ公議ニ付スヘシ
- 但未タ公議ヲ經サル議案ハ發行ヲ許サス
- 一 議院ニ關係ノ議事アル節ハ長官次官正權判官トモ太政官ニ參預可致事
- 一 議員中ヨリ幹事十二名ヲ公選シ正權判官ニ準シ可相勤事
- 但權判官ノ次席タルヘク候
- 一 會議ノ席ニ於テハ議員位次總テ同等タルヘキコト
- 一 府藩縣トモ議員ハ正權大參事中ヨリ選出スヘキ事

- 一 議員ノ進退ハ官許ヲ乞フヘキコト
- 一 議員中ヨリ名指ノ選舉有之節ハ議院ニ於テ熟議ノ上可申出事
- 但シ任用ノ官等職務トモ前以テ内諭可有之事
- 一 議員中名指ナク舉任被 仰出候節ハ長官次官正權判官幹事等二名ヲ選定シテ可伺出事
- 一 議員中ヨリ選舉ノ節ハ奏任以上ニ可相任事
- 一 各員移任或ハ退職スル者ハ速ニ代員ヲ選フヘシ若シ病アツテ六十日ニ滿ツル者之レニ準ス
- 一 議員ハ廿五歳以上タルヘシ在職ハ四年ヲ以テ限トシ二年毎ニ其半ヲ改選ス時宜ニ因リ直ニ其人ヲ再舉スルモ妨ケナシ
- 但操行ヲ按シ勤惰ヲ察シ臨時ニ淘汰スルハ此限ニアラス
- 一 毎月二七ノ日ヲ以テ定日トシ辰ノ刻著到辰ノ半刻議事ヲ始ムヘシ
- 但議事終ラサレハ翌日再會ス若シ議事ナケレハ定日タリトモ休ス
- 一 毎月閏ヲ探テ番號ヲ定メ席次評論等ノ順序トス
- 一 評論ノ體裁簡易明瞭ヲ主トシ忠厚ノ意ニ基クヲ要ス
- 但一篇ノ大意ヲ節略シ日誌編輯ニ便ス



一鐘四聲ヲ以テ席ニ就キ磬二聲ヲ以テ議事ヲ始終シ磬一聲ヲ以テ討論ヲ止ム議事終ルト雖モ二聲鐘ヲ聞カサレハ退院ヲ許サス

一每會議案ヲ頒チ各員受テ歸リ評論ヲ加ヘ次會壇上ニテ之ヲ讀ミ異同ヲ討論シ第三會ニ至熟考可否ヲ決スヘシ

但討論ハ虚心易氣ヲ旨トシ務メテ條晰洞悉センヲ要ス尤評論ノ次第ニ由リ議案ヲ改正シ再三公議ニ付スヘシ

一凡ソ可否ハ自今行フヘキト否トニ就テ之ヲ決スヘシ

一議案ハ全ク同意又ハ異論コレナキ者ハ評論ノ節其由ヲ別記シ幹事ニ出スヘシ

一長官議員ノ決答ヲ集テ之ヲ點檢シ可トスル者五分ノ三以上ナレハ衆ニ告テ可ト決シ否トスルモノ五分ノ三以上ナレハ衆ニ告ケテ否ト決シ並ニ

天裁ヲ仰ク

但可トスル者ハ議案ノ右角ニ可字ヲ朱書シ否トスル者ハ左角ニ否字ヲ朱書シ甲條ヲ可トシ乙條ヲ

否トスルモノ各條ノ上ニ可否ヲ朱書シ皆藩印ヲ押シ議案ノ前ニ姓名ヲ表ス

一議員闕席ノ者ハ評論并可否他ノ一員ニ託スヘシ

但託ヲ受ケタル者闕員ノ評論ヲ讀ムヘシ

一一員ニテ二員ノ託ヲ受クルヲ禁ス

一可否トモ五分ノ三ニ至ラサルトキハ他日ノ會議ニ付ス若シ即決セント欲スル者五分ノ三ニ至ラハ直ニ再議スヘシ

一議員五分ノ二闕席ノ日ハ評論ヲ休ムヘシ

一議案并其評論可否ノ多少 勅許ノ有無總テ梓行世ニ公ニスヘシ

一諸官ヨリ出席ノ人員議事ニ加フルモ妨ナシ

但可否ヲ決スルヲ許サス

一議事參聽ヲ欲スルモノハ當院玄關ニ願ヒ出テ許可ヲ受クヘシ

但每會三十人ヲ許ス

一集議院中別ニ一局ヲ設ケ天下之進言獻策有用ノ材ヲ總ヘ寄宿セシメ其德行才能ヲ考試スヘキ事

但右一局ハ集議院寄宿所ト名ツケ寄宿スルモノ集議院寄宿生ト唱フ

一諸藩士及農工商トモ待詔出仕可仕可被 仰付者ハ一應議院ノ考試ヲ經テ任用スヘキ事

但人物ニヨリ特命ノ選舉ハ此限ニアラス

一待詔出仕ニ命セラルヘキ者并進言獻策ニヨツテ寄宿セシムル者議事ニ加ラシメ其材能ヲ考試スヘシ  
 但席次議員ニ準シ可否ヲ決スルノ權ナシ  
 一臨時ノ規則ハ長官ノ酌定ニヨルヘシ

(十月、更に集議院規則追加として建白取扱規則を發布せり、)

御沙汰書 (明治二年五月)

一先般待詔局被爲開草葬卑賤之者ニ至迄御爲筋之儀獻言可致様御布令相成候ニ付追々存付申出候就而  
 ハ重大之事件ハ 上裁ヲ經夫々御取捨相成候得共各官府縣限リニ而可否決定可相成程之事件申出候族  
 ハ待詔局ニ於テ一應尋問之上爲證據局印ヲ押其官及府縣江向當人差越書面爲差出候間其事之可否得失  
 ニヨリ取捨可致ハ勿論假令即今採用難相成儀申出候トモ懇切ニ説諭ヲ加ヘ言路洞開下情壅蔽無之様ト  
 ノ御旨趣致貫徹候様可取計旨被 仰出候事

五 月

行 政 官

局印ヲ受諸官及府縣江罷出候節萬一不都合之次第有之候ハハ不及爭論猶又當局江可伺出事  
 但建白書差出候向者大意並姓名月日共必表出シ差出ヘシ

七 月

待 詔 局

待詔院下局之儀ハ天下之才能ヲ待セラルル所ニシテ言路洞開上下壅塞之弊ナク草葬卑賤ニ至ル迄各抱  
 負ヲ盡サセ其所長ヲ御採用可被爲在御趣意ヲ以被設置候處今度御詮議ニヨリ集議院中ニ於テ是迄待詔  
 院下局ニテ取扱候御用等裁判可致旨被 仰出候間其旨可相心得候事

八 月

太 政 官

【解説】 明治二年三月七日、明治天皇、京都を發し、東京に行幸あらせらる。仍つて太政官を東京に移し、  
 公議所を設け、大に公議輿論を採擇して國是を定めんとしたまふ。以上第八より第十三に至る文書はこれである。  
 公議所、集議院等の憲政史に於ける關係は、總説に於て既に述べてあるから参照されたい。如何に當時公議採擇の  
 精神が旺盛であつたか、またこれ等公議機關が如何なるもので、如何に尊重されたかは、本文に就いて熟讀され  
 たい。公議所を以て、

博ク衆議ヲ諮詢シ國家治安ノ大基ヲ建テタマフ御心ヲ體シ奉リ億兆心力ヲ盡スノ場所ナリ集議院規則  
 と定め、その議員の心得を説いて

局中禮法ヲ貴ヒ協和ヲ旨トシ心ヲ公平ニ存シ議ヲ精確ニ期シ、専ラ皇祖ノ遺典ニ基キ人情時勢ノ宜ニ適シ先後緩  
 急ノ分ヲ審ニシ順次ニ細議シ以テ開セヨ公議採擇詔書

といふごときはそのまゝ、今日の帝國議會にあてはめ、議員の心得として然るべきである。

### 第十四 官吏公選の詔

(明治二年五月十三日)

朕惟フニ治亂安危ノ本ハ任用其人ニ得ルト得サルトニアリ故ニ今敬テ 列祖ノ靈ニ告テ公選ノ法ヲ設ケ更ニ輔相議定參與ヲ登庸ス 神靈降鑑過ナカランコトヲ期ス汝衆ソレ斯意ヲ奉セヨ

明治二年五月十三日

去歲閏四月政體御造立相成候處時勢之變遷ニ隨ヒ適宜之政體大ニ御確定可有之候得共千古未曾有御改革之儀ニ付一時ニ被施行候テハ却而其宜ヲ失ヒ候儀モ可有之依而即今至急御改正無之候テハ不相濟廉別紙之通御改刪被 仰付候事

別紙

上下議局被相開候ニ付議政官被廢左之通被改置候事

上局

議長

副議長

議員

行政官

輔相一人

議定四人

參與六人

辨事

○

輔相

議定

六官知事

内廷職知事

右四職公卿諸侯ノ中ヨリ撰學スヘシ

但三等官以上總會同入札ノ法ヲ用ユ

參與

副知事

右二職貴賤ニ拘ハラス撰擧スヘシ

但同斷

輔相一人

議定四人

參與六人

右今日入札撰擧被 仰付候事

六官知事六人

内廷職知事一人

六官副知事六人

右明十四日入札撰擧被 仰付候事

○

公撰次第

時刻各以序次著座

但正服之事

次 辨官事讀 詔書

次 辨官事置入札箱於案上

但史官著座其側

次 各記可擧之人名而納箱

次 出御

次 參與持出箱於 御座前而披之檢其數 史官記之

次 入御

次 輔相 宣下

次 議定參與入札了辨官事於輔相座前披之檢其數 史官記之

【解説】

維新政府に於ける公議政治の最も高潮に達したのは、明治二年五月十四日の官吏公選の實施であつた。これより先、元年閏四月發布の政體書には「諸官四年ヲ以テ交替ス、公選入札ノ方法ヲ用フベシ」と定めてゐたが、未だ實行されなかつた。しかし、岩倉具視は維新政府の朝官濫選の弊甚しく、人材登用の法宜しきを得ず、施政の機關左支右吾し、政務滯滞するを憂慮し、これを參與大久保利通に諮つた。利通はかゝる弊を矯むるには、官吏公

選の法によつて人材を拔擢するより外に良法がないといふことを答へた。この議が容れられて、この詔となり、官吏公選といふ未曾有のことが行はれたのである。

その方法は、政體書の規定のまゝには實施され難いから、多少の變更を加へて行はんといふので、詔の次に下された御沙汰書に明かである。即ち輔相、議定、六官知事、内廷職知事は公卿諸侯の中より選舉すべく、選舉資格は三官以上と定められた。また參與、副知事は、貴賤に拘らず選舉すべしといふので、被選舉資格には制限がない。要するに輔相議定等の大臣級の人は公卿大名から、次官級の人は各藩の人材から選舉するといふ制度であつたのである。

かくして行はれたのが、五月十四日の選舉で、明治天皇臨御の下に開票された。この時選舉された人は、輔相三條實美、議定岩倉具視、鍋島直正、參與東久世通禧、木戸孝允、後藤象二郎、副島種臣、板垣退助、大久保利通であつた。この中最高點は岩倉と大久保とであつた。各官知事の重なるものは、會計官知事萬里小路博房、副知事大隈重信、東京府知事大木民平等であつた。

この官吏公選に對して、有力なる反對があつた。その一人は土佐藩の山内容堂で、彼は『苟も國家の大臣たるものは、天皇の任命すべきものである。それを投票、入札を以て極めるなどは以の外である。かやうな兒戯に均しき儀は御免蒙る』といつて退席した。また大村益次郎は『かやうな公選法を行つて、屢々重ねると、他日共和政治を布く基になる、これは由々しき大事である』といふので反對した。

だが、かゝる公選の法は、中央政府ばかりでなかつた。先づ東京の大學、即ち今日の文部省と大學を兼ねてゐる

ところでは、教授を公選し、寄宿舎の舎監は生徒が公選してゐた。その他越後の高田藩、上野の高崎藩、下野の黒羽藩、下總佐倉藩、備中の高梁藩、肥前の佐賀藩、和歌山藩その他數藩に於ても選舉法が行はれたのである。當時公議政治が、如何に徹底して各地に行はれてゐたかと思はるゝのである。

## 第十五 左院の國憲編纂

太政官職制及諸省司の章程中、

左院職制及章程

(明治四年七月二十九日)

左院

議長 參議ヨリ兼任シ又ハ一等議員ヨリ任ス

議事ヲ判スルヲ掌ル

一等議員 二等議員 三等議員

諸立法ノ事ヲ議スルヲ掌ル

書記

文書ヲ檢シ議案ヲ草スル事ヲ掌ル

### 左院事務章程

左院ハ議員諸立法ノ事ヲ議スル所ナリ

議長ハ一人ニ限リ參議之ヲ兼任シ又ハ一等議員ヨリ之ニ任ス 議員ハ第一第二第三ヲ以テ其等級ヲ定メ人員ニ定限アル事ナシ

新ニ制度條例ヲ創立シ或ハ從來ノ成規則ヲ増損更革シ及未タ例規ナキ事ヲ考定スル等正院ノ下議ト本院ノ建議トヲ論セス都テ議長議員ノ衆論ヲ盡シテ之ヲ判決シ鈐印ノ後正院ニ上達ス

凡議事ハ衆論一決ノ說ヲ採ルヲ本旨トス故ニ議長議員ノ論說ヲ審議シ同論多キヲ以其議ヲ判決ス若シ同論ノモノ彼此同人數タラハ議長ノ可トスル所ヲ以テ之ヲ決ス議員五分以上ノ闕席アル時ハ議事ヲ爲スヲ得ス

議事ニ當リテ若シ施設ノ官員ニ諮詢スヘキコトアラハ正院ニ乞其命令ヲ以テ其人ヲ出席セシメ之ヲ推問スルヲ得ル

議事ノ章程及ヒ本院ノ開閉ハ皆太政官ノ特裁ニ從フヘシ

議員ノ撰舉免黜ハ正院ノ審判ニアルヘシ

議員ハ唯衆議ニ由テ事ノ可否ヲ決シ或ハ之ヲ論定スルノ權アルモノトス

議長ハ其院中決議ノ事ニ就テハ正院ノ許可アレハ其席ニ出テ可否ヲ審辨スルヲ得ル然レトモ其事ヲ行  
ト否サルトハ決テ之ヲ論スルヲ得ス

凡議事ハ皆機密ニ涉ル故ニ議中ニ係ル事及正院ニ上達シテ未タ決裁アラサルモノハ各自ノ意見ト雖モ  
他ニ泄スヲ禁ス

議案及一切ノ公文書類ハ書記ニ付シテ繕寫編輯セシム

#### 史官 員

議案及一切ノ文書ヲ繕寫シ之ヲ編輯ス

此章程更ニ増補更正スヘキ事アラハ商議ヲ盡シ上裁ヲ經テ定ムヘシ

〔參考〕 左院に關する正院の事務章程

左院ヨリ上ル奏事行政實際ニ係ル者ハ右院ニ下シテ利害ヲ案セシメ其可否ヲ審判シ之ヲ可トセハ其  
奏書ニ鈐印シ制可ヲ得レハ其證印ヲ押シ然ル後主任ニ付シテ之ヲ處分セシム

左院ヨリ上ル奏事行政實際ノ利害ヲ案セシムルニ及ハサル者ハ右院ニ下サス直ニ其可否ヲ審判シ前  
條ノ例ニ從テ之ヲ處置ス

右院ヨリ上ル奏事議員ノ公論ヲ採ルヘキ者ハ左院ニ下シテ當否ヲ議セシメ其可否ヲ審判シ前條ノ例

ニ從テ之ヲ處置ス

左右兩院ノ奏事取捨ノ便宜施行ノ緩急ハ本院ノ特權タリ

左院議事ノ章程及其開閉或ハ諸官省等ヲ廢立分合スルモ本院ノ特權タリ

### 下議院ヲ設クルノ議

(明治五年五月十九日)

人民天賦ノ靈智ハ、初ヨリ上下ノ別ナケレハ、國內ノ政治ハ國內ノ衆智ヲ合セシムハアル可ラス、方  
今廢藩置縣ノ大變革アリテヨリ、殆ト一週年ヲ經ルト雖モ、各縣ノ治未タ一定セス、是蓋シ御誓文ノ  
意ニ基キ、上下同治ノ制立サルニ由ツテナリ、上下同治ノ制立テ、始テ人民各自ノ分限ニ應シ、其  
責ニ任スヘシ、故ニ上下同治ノ制立サル時ハ、全國錢貸出納ノ本ヲ審定スル能ハス、全國法律ノ基ヲ  
立ル能ハス、何ヲ以テカ各縣一定ノ治ヲ爲サンヤ、西洋強盛ノ諸國ハ施政官ノ他ニ、必ス上下議院ヲ  
置クモノハ是レカ爲メナリ、皇國モ亦之ニ倣ヒ、議事院ヲ設ケ、既ニ左院アレドモ、所謂佛國國議院  
ニ似テ未タ其精ニ至ラスシテ、廣ク下ノ衆議ヲ採ルニ由ナシ、因テ速ニ下議院御取建相成、全國ノ代  
議士ヲ集メ、人民ニ代テ事ヲ議セシメ、上下同治ノ政ヲ施シ候ハハ、全國ノ基礎確立シテ、先般御變

改ノ實効屹度相顯ハレ可申、是今日ノ急務ト奉存候、此段奉伺候也  
議院ノ規則章程一切ノ手續等ハ許可ヲ蒙リ候ハハ速ニ取調可申事

壬申五月十九日

議長  
副議長

正院ヨリ左院へ達 壬申五月二十二日

府縣代人ヲ以テ議員ニ充テ集議ヲ興シ候様御治定相成候條右規則取調可申出候事

太政官

### 國會議院手續取調

(明治五年八月)

國會議院御創建ノ手續取調候様御下命有之候ニ付乃チ取調別冊規則之通ニ御座候然リト雖モ今俄ニ之ヲ御施行有之候テハ實地ニ難行事情モ可有之懸念仕候間先ツ此度ニ限リ左ノ手續ヲ以テ御施設有之可然奉存候

- 一 國會議院ハ東京ニ於テ一箇所ヲ設ク
- 一 國會議院ノ會議期限ハ今茲壬申九月中迄ニ各府縣ノ官員東京ニ會集スヘシ
- 一 議事ノ開院ハ十月中旬タルヘシ
- 一 國會議院ハ毎年一度ツツ必ス開クヲ以テ恒例トス 其開院ノ日數ハ三箇月ヲ以テ期限ト爲スト雖モ本年一會ハ先ツ五十日ト定メ遲速ハ時ノ宜キニ從フヘシ
- 右箇條ノ外數件ノ規則アリト雖モ各府縣官員出京ノ上頒布致スヘキ事
- 御布告ノ御趣意取調大略左之通
- 一 積年深ク宇内ノ形勢ヲ御熟察 此後泰西各國議院ノ法則ニ基キ東京ニ於テ國會議院ヲ御創建云々ノ事

- 一 本年一會ニ限リ參事及ヒ權參事等ノ内ヨリ一人ツツ議事ノ爲メ可差出云々ノ事
- 一 國會議院ハ選舉人等相立議員入札公選等ノ方法具備ス 然リト雖モ今俄ニ之ヲ施行セハ恐ラクハ支吾ノ憂ヲ生セン故ニ先ツ地方ノ官員ヲシテ議院ヲ立ル所以ノ方法處置ヲ評議セシメ然シテ後來西年ヨリ開院規則ノ通施行候條其心得ヲ以テ施設ノ緩急事業ノ成否或ハ前途ノ目的等ヲ熟議シ出京可有之云々ノ事



一 前後ノ處分手續書ニ照準可致云々ノ事  
右様ノ體裁ヲ以テ御布告有之可然奉存候也

壬申八月

左院

議員ヲ選ムノ事

- 一 第一農工商ノ財産アリテ文字通シ事務ノ論モ相應出來スル者
  - 一 第二右ノ見込ノ者ナキ時ハ寧ロ財産ニ乏シクトモ文字ニ通シ事務ノ論相當ニ出來スル者
- 但シ議員ハ來酉年ノ春ヨリ三府七十二縣ニ二人宛ヲ出スヘシ

議員ヲ選舉スル人ノ事

- 一 府縣下農工商ノ中財産アリテ事務ヲモ可ナリ心得シ者百人或ハ二百人ヲ寄セ假ニ選舉組ト稱ス
  - 一 右選舉組ニテ議員一人ヲ舉ルニ前ニ掲クル二條ノ見込ヲ以テ入札シ其札數ノ多キモノヲ以テ定ムヘシ
- 但シ財産ノ數竝ニ選舉組人數ノ多少ハ府縣ノ適度ヲ以テ定ムヘシ

左院改正之議

(明治六年五月八日)

今般政體御改革、本院章程追テ御改正可相成旨御布令ニ付、左ニ申上候、本院是迄ハ正院ノ推問ニ依テ決議之權有之、議事上ニ聊其不足ヲ補ヒ、有用ノ御場所ニ有之候處、新ニ正院中へ内閣議院御設立ニ相成、萬機判決被仰付候得ハ、即チ儼然タル立法官ニ相準シ、本院ハ無用ノ姿ニ相成候得共、到于此正院ハ始テ屹立致シ、政令施行其宜ヲ得テ、行政諸省ハ此迄ノ弊害ヲ去リ、偏長ノ患有之間敷相成可申ト不堪敬服、然ルニ獨恨ラクハ地方人民蒙昧不學、何レノ時カ開明ノ時ニ進ムヘキヤ、民智如此不開、民權亦隨テ不立、百般ノ事業隨テ不成、幸ニ本院ハ辛未廢藩後、新設ニ相成、而來内外制度事務取調致來候得ハ、此際御改定相成リ、今般御創立ノ國會院ノ上ニ御取設ニ相成、地方議員ヲ倡誘シ、人民一般保護ノ爲メニ相成候様致度、此段上陳候也、

明治六年五月八日

三等議官 宮島誠一郎

副議長 伊地知正治殿

維新以來遮政漸ク緒ニ就キ、綱紀稍々舉ルト雖トモ、藩屏ノ餘習東西風氣尙ホ未タナラス、政績亦均シカラス、故ニ全國人民ノ代議人ヲシテ各其思フ所ヲ盡サシメ、公議輿論ヲ採リ、以テ律法ヲ定メ、政化ヲ一ニシ、上下壅塞ノ弊ヲ去リ、民情暢達ノ路ヲ開キ、全國ノ人民ヲシテ天下ノ重キ各之ヲ擔當スベキヲ知ラシメント欲ス、然リト雖トモ其舉重大、卒然之ヲ行フ、或ハ支吾ノ患ヲ生セン、故ニ先ツ地方及ヒ各省ノ奏任官ヲ召集シ、左院ニ於テ衆議ヲ盡シ、以テ將來治安ノ基礎ヲ建ント欲ス、各員上聖旨ヲ奉戴シ、下一般ノ人民ニ代リ、協同一和、公論精議シテ其抱負ヲ盡サンコトヲ要ス、

明治六年

大會議規則

第一則 大會ハ各地方知事令參事各省奏任以上ノ官本院常在議官ヲ相會シテ事ヲ議スル所以ノモノニシテ毎年一度必ス之ヲ開クヲ以テ常例トス臨時ノ會議ハ正院ノ命ニ從フヘシ但シ開院ノ期ハ前以テ正院ヨリ布告アルヘシ

第二則 大會議職制左ノ如シ

議長一人

議院中ノ規則ヲ掌リ議員ヲ總轄シ同數兩立ノ衆議ヲ判定シ垂問並ニ議員ノ建議ニ就テ衆議ヲ興シ議員立論ノ旨趣ヲ熟考シ其志ヲ達セシメ凡ソ諸省ニ應接スル等ノ事ヲ掌ル唯會議ノ席ニ於テ自ラ發論スルヲ得ス

副議長一人

職掌議長ニ準ス

幹事若干人

正院ソノ人ヲ選シ上奏シテ之ニ任ス院中瑣小ノ事件ハ議長ノ指揮ヲ受ケ之ヲ決スルノ權アリ尤モ總會議ノ席ニ於テハ他ノ議員ニ異ナルコトナク平常ハ組分ヲ以テ事ニ任スヘシ

書記長一人

幹事ノ中ヨリ兼勤シ記録ノ事ヲ總管ス

司計長一人

幹事ノ中ヨリ兼勤シ用度ノ事ヲ總管ス

書記若干人

議長之ヲ選舉シ記録ノ事ヲ任ス

司計若干人

議長之ヲ選舉シ用度ノ事ヲ任ス

議員若干人

本院常在議官及ヒ各地方ノ知事令參事各省奏任官ヲ以テ之ニ充ツ就中地方及各省ノ議官ハ各擔任ノ事務アリト雖トモ本院ニ入テ議事ニ列スレハ則一般ノ立法官トス故ニ心ヲ公平ニ置キ議ヲ正確ニ覓メ四隅一治ノ化育ヲ期シテ苟モ恩光偏照ノ憂ナカラシムコトヲ思フヘキナリ然リト雖モ一縣一省ノ利病ヲ察スルハ其擔任ノ地ニ精キコト勢然ラサルヲ得ス宜シク辨論包負ヲ盡シ思テ言ハス盡ササルノ患ナカラシムコトヲ要ス

第三則 開院本日

天皇臨御三職及ヒ諸省ノ卿出席シ開院ノ禮式ヲ執行アルヘシ

第四則 本日三職ヨリ

- 一 歳入歳費其會計ノ事
- 一 貧民授産並ニ貧院病院ノ事
- 一 國債ノ事

一 鑛山ノ事

一 道路橋梁ノ事

一 江河堤防ノ事

一 兵士徵募ノ事

一 軍費ノ事

一 鐵道鐵橋並ニ電信機燈明臺ノ事

一 墾田拓地ノ事

一 牧畜ノ事

一 驛遞ノ事

以上十二條ノ外本院常在議官ノ擔任スル六分課ニ關係ノ條件其他人民ノ疾苦ニ關スルコトハ之ヲ建議スルノ權アリトス尙ホ垂問アリテ議スルハ此限ニアラス 天皇下シ給フ所ノ議案ヲ議長ニ附シ垂問ノ勅意ヲ體任シ公平至當ノ條理ヲ盡シテ協議スヘキ旨ヲ宣シ然ル後會議ヲ開クヘシ

第五則 開院ノ後議長垂問ノ議案ヲ會議ニ附シ答議決定ノ後議長之ヲ正院ニ出スヘシ

### 左院職制並事務章程

(明治七年二月十二日)

#### 議長職制中

正院及各省並國會議院等ニ對シ本院ノ決議ヲ申明スルヲ得云々

#### 十五條章程中

第一條 本院ハ議政官ニシテ正院ノ輔佐ト成リ其垂問ノ事ヲ議スル所ナリ

第二條 凡テ制度條例ヲ創立シ或ハ成規定則ヲ増損更革スル事ハ正院ノ垂問ニ依テ本院之ヲ議決シ以テ上奏スヘシ

第三條 一般ニ布告スヘキ諸法律制度ハ正院ヨリ必ス先ツ本院ニ下シ其利害得失ヲ評論セシムヘシ

第七條 議事ニ當リ行政ノ官員ニ諮詢スヘキコトアルトキハ正院ヘ乞テ其人ヲ出席セシムヘシ

第八條 議事ニ付取調ノ事件アレハ議官ヲ諸省ニ遣シ又時トシテハ地方ヲ巡回セシムヘシ

第十一條 地方官會議ノ時正院垂問ノ議案ヲ申明セン爲ニ本院議官ヲ其會議所ニ遣シ趣旨ヲ審詳辨論セシムヘシ

第十二條 人民ヨリ支配官應ニ對シテ起セル訴訟アルトキハ正院ヨリ之ヲ本院ニ下シ裁判セシムヘシ

第十三條 正院ニ於テ國憲ヲ議シ或ハ職制章程等ヲ創立シ又ハ之ヲ増損スルコトアレハ特命ヲ以テ本院議官ヲ選任シ其事ニ與リ議セシムヘシ

上裁欽定スル所ナリ能ク之ヲ守リ其程限ヲ愆ル勿レ

明治七年二月十二日

太政大臣 三條實美 花押

二月十四日六課分別正院參議ヨリ布達有之左ノ通

六課分別本書ノ通御施行可有之候事

二月十四日

伊藤參議印  
寺島參議印

伊地知副議長殿

內務課 戶籍病院貧民救助獄舍徒場巡查道路橋梁舟車驛遞電信書籍免許等及ヒ神社寺院學校教

法音樂等ニ關スル方法規則ヲ議スルヲ掌ル

外務課 條約接待貿易ニ關スル方法規則ヲ議スルヲ掌ル

財務課 諸稅則並ニ出納ニ關スル條件商賈相互ニ貿易買賣諸會社規則並貨幣產物國債等凡テ其増減出入ニ關スル方法規則ヲ議定スルヲ掌ル

兵務課 海陸軍律諸軍器團營城隍等ニ關スル方法規則ヲ議定スルヲ掌ル

法制課 民法訴訟法治罪刑法商法及ヒ官職位階儀仗服飾禮式等ニ關スル方法規則ヲ議定スルヲ掌ル

諸業課 農工商三業之ニ屬スル雜業並ニ漁獵採礦開墾治水諸製作等ニ關スル方法規則ヲ議定スルヲ掌ル

### 國憲編纂建議書

(明治七年二月二十八日)

謹デ按スルニ、憲法ハ邦家ノ基礎ニシテ治國ノ要領タリ、上下萬世之ニ依テ維シ、之ニ賴テ持スル所以ノ道ニシテ之ヲ建ルノ方其宜ヲ得ル古先賢哲又甚タ難シトス、況ンヤ臣等ノ不肖敢テ輕議スル處ニアラス、然リト雖トモ、治國憲法ノ大本定ラサレハ萬緒綱目秩序併舉スル能ハス、重大ノ典章モ他日ノ變革ヲ擬シ人心動搖シテ永久確守ノ目的ヲ失フヘシ、是國政上許多損害ト成ルノミニシテ、維新

ノ始メ五箇條ノ御誓文ハ萬世ノ國憲ハ勿論ニ候ヘトモ、譬ヘハ御國體上萬世不拔ノ皇基ヲ奉スヘキノ如キハ、御誓文ニ出サ、ルコト能ハサルノ類ニテ、充全ノ法章ニ備ラサル御闕典ノ姿ニ有之、仍テ上下ノ便宜ヲ通考シ、古今ヲ斟酌シ、所謂根元律法ナル國憲御確定被爲在度奉存候、右ニ付テハ一日萬機ノ御政務多端ノ御儀ト奉恐察候條、本院ニ於テ、議官數員御特撰被下候ハ、見込ノ條々編纂イタシ、聊御見合ノ爲メ上陳可仕候也

明治七年二月二十八日

副議長 伊地知正治

伺之趣御聞届相成候條編纂ノ上上申可致事

但シ懸リノ議官ノ儀ハ本院ニ於テ撰定シ名前可届出事

五月十日決裁

【解説】 廢藩置縣の事が成り、中央集權の制が確立するに及んで、公議政治が衰頹したことは、總説に述べたごとくである。それは、太政官職制及び章程中に於て能く現はれてゐる。左院は議員諸立法の事を議する所なりとあれど、議事を議せしむるも、その決議になる奏事を取捨し、施行の緩急を決するの權は、一に正院にあるばかりでな

く、左院の閉閉の權も正院の特權にある。それに議員の選舉、免黜は、正院の審判にあるものとされたとすれば、左院が形式に於てだけでなく、精神に於ても正院の一附屬に過ぎざるもので、獨立の實のなきものであつたことは、想像に難くないのである。

しかし、公議政治が全く忘却されたと思つてはならぬ。特に左院議員等は、國憲を制定し、公議政治の完成を圖らんと欲し、且つ自から任じてゐた。その最初の現はれは、明治五年五月の左院の上つた『下議院ヲ設クルノ議』である。これには人民天賦の靈智は上下の別なきことを高唱して、下議院の設立を唱へ、全國の代議士を集め、人民に代つて事を議せしむべしと論じてゐた。この議が容れられて、正院より議院規則取調の令が達せられ、同年八月、左院はその取調を完了し、『國會議院手續取調』といふものを上り、先づ地方官を會して、議院開設の方法を議せしめ、翌六年を以て、國會議院を開くべしといつてゐた。これ等の詳細は上の文書によつて、詳かにされたい。

だが、これ等のものは、故あつて議長は進奏しなかつた。何分岩倉大使一行も未だ歸朝しなかつた時であるから進奏しても行はれなかつたであらう。六年五月正院職制が改正され、正院に内閣議院が設立され、萬機の判決が仰付けらるゝに於て、左院は無用の地に置かるゝことにならうとしたので、左院改定の議などが上られたが、七月二月十二日左院の革正が仰出され、新に職制が定められた。こゝにまた勢を得て、左院は、更に國憲制定の急務を唱道して、二月二十八日上申するところがあつた。この上申は採擇されて、國憲の編纂が命ぜられ、懸り委員を撰定して届け出でしむることとなつた。これは同年五月十二日で、三等出仕松岡時敏、四等議員尾崎三郎、五等議員横山由清の三人が國憲編纂掛を仰付けらるゝことになつた。これから、民選議院假規則とか、民選議院事務章程とか

議事上院略規とか、いろ／＼のものが編纂された。しかし、左院として完成したものはなかつたらしく、今日は草稿として存在してゐるのみである。近時松岡時敏の文書が出るに於てこれ等のことが詳細に知られたのである。明治八年四月十四日左院が廢止せらるゝに於て、それ等の書類は悉く正院に引つがれた。かやうに、左院の國憲編纂事業は完了しなかつたが、その事業は元老院の繼承するところとなつたのである。左院の國憲編纂始末は、近時松岡文書によつて、尾佐竹博士及び鈴木安藏氏によつて詳細なる研究が發表された。尾佐竹博士の『政治史點描』、鈴木氏の『明治初年の立憲思想』に詳説されてあるから參考されたい。

## 第十六 木戸孝允の憲法制定の建議

(明治六年九月)

孝允材識淺短、學問空疎、叨ニ要路ニ當ル、曩者命ヲ奉シテ歐亞各國ニ使シ、專對其當ヲ得サル者亦少カラス、上ハ朝廷特命ノ旨ヲ盡サス、下ハ人民希望ノ意ニ酬ユル事能ハス、其罪亦多シ、然レトモ經歷ノ際、其制度文物ニ就キ、其沿革ノ由ル所以ヲ察シ、其風土人情ニ由テ、其異同ノ然ル所以ヲ考ヘ、之ヲ我邦維新前後ノ事ニ比較シテ、其施設措置ノ得失ヲ熟思シ、思テ已マサレハ、錄シテ以テ賢明諸公ニ質サ、ルヲ得ス、要スルニ各國ノ事蹟大小異同ノ差アリト雖、其廢興存亡スル所以ノ者、一ニ政規典則ノ隆替、得失如何ヲ顧ルノミ、夫レ一枝ノ杖強シト雖、三尺ノ童子モ時アレハ能ク之ヲ折ル、十枝ノ杖弱シト雖、把シテ之ヲ束ヌレハ強夫モ之ヲ折ルコト能ハス、管ニ之ヲ折ルコト能ハサルノミナラス、千斤ノ重キ亦以テ支フヘシ、今無數ノ小主アリ、一國ヲ割イテ各區ニ主宰タルトキハ方嚮多端ニ分レ、各其利ヲ營ミ、各其慾ヲ逞クシ、一國ノ威力分裂シテ合セス、牆内ノ兄弟、強弱ヲ判スルト雖、外國ニ對峙スルニ至リテハ、其強未タ以テ一和協合ノ敵國ニ抗スルニ足ラス、之ニ反シ一主能ク無數ノ小主ヲ統ヘテ全國ヲ總轄スルトキハ、假令境壤廣大ナラスト雖、方嚮一途ニ歸シ、利

害同一ニ通シ、以テ隣境ノ侮慢ヲ禦クニ足ル、是レ物理ノ然ル所ニシテ、今日五洲強國ノ通論ナリ、我國嚮ニ一新ノ政規ヲ興シ、版籍奉還ノ請ヲ許シ、侯伯ヲ廢シ、全國ニ臨ンテ百般ノ威權ヲ統一スルモノ朝意ノ期スル所ヲ問ハ、豈五洲強國ノ通理ニ基カサランヤ、然リト雖、時勢變更ノ際、士民其所ヲ失ヒ、或ハ貧困ニ陷ルモノ亦鮮カラス、況ヤ京畿北陸ノ諸役、士民ノ苦難一時塗炭ニ坐セリ、今其レ一家ノ不幸ニ就テ之ヲ言ハンニ、父ハ京城ニ死シテ國家ニ酬ヒ、子ハ北地ニ斃レテ君恩ニ報スルモノ有リ、私情ヲ以テ當日ノ形勢ヲ追想スレハ、冷汗未タ脊梁ニ徹セスンハアラス、然レトモ一國ノ變ハ公事ナリ、公事鹽キコトナシ、豈ニ一身ヲ顧ミルニ違アランヤ、當時ノ士民モ亦能ク斯意ヲ辨知シ、焦心粉骨、終ニ朝廷政規ノ基ヲ成セリ、而テ維新ノ際、諸制度變革耳目ノ觸ル、所、每事昔日ノ慣習ニ非ス、是ニ於テ狐疑ヲ抱クモノアリ、割據ヲ謀ルモノアリ、景況恰モ朝意ノ嚮フ所ヲ知ラサルカ如シ、朝廷豈漫ニ舊制ヲ變更センヤ、當時萬機ノ朝裁、主トシテ内國ノ時勢ヲ察シ、次テ外國ノ關係ヲ顧ミ、其事一ニ已ムヲ得サルニ出サルモノナシ、且 聖主ノ叡慮遠大ニシテ生民ヲ其堵ニ安保シ富強ヲ興シ、文明ヲ隆ムルヲ以テ目的トス、故ニ戊辰ノ春東北ノ地未タ平定セサルノ初、早已ニ天下ノ侯伯ヲ會シ、百官有司ヲ徵集シ、親ラ天神地祇ヲ祈リ、誓文ヲ作り、五條ノ政規ヲ建テ、之ヲ天下ニ公告シ、以テ 朝意ノ歸著スル所ヲ證シ、人民ノ方嚮ヲ一定セリ、其題言ニ大ニ斯國是ヲ定メ、制度

規律ヲ立ルハ誓文ヲ以テ目的トナスノ語アリ、蓋シ政規ハ一國ノ是トスル所ニ由リテ之ヲ確定シ、百官有司ノ隨意ニ臆斷スルヲ禁シ、萬機ノ事務總テ其規ニ則リテ處置スルコトヲ期スルニ在リ、其慮ル所極メテ深重、其期スル所極メテ遠大ナリ、當時ノ士民誰カ 叡旨ノ隆渥ニ感シ、敢テ之ヲ奉戴セサルモノアラシヤ、然レトモ時勢猶逶迤シテ人心一方ニ偏執シ、時好ヲ喜ンテ開化ヲ擬シ、舉動ヲ逸シテ文明ヲ摸スルノ弊ナキ能ハス、現今ノ形勢ヲ察シ、施設措置ノ跡ヲ證スルトキハ、五條ノ誓文猶實際ノ施行ニ就カサルモノアルニ似タリ、今文明ノ國ニ在テハ君主アリト雖、闔國ノ人民一致協合、其意ヲ致シテ國務ヲ條列シ、其裁判ヲ課シテ一局ニ委託シ、之ヲ目シテ政府ト名ケ、有司ヲ以テ其局ニ充テリ、而テ有司タル者ハ一致協合ノ民意ヲ承ケ、重ク其身ヲ責メテ國務ニ從事ス、非常緩急ノ際ニ在リト雖一致セル民意ノ許ス所ニ在ラサレハ漫リニ舉動ヲ試ムルコト能ハス、其嚴密ナルコト斯ノ如キモ、人民猶其超制ヲ戒メ、議士事毎ニ検査シテ有司ノ隨意ヲ抑制ス、然リト雖一國尙不化ニ屬シ、文明未タ洽カラサレハ、暫ク君主ノ英斷ヲ以テ、一致協合セル民意ヲ迎へ、代リテ國務ヲ條列シ、其裁判ヲ課シテ有司ニ附託シ、以テ人民ヲ文明ノ域ニ導カサルヲ得ス、嚮ニ五條誓文ノ盛舉ヲ仰クニ叡慮ノ起ル所蓋シ此理ニ基キシナルヘシ、我カ邦ニ於テハ議士事毎ニ検査ヲ加ヘスト雖、聖令固ヨリ重大ニシテ且其事務ノ重キ、歐米各國ニ於テ民意ヲ體シテ政ヲ行フ者ト毫モ異ナルコトナキヲ以テ、有司

タル者ハ宜ク其身ヲ責メ、五條ノ政規ヲ以テ標準トナスヲ要ス、政規ハ精神ナリ、百官ハ肢體ナリ、歐洲ノ通説ニ政規ハ精神、百官ハ肢體ト云、又一説ニ人民ヲ精神トシ、百官ヲ肢體トス、政規ハ即人民一致協合ノ意ニ出ツレハ二説異ナリト雖、理ハ即一ナリ、精神命ヲ傳ヘテ肢體逆マニ動キ、或ハ命ヲ俟タスシテ妄ニ舉動スルカ如キ事アラハ、全國ノ事務錯亂シ、物情ヲ挑撥シ、隨テ不安ノ形勢ヲ醸スニ至ラン、事若シ斯ニ至ルトキハ、戊辰一新ノ盛舉モ舊制ヲ廢スルニ過キササルノミ、士民粉骨ノ勞モ、遂ニ水泡ノ空キニ屬セン、加之ナラス法令輕出、昨是今非、前者未タ行ハレサルニ、後者又繼クカ如キハ、果シテ人民ノ能ク堪ユル所ニ非スシテ、其身要路ニ當ル者ノ適々以テ其過ヲ累ヌルニ足ルノミ、凡天下ノ事之ヲ言フハ易ク、之ヲ行フハ難シ、用舍ノ間亦以テ深ク戒ムヘシ、然ト雖政務ハ固リ廣大ニシテ區域殆ント際涯ナシ、況ヤ人生ノ要務ハ開化ノ進ムニ從テ相増シ、政府今日ノ事務ハ亦已ニ戊辰年間ノ事務ト其轍ヲ齊フシテ論ス可ラス、然ルヲ尙五條ノ誓文ノミヲ以テ照準トナス時ハ、當路ハ應變ノ處置ニ迷ヒ、恐ラクハ民意ニ充ツルコト能ハサルヘシ、然則今日ノ急務ハ五條ノ誓文ニ基キ、其條目ヲ加へ、政規ヲ増定スルニ在リ、抑五條ノ誓文ニ由テ以テ聖主今日ノ叡旨ヲ推スニ、豈天下ヲ以テ一家ノ私有トセンヤ、民ト斯ニ居リ、民ト之ヲ守リ、國務萬機統テ人民ニ關涉セサルハナシ、況ク人民各權利アリ、負責アリ、權利ヲ張テ天賦ノ自由ヲ保チ、負責ヲ任シテ一國ノ公事ニ供ス



ル等、亦人民存生ノ目的ナリ、細カニ其條目ヲ記載シ、盟約シテ其制ニ違反スルコトヲ禁シ、相互ニ從順スルモノハ即チ典則ナリ、蓋シ政規ナルモノハ典則中ノ本根ニシテ、一切ノ枝葉悉ク之ヨリ分出セサル可カラス、而テ各國政規ノ變革固ヨリ容易ナラス、事實萬止ムヲ得サルニ非レハ、必ス輕舉シテ之ヲ變スルコトナシ、殊ニ君主擅制ノ國ニ在テハ最謹慎ヲ加ヘ、能ク視察ヲ勞シ、深ク内國ノ状態ヲ考ヘ廣ク人民ノ生産ヲ顧ミ、其開化ノ度ニ應シ、能ク其意ヲ迎フルニ在リ、凡ソ五洲ノ廣キ國アレハ輒チ民アリ、各國士風ノ開化ト不開化トヲ問ハス、人ニ賢愚アリ、富ニ大小アリ、賢明ニシテ事務ニ達スル者ハ要路ニ當リテ生民ヲ引率シ、富ンテ其產厚キ者ハ貧民ヲ駕御スルコト恰モ普通ノ公理ナリト雖、諺ニ所謂一燕ノ歸リ來ルヤ、未タ以テ天下ノ春ヲ唱フルニ足ラス、烟霞淡蕩百花妍ヲ爭フニ至リテ、始テ以テ陽和ヲ賞スルニ足ル、故ニ民間偶一二ノ賢材ヲ出シ、或ハ數名ノ豪富ヲ生スト雖、一般ノ人民未タ貧愚ニシテ品位賤劣ノ地ニアレハ、其國未タ富强文明ノ域ニ入ラサルナリ、今ヤ邦人ノ外貌漸々都風ニ化シ、往々朴野ノ舊習ヲ變スト雖、其心情豈一朝ニシテ文化ニ明ナルコトヲ得ンヤ、政府能ク勉メテ生民ヲ教育シ、徐ルヤカニ全國ノ大成ヲ期スルニ如カス、然後政家方ニ其機ニ投シ、精意ヲ國家ニ盡サハ、生民ノ幸福亦多カルヘシ、萬一徐ルヤカニ大成ヲ期スルコト能ハスシテ、一二ノ賢明獨リ其身ノ利達ヲ負ンテ民意ノ向背ヲ察セス、只管功名ヲ企望シ、要路ノ一局ニ據リテ威權ヲ

偏持シ而シテ萬緒國務ノ多キ每事之ヲ文明ノ各國ニ擬似セント欲シ、輕躁之ヲ施行スルニ至テハ國歩ノ運厄以テ累卵ノ危キヲ招クヘキナリ、孝允亦恐ラクハ他日其責ヲ免ル、コト能ハス、且夫レ一國ヲ經理スルニハ必ス一國ノ力アリ、カヲ計リテ事ニ處セサレハ、一利變シテ百害トナル、彼里人ノ子ノ千金ノ子ヲ羨ム如ク、財ヲ傾ケ、家ヲ喪フニ至ルモ、其榮遂ニ及フヘキニ非ス、國事ヲ理ムルモノ宜ク其序次ヲ釋ツヌヘシ、カヲ養フ者宜ク其漸ニ從フヘシ、彼文明ノ至治豈遽ニ一朝ノ能ク求メ得ル所ナランヤ、庶幾クハ朝廷此ニ注意シ、大令ヲ布キ、誓文ニ加條シ、典則ヲ建テ、以テ後患ヲ豫防センコトヲ、大凡政治ノ盛衰國家ノ興廢總テ政規典則ノ有無ト其當否ニ由ラサルモノナシ、土壤廣大人民蕃殖スト雖、若シ其國ノ政務ニ於テ一規ヲ以テ之ヲ約束スルコト能ハス、一夫縱ニ私利ヲ營ミ、一夫驕リテ公道ヲ矯メ、諂諛僥倖小人隨テ朝ニ滿ツルニ至ラハ、富强文明ノ外貌アリト雖、國基衰頽終ニ整頓スヘカラサルニ至ラン、近ク比較ヲ取リテ之ヲ支那ノ形勢ニ證シ、遠ク歐洲「ホーランド」ノ蹉跌ニ鑑ムヘシ、昔時「ホーランド」ノ獨立存在セルヤ、土壤廣ク人民蕃殖シ、更ニ暴君汚吏アルニ非ス、只時勢ノ變遷ニ當リテ能ク其政規ヲ確立スルコト能ハス、甲ハ自ラ信シテ智者ト唱ヘ、乙ハ自ラ負ンテ能者ト稱シ、彼此相服セス、公侯豪族或ハ私利ヲ營ミ、或ハ威權ヲ爭ヒ、殆ント無政ノ邦ト爲ル、此際ニ當リ、生民ノ困厄誰カ活路ヲ探リ、以テ救濟ヲ求メサランヤ、全國隨テ蜂起シ、公侯ヲ懲

治シ、豪族ヲ復讐シ、其騷擾遂ニ比隣魯普塊ノ三國ニ波及シ、生民其堵ニ安ンスル者ナキニ至ル、故ニ三國ノ人民坐シテ當日ノ状態ヲ傍觀スルニ忍ヒス、兵力ヲ集メ、殘賊ヲ膺懲シ、終ニ其國ヲ三分シテ各自ノ所屬トナセリ、而テ亡國ノ人民將タ誰ヲカ咎メ、誰ヲカ恨ミンヤ、予火輪車ニ駕シ、普ヨリ魯ニ行ク、一曉悲筋耳ニ徹シ、殘夢忽チ破ル、起テ車窓ヲ推セハ則「ホーラント」ニシテ、土人ノ旅客ニ錢ヲ乞フモノ有リ、因テ昔日ヲ追想シ、慨ニ堪ヘサルモノ數刻、嗟呼政規建テ、典則存セサレハ自他ノ國ト雖、亦同轍ノ厄運ニ罹ルヲ免ルヘカラス、予曾テ聞ク羅馬ノ古語ニ曰ク、民アレハ則チ法アリト、政規典則ノ缺ク可カラサル見ルヘキナリ、歐亞一周觸目經驗ノ際、痛ク既往ヲ想ヒ、竊ニ將來ヲ察シ、緘默シテ自ラ已ムコト能ハス、區々ノ冗言、切ニ以テ諸公ノ評正ヲ請フ、

明治六年九月

孝 允

【解説】 維新政府に於て、識見最も高邁にして、時勢を指導し得たものは、木戸孝允であつた。木戸が、明治六年七月、歐洲より歸朝するや、幾もなく政規典則を設くるの議を上つたのがこれである。政規とは國家の根本法即ち憲法のこと、典則とは法律の意である。木戸の歐米諸國を巡遊するや、その進歩發達に驚き、その原因を探求して、國家の隆替は主として、その國の政規典則が完備し、國民が一致して、國家のために盡すと、盡さざるとあると信じ、この建議を爲すに至つたのである。

乃ち五箇條の御誓文の旨に基づきて、政規を制定し、民意を容れて國政を行ひ、裁判の制を定め、有司の擅恣を抑制し、人民を保護するの法を定めねばならぬ。而して、今日の政治に於て最も避けねばならぬことは、一二賢明の士が獨り、その身の利達を欲し、功名を冀ひ、民意の嚮背を問はず、擅に政治をすること、國家の危險なることこれに過ぐるものはないといふのである。漸進主義を奉ずる木戸は、未だ民選議院の設置を説かないが、しかし彼が立憲政治の旨を解し、それに向つて進むべきを唱道したことは明か、八年一月の大久保との大阪會議はその旨によつて行はれたものである。この建議は廟堂首腦者の立憲政治に關する意見書として、次の大久保利通の意見書と共に、立憲史上重要な文書である。

## 第十七 大久保利通の立憲政體に關する意見書

(明治六年十一月)

世ノ政體ヲ議スル者、輒ハチ曰ク、君主政治、或ハ曰ク民主政治ト、民主未タ以テ取ル可カラス、君主モ亦未タ以テ捨ツ可カラス、然リ而シテ此政體ハ實ニ建國ノ幹、爲政ノ本源至大至高ナル者ナリ其體確立セサレハ則ハチ國何ニヲ以テ建タンヤ、政何ニヲ以テ爲サンヤ、

夫レ民主ノ政ハ天下ヲ以テ一人ニ私セス、廣ク國家ノ洪益ヲ計カリ、治ネク人民ノ自由ヲ達シ、法政ノ旨ヲ失ハス、首長ノ任ニ違ハス、實ニ天理ノ本然ヲ完具スル者ニシテ、目今合衆國、瑞西、蘭土、其他南亞墨理駕地方ニ於テス、此政體ハ創立ノ國新徒ノ民ニ施行スヘクシテ舊習ニ馴致シ、宿弊ニ固着スルノ國民ニ於テハ適用スヘカラス、瑞西蘭土ハ沃饒四塞天府ノ國ナリ、一國ノ向背ヲ以テ歐洲ノ全勢ヲ輕重ス、是ヲ以テ各國相軌シ、相制シ敢テ之ヲ覬覦セス、而シテ合衆國ハ建國未タ百年ニ足ラス、當初君主政治ノ壓制ニ苦シミ、民主ヲ以テ其國ヲ建ツ、其餘皆ナ創立ノ國、新徒ノ民ノ故ヲ以テ斯ノ政體行ナハル、然レトモ其弊黨ヲ樹テ、類ヲ結ヒ、漸次土崩頽敗ノ患モ亦測カル可カラス、往時佛蘭西ノ民主政治其兇暴殘虐ハ君主擅制ヨリ甚タシト、名實相背ムクニ及ンテハ亦此クノ如シ、是亦

至良ノ政體ト謂フ可カラス、若シ夫レ君主ノ政ハ蒙昧無智ノ民、命令約束ヲ以テ之レヲ治ムヘカラス是ニ於テカ才力稍衆ニ擢ル者其威力權勢ニ任カセ、其自由ヲ束縛シ、其通議ヲ壓制シ、以テ之ヲ駕御ス、此レ方サニ一時適用ノ至治ナリ、然レトモ上ミ明君アリ、下モ良弼アル時ハ民其禍ヲ蒙ラス、國其敗ヲ取ラスト雖トモ、猶内外ノ政、朝變暮化百事換散ノ弊ヲ免カレス、若シ一旦暴君汚吏其權力ヲ擅マ、ニスルノ日ニ當リテハ、生殺與奪唯意惟レ行フ、故ニ衆怒國怨君主一人ノ身ニ歸シ、動モスレハ廢立篡奪ノ變アリ、其法政概ムネ人爲ニ出テ、天理ニ任カセス、此レ人情時勢ニ於テ久シク持守ス可カラサルモノニシテ即ハチ英國「コロンウエル」及ヒ佛國千七百年代ノ革命覆轍亦以テ徵スヘシ、抑政ノ體タル君主、民主ノ異ナルアリト雖モ、大凡土地、風俗、人情、時勢ニ隨テ自然ニ之レヲ成立スル者ニシテ、敢テ今ヨリ之レヲ構成スヘキモノニ非ラス、亦敢テ古ニ據リテ之レヲ墨守スヘキモノニ非ラス、魯國ノ政體以テ英國ニ施行スヘカラスシテ、英國ノ政體以テ亞國ニ用ユヘカラス、亞ヤ英ヤ魯ヤ其政體以テ我國ニ行フヘカラス、故ニ我國ノ土地風俗人情時勢ニ隨テ、亦我カ政體ヲ立テサルヘカラサルナリ、維新以來宇内ヲ總覽シ、治ネク四海ニ通シ、我カ國ヲシテ萬邦ニ卓越セシメントス然レトモ其政ハ依然タル舊套ニ因襲シ、君主擅制ノ體ヲ存ス、此體ヤ今日宜シク之レヲ適用スヘシ、而シテ土地ハ萬國通航ノ要衝ヲ占メ、風俗ハ進取競奔ノ氣態ヲ存シ、人情既ニ歐米ノ餘風ヲ慕ヒ、時勢

半ハ開化ノ地位ニ臨ム、將來以テ之レヲ固守スヘカラサルナリ、然ラハ則ハチ政體以テ民主ニ歸ス可キカ、曰ク不可、辛未ノ秋廢藩ノ令下リ、天下漸ヤク郡縣ニ歸シ、政令一途ニ出ツルト雖トモ、人民久シク封建ノ壓制ニ慣レ、長ク偏僻ノ陋習以テ性ヲ成ス殆ント千年、豈ニ風俗人情ノ以テ之レニ適用スルノ國ナランヤ、民主固トヨリ適用スヘカラス、君主モ亦タ固守スヘカラス、我國ノ土地、風俗、人情、時勢ニ隨テ我カ政體ヲ立ツル、宜シク定律國法、以テ之レカ目的ヲ定ムヘキナリ、英國ハ歐洲ノ一島國ナリ、幅員二萬五千方里、人口三千二百萬餘、「ノルマンデー・ウキルアム」入國以來僅カニ八百餘年ニシテ、國威ノ海外ニ振ヒ、萬邦ヲ膝下ニ制シ、今日ノ隆盛ニ至ル者ハ、蓋シ三千二百萬ノ民各己レノ權利ヲ達センカ爲メ、其國ノ自主ヲ謀リ、其君長モ亦人民ノ才力ヲ通暢セシムルノ良政アルヲ以テナリ、我日本帝國モ亦亞細亞洲ノ一島國、幅員二萬三千方里、人口三千一百餘萬、

天智帝中興以來千有餘年ニシテ、其英國ノ隆盛ニ至ラサル者ハ他ナシ、三千一百餘萬ノ民、愛君憂國ノ志アル者萬分有一ニシテ、其政體ニ於テモ才力ヲ束縛シ、權利ヲ抑制スルノ弊アルヲ以テナリ、其國家ヲ負擔スルノ人力ヲ愛養スルノ政體ニ從テ、國家ノ以テ隆替スル所ロノモノ昭々此クノ如シ、抑我カ

祖宗ノ國ヲ建ツル、豈ニ斯ノ民ヲ外ニシテ其政ヲ爲ンヤ、民ノ政ヲ奉スル、亦豈ニ斯ノ君ヲ後ニシテ

其國ヲ保タンヤ、故ニ定律國法ハ即ハチ君民共治ノ制ニシテ、上ミ君權ヲ定メ、下モ民權ヲ限リ、至公至正君民得テ私スヘカラス、夫レ人々相交ハル時ハ人々相競フ、君民相交ハル時ハ上下亦相競フ、上下相競ヒ相交ハルノ際ニ於テ、是非曲直、善惡邪正ノ分之レヲ裁決セサル可カラス、其特權君ニ在ルヲ君主ト謂ヒ、民ニ在ルヲ民主ト謂フ、其君民共ニ之レヲ執ルヲ君民共治ト謂フ、此レ上下各其公權通議ヲ保全暢達センカ爲メ、君民共議以テ確乎不拔ノ國憲ヲ制定シ、萬機決ヲ之レニ取ル、之レヲ根源律法ト謂ヒ、又之レヲ政規ト謂フ、即ハチ所謂政體ニシテ全國無上ノ特權ナリ、此體一トタヒ確立スル時ハ則ハチ百官有司擅マ、ニ臆斷ヲ以テ事務ヲ處セス、施行スル所ロ一轍ノ準據アリテ變化換散ノ患ナク、民力政權並馳シテ開化虛行セス、此レ建國ノ楨幹爲政ノ本源ニシテ、今日百般ノ務メニ從事スル著々茲ニ注意セスンハアル可カラサルナリ、然リト雖モ、今日此議ヲ建ツル、乃チ 天皇陛下ノ大權ヲ輕重スルヤ、曰ク否夫レ 天子ノ大權其ノ外貌益重モケレハ、則ハチ其實權愈輕シ、何ントナレハ則ハチ將門均ヲ秉ルノ日 天子九重ノ内ニ在リテ威嚴堂々下民仰テ以テ神トナス、而シテ天子尺寸ノ權ナシ、一旦親カラ萬機ヲ裁スルニ當リテ下民始メテ天日ヲ拜シ、至尊モ亦タ斯人タルヲ知ル、而シテ外貌ノ威半ハ損ス、人情時勢ノ日ニ開明ニ赴ク水ノ濕ニ就クカ如ク、物理ノ自然人力ノ支フル所ロニ非ス、今ニシテ之レヲ察セス、其外貌ノ大權ヲ強持セント欲セハ、則ハチ天子坐ナカラ

空器ヲ擁シテ昔時將門秉均ノ日ニ異ナラサルノミナラス、天位モ亦將サニ危カラントス、是ヲ以テ上  
ミ君權ヲ定メ、下モ民權ヲ限ルモノハ、蓋シ國家愛欲ノ至情ニ出テ、人君ヲシテ萬世不朽ノ天位ニ安  
ンセシメ、生民ヲシテ自然固有ノ天爵ヲ保モタシムル所以ナリ、然ラハ則チ今日ノ要務先ツ我カ  
國體ヲ議スルヨリ大且ツ急ナルハナシ、苟シクモ之レヲ議スルニ序アリ、妄リニ歐洲各國君民共治ノ  
制ニ擬ス可カラス、我カ國自カラ皇統一系ノ法典アリ、亦タ人民開明ノ程度アリ、宜シク其得失利弊  
ヲ審按酌慮シテ、以テ法憲典章ヲ立定スヘシ、

治國ノ道タル其政府ノ體裁ニ於テハ各其國古來ノ風習人情ニ從ヒ、或ハ立君獨裁、或ハ君民共治、  
或ハ共和政治等ノ異ナルアリト雖、國中百端ノ事務ヲ議定施行スルニ至テハ、必ス獨立不羈ノ權ヲ有  
スル處有テ以テ斷然之ヲ行フニ非レハ衆論百出、異說紛々終ニ定基ナク、人々一己ノ私論ヲ主張シ、  
著手方向ヲ裁リ、施行順次ヲ失ヒ、進マント欲シテ退キ急ナラント欲シテ緩ナルノ弊ヲ生シ、國政不  
振基礎不立ノ憂ヲ致ス、然而所謂三種ノ政體中立君獨裁トハ則國ニ從來ノ定法ナク、只國君ノ意以テ  
之レカ國法ト爲リ、其君權定限ナキ者ヲ云、君民共治トハ從來ノ定規ニ從ヒ、君民ノ間各其權限ヲ定  
メ、以テ法ヲ立ツ、君主之レニ因リテ自ラ國政ヲ理ムルモノヲ云、共和政治（人民共治ト云ヘル方至  
當ナルヘシ）ニ至ツテハ人民相共ニ力ヲ盡シ、以テ法憲ヲ定メ、定ムル所ノ法憲ニ從テ國政ヲ理ムル

ノ人ヲ撰ヒ、之レヲシテ國務ヲ奉行セシムル是レ也、雖然各其不羈獨立ノ權勢ヲ有スル所在テ、百端  
ノ國政ヲ裁決施行スルノ意ニ至テハ則チ一ナリ、故ニ立君獨裁ノ國ハ君意ヲ以テ確然不可犯者トシ  
君民共治、人民共治ノ國ニ於テハ定憲定法ヲ以テ確乎不拔ノ者トス、今我カ政體ヲ察スルニ、自ラ此  
三者ヲ斟酌折衷スルモノニシテ、能ク國風ニ應シ、時勢ニ適スルニ似タリト雖モ、然レトモ實際ニ臨  
テ尙ホ適切ニシテ以テ弊ナシトセサル者アリ、其故何ソヤ命令ノ出ル處實權ナク、又隨テ一ナラサル  
ニ因ルナリ、之レヲ人身ニ喩フルニ手足動モスレハ、恣ニ其好ム所ヲ行ヒ、其欲スル所ニ趨ルカ如ク  
既ニ其主宰ヲ失テ氣脉相通セス、首尾相應セサルカ如シ、故ニ今深ク此ニ注意シ、篤ク時勢ヲ量ツテ  
窃ニ左ノ擬議ヲ建ツ、

## 太政官職制

太政官中三院一寮ヲ置ク可シ、

正院 左院 右院

式部寮

此三院一寮以テ太政官ト名附クヘシ、

正院

天皇陛下親臨

太政大臣

天皇陛下ヲ輔弼シ、萬機ヲ統理シ、諸上書ヲ奏聞シテ制可ノ裁印ヲ鈐シ、且勅書ニ署名鈐印スルヲ以テ任トス、右院ニ在テハ之カ長タルヘシ、

左大臣

職掌太政大臣ニ亞ク太政大臣缺席ノ時ハ其事務ヲ代理スルヲ得其右院ニ在ルヤ參議ト共ニ全國百般ノ事務ヲ裁決施行スルヲ掌トル、

大内史 其他略ス

左院

左右大臣或ハ參議ノ中チヨリ之レカ議長トナルヘシ、

一等二等云々ハ諸立法ノ議事ヲ掌トル、

右院

太政大臣之レカ長タルヘシ、

參議

全國百般ノ機務ヲ商議判決スルヲ掌トル、  
式部寮云々

正院ハ 天皇陛下臨御シテ萬機ヲ總判シ、太政大臣左右大臣之ヲ輔弼シテ庶政ヲ獎勵スル所ロナリ、凡全國一般ニ布告スル制度條例及 勅旨特例ノ事件ハ、太政大臣ノ名ヲ以テ正院ヨリ之レヲ發令スヘシ、諸省使寮司局ヲ廢立分合スル、先ツ右院ノ商議ヲ經テ上奏シ、允裁アレハ則太政大臣ノ名ヲ以テ令スル正院ヨリスヘシ、凡勅任官ノ進退ハ 宸斷ニ出ルト雖トモ、必先右院ノ商議ヲ經テ上達シ、太政大臣之ヲ奏上シ、允裁ヲ得テ後チ進退スヘシ、凡ソ奏任官ノ進退ハ其所轄長官ノ奏問ニ因ルト雖、必右院ニ於テ商議ノ上太政大臣之ヲ處置ス、本院中判任官ノ進退ハ其所轄ノ具狀ヲ得内史ヲシテ之レヲ處置セシムヘシ、

凡ソ重大ノ訟獄ニ付、其事情ニ差誤ヲ生シ、裁判上過マツテ斷決スルモノアリトスルトキハ、司法官其情曲ヲ具狀シ、右院ノ商議ヲ經テ、太政大臣之ヲ上奏シ、允裁ヲ得テ其罪科ヲ宥ムルコトアルヘシ凡ソ一般ノ奏事ハ必ス先ツ右院ノ商議ヲ盡シ、判決シテ後チ主任ノ者ヨリ之レヲ正院ニ出タスヘシ、

然シテ太政大臣之レヲ奏上シ、制可ヲ得乃ハチ主任ニ付シテ施行セシムヘシ、議政行政ニ關スル諸文書、法案及 勅書令條、差除黜陟ノ記録等ハ内史ニ付シテ司掌セシムヘシ、

恒例ノ公文、既發ノ命令、通常ノ達書等ハ外史ニ付シテ司掌セシムヘシ、凡ソ右院ノ議判ヲ經、主任ヨリ允裁ヲ乞フ處ノ奏書ハ内史其部類ヲ分カチ之レヲ本帖及副本ニ寫シ、本帖ニハ右院議判者ノ名ヲ記シ内史又タ之レニ記名シ、之レヲ太政大臣ニ出スヘシ、太政大臣之レニ鈐印シテ 御批允裁ヲ受ケ、之レヲ主任ニ歸シテ奉行セシムヘシ、内外史所屬ノ各局課式部寮等ノ事務ハ各其主任ヲシテ管理セシム

左院

左院ハ諸立法ノ事ヲ議スル所ナリ

新ニ制度條例ヲ創立シ、或ハ從來ノ成規定則ヲ増損改革シ、及例規ナキ事件ヲ新ニ考定スル等、惣テ局中ノ衆論ヲ盡シ、自カラ建議シ、或ハ左院ノ下議ニ依テ草案ヲ起シ、之レヲ議定シ、鈐印ノ上之ヲ議長ニ呈シテ右院ニ出スヘシ

左院ハ立法ノ主務ニ付充分擬議スルノ權アリト雖モ、裁決ノ權ハ固ヨリ有スル能ハス、本院ノ議論ヲ經、本院ノ鈐印有ル者ニ非サレハ直チニ右院ニ於テ議判シ、太政大臣ニ呈シ、假令之カ允裁ヲ受クル

ト雖モ、決シテ奉行スルコト能ハサル者トス、

議員ハ平常ト格外トノ兩員アルヘシ、平常ノ員ハ常ニ此局ニ奉事スル者ヲ云、格外ノ員ハ諸省輔丞ノ内ヨリ撰擇シ、其省ノ任務ニ關スル事件ニ付法案ヲ起スコト有ルトキハ常ニ出仕參與スヘシ、明法寮ヲ以テ此内ニ付スヘシ、

右院

右院ハ 天皇陛下、太政大臣、左右大臣、參議及諸省ノ卿ニシテ參議タル者ニ特任シテ諸法案及事務ノ當否ヲ商議シ、定論ヲ立テシメ、太政大臣ヨリ之ヲ奏上セシムル所ナリ、若シ最重大ナル事件ヲ商議スルニ當リテハ時機ニ依テ

天皇陛下親臨スルコトアルヘシ、

諸奏事及諸般ノ布令等皆ナ已ニ右院ノ判決ヲ經ルニ非サレハ、太政大臣ト雖モ、決シテ直チニ奏上允裁ヲ受ケ奉行スルコト能ハス、凡ソ諸般ノ事務ニ於テ、列坐相共モニ商議判決シ、鈐印シテ同意ヲ表スル上ハ其事務ノ主任誰レタルヲ論セス、連印ノ員ハ皆ナ均トシク其責ニ任スヘシ、

右院中二三ノ書記官ヲ置キ、日々當直ノ參議

(若シ左右大臣ノ兩人在ルトキハ、右大臣ヲシテ常ニ院中ノ長タラシムルモ可ナランカ、又然ラスシテ參議ノ他省ノ兼務ナキモノアラハ、其人右

院ノ事ヲ任シテ可ナランカ、然ルトキハ別ニ當番ヲ立ツルニ及ハサル可シ、ヨリ其ノ日ノ議事及ヒ談判ノ大意ヲ書記ニ下付シ、之レヲシテ簡明ニ簿記セシメ置クヘシ、

立法、行政、司法ノ三件ハ各一種ノ事務ニシテ自ラ區別アリ、其所任ニ至リテモ亦區別ナキコト能ハス、若シ之ヲ一手ニ司リ、法ヲ立テ政ヲ行ヒ、司法ノ權ヲ有スル時ハ其事務大ニ煩亂シテ之ヲ反覆討論深思熟慮スルコト能ハス、良法ヲ立テ克ク之ヲ處分シ、又諸件ノ定法ニ合スルヤ否ヲ決スルニ暇ナク、自然處事倉卒ニ出テ、百弊並ヒ生スルヲ免レス、加之此三大權ヲ一處ニ任スル時ハ、或ハ其威權ヲ逞フシ、私意ニ任セテ法制ヲ妄立シテ其權理ヲ意トセス、恣マ、ニ衆人ヲ奴視シテ、敢テ其疾苦ヲ顧ス、全國ノ利害ニ關セスシテ、特ニ一己ノ情慾ヲ專ニセンコト有ラントス、於是乎歐洲各國多年ノ實驗ヲ經テ、久シク政學ニ力ヲ盡セシ所ノ國ニ於テハ、此三大權ヲ區別シテ各其職掌ヲ制限シ、法規ヲ立テ、以テ各自ノ權限ヲ定メ、互ニ相守リ毫モ干犯セシムルコトナキヲ要ス、是レ其政務ノ本原ニ基キ、其機軸ヲ定立セル者ニシテ、蓋政體上ニ於テ其法ヲ得タリト謂フ可シ、是故ニ我國現今ノ形情ヲ見、將來ノ事勢ヲ察スルニ、早ク此體裁ニ注目シテ政憲ヲ定ムルニ非レハ果シテ政體ノ善美ヲ得タリト云フヘカラス、雖然今此體裁ニ倣ヒ、治國ノ三大權ヲ區分シ、互ニ相干犯スヘカラストスルトモ未タ實際ニ於テ果シテ行ハル、ヤ否ヤニ至リテハ、實ニ豫メ言ヘカラス、故ニ目度ヲ茲ニ期シ、將來

ヲ慮ツテ左ノ擬議ヲ建ツ、

### 議政

議院之レヲ掌トル一切議事ノ綱領ニ掲クル所ノ者ヲ議スルニ止マリ、直チニ之ヲ施行スルヲ得ス、國憲ニ基キ、議則ニ據リ、重大ノ事件ヲ議シ、議決スルモノヲ太政大臣ニ付シ、奏聞シテ親裁ヲ乞フモノトス

### 行政

各省使、府縣之レヲ掌トリ直チニ一般ニ施行ス、特權ヲ以テ太政大臣ノ奏スル所ヲ親裁シ、直チニ之レヲ施行ス、國憲ニ基キ、議院ノ議ヲ經テ已ニ制可スルモノヲ施行ス、

### 天皇陛下ノ權

一國政ヲ執行スルニ無上ノ持權ヲ有ス、



- 一 皇統ヲ禪ル、
- 一 親ヲ勅任官ヲ黜陟ス、
- 一 全權公使ヲ派出ス、
- 一 特典機密ノ使ヲ海外ニ派遣ス、
- 一 議會ヲ聚散ス、
- 一 議院ノ議全國ニ障碍アルトキハ其議ヲ廢ス、
- 一 法律ノ撰定ヲ議院ニ下ス、
- 一 師ヲ興シ師ヲ罷ム、
- 一 政事上ノ過失ニ關セス、
- 一 一般法律ノ羈束ヲ受ケス、
- 一 訴訟ノ被告トナラスト雖モ、裁判官ニ特命シテ之レヲ聽カシムルコト有ルヘシ、
- 一 謀叛不軌ノ徒ヲ除クノ外、裁判擬決ノ後特典ヲ以テ死罪ヲ宥タム、
- 一 賞罰、
- 一 爵位ヲ與奪ス、

- 一 新タニ華族ヲ置ク、
- 一 諸族ノ名稱ヲ與奪ス、
- 一 海陸軍及ヒ城砦軍艦兵器ノ類ハ一切之レヲ管ス、  
但卿兵ヲ親管ス、
- 一 尺度量衡ヲ定ム、
- 一 皇族ヲ管理ス、
- 一 我臣民ノ派出ヲ禁シ、外國在留ノ我臣民ヲ召シ、又タ我臣民ヲ海外ニ放逐ス、
- 一 外國人民ヲ我生民ト同視シ之レヲ使用ス、
- 一 外國人民ニ免狀ヲ與フ、

議政院

華族及ヒ特命選舉ノ議員並ニ行政諸省ノ卿ヲ集會シ、國憲ニ基テ重大ノ事務ヲ議セシムル所ナリ、

職制

長官

一ノ議員ヲ議員中ヨリ投名ヲ以テ選舉シ、院中ノ事務ヲ調理ス、  
國憲ニ基テ議事ヲ整齊シ、議員ヲシテ議則ヲ確守セシメ、行政ノ事務ニ關涉スルナシ、

議員ヲ選舉スル概規

- 一華族ノ戸主二十一歳以上ノ者議員ヲ選舉スルヲ得ル、
- 一議政院議員ハ華族選舉スル所ロノ華族議員二十名、其他 天皇陛下ノ特命ヲ以テ選舉スル所ロノ議員ハ定限ナシ、及ヒ行政諸省ノ卿ヲ以テ議員トス、此レ亦 陛下ノ特權ナリ、
- 一華族選舉ノ議員ハ罪アルニ非ラサレハ 陛下ノ特權ト雖モ其職ヲ免セス、
- 一初メ滿二ケ年ニ至レハ、華族選舉スル議員並ニ特命選舉ノ議員其半數更ニ新選ヲ以テ之レヲ變ヘ置ク、残り半數ハ滿三ケ年ノ後又之レヲ變ヘ置ク、
- 一特命ヲ以テ選舉スル議員華族ノ外奉職中ハ官給ヲ賜フ、

議事ノ綱領

- 一歳出入ノ額ヲ議定スル事
- 但概算ハ大藏省ニ於テ擔當調査シ、其法案ヲ正院ニ於テ通議審定シ、然ル後議政院ニ出スヘシ、

一既定ノ稅額ヲ増減變更スル事

但非常ノ天災及ヒ不得已ノ事故等ニテ、一歳ノ收入豫算ノ額ニ滿タサルトキハ、更ニ之ヲ償フ方  
法ヲ議定スル事、

- 一新タニ新租稅ヲ賦スル規則ヲ議定スル事、
- 一諸法律ノ草案正院ニ成ルヲ議定スル事、
- 一諸會社一般ノ條例定規ヲ議定スル事、
- 一貨幣鑄造ノ方法及ヒ其品量ヲ議定スル事、
- 一金券ノ發行償却ノ方法及ヒ其規則ヲ議定スル事、
- 一内外ノ國債ヲ募リ及ヒ之レヲ償却スルノ方法ヲ議定スル事、
- 一兵員ヲ増減スル事、

但非常ノ事アルニ臨ンテハ

陛下ノ特權タル事、

一帝王ノ許可ナクシテハ、本院ノ議定ハ一般ノ法トセサル事、

但一旦議決スル者、上奏シテ不可ノ令アル者ハ、本年ノ會集ニ於テ再ヒ之レヲ議定スヘカラサル

事、

一本院ニ於テ議スヘキ事件ヲ本院ニ出サスシテ、大臣直ニ 陛下ニ奏聞シ、一般へ公布スルトキハ之レヲ拒ムノ權アルヘシ、

【解説】 明治六年十一月十九日、閣議の結果、工部卿伊藤博文、外務卿寺島宗則の二人に命じて、政體を取調べしむることとした。蓋し、岩倉、大久保等は内治の急務を唱道して征韓論者を退くるや、改造後の我が國家の政體を如何にすべきかの問題を解決せんがためであつた。この時大久保が自己の意見なりとして、伊藤に示して取調の參考としたものが、この意見書である。伊藤はこれを騰寫して保存してゐた。後年その由來を認めて、世に公にしたのがこの書である。

大久保の意見書の概要は、參考の伊藤の手記によつても明かであるが、大久保も木戸と共に、寧ろ木戸以上に立憲政治の理論と必要とを認識してゐたことが知らるゝ。大久保は、立憲政治は君民共治の政治で、君民の權を定め、互に私しないことであるといつてゐた。彼は君權を限りといはないで定めといひ、民權を定めといはないで限りといつてゐたことは、極めて措辭の巧妙なるを見るが、そのいふ意は、民權論者のいふことと變はりがないのである。彼は上下各其公權通義を保全暢達せんが爲め、君民共議以て、確乎不拔の國憲を制定せねばならぬといつてゐた。

しかし、木戸以上に漸進主義の大久保は、人民に權利ありとも、直に國會を設け、參政權を人民に與へよとはい

はない。彼は、國の政體はその國の國體によつて定めねばならず、立憲政治は止むを得ずとするも、その國の人情時勢によつて決せねばならぬものであるといつてゐた。伊藤博文などが、後年國體と憲法との關係を強調し、長く國會尙早論を唱へてゐたことの因つて來るところが知らるゝのである。とにかく、大久保のこの意見書は、木戸の建議と共に、我が憲政史上極めて重要な文書である。

【參考】 伊藤博文談話（明治六年十一月） 明治六年使節一行ガ歐羅巴カラ歸朝シテ、征韓論ガ破裂スルト、政府ノ有力者ハ二ツニ分レテ、一半ハ朝ニ留マリ一半ハ野ニ下ツタ、ソノ時朝ニ殘ツタ人達ハ陣容ヲ立直シテ庶政ノ革新ニ努メテ居ルト、明治七年一月ニナツテ曩ニ征韓論ノ故ニ辭職シタ副島板垣ナドカラ、民選議院ヲ起セト云フ建白書ガ出タ、トコロガ、コレヨリモ前ニコレニ類スル新制度ノ計畫ニ就イテ意見ヲ持ツタモノガ政府部内ニモアツタノデアアル、木戸公ハ明治六年七月歸朝スルト間モナク、歐米ヲ視察シテ得タ新知見ニ據ツテ、政規典則制定ノ議ト云フモノヲ發唱セラレタ、政規トイフノハ、今デ言ヘバ憲法ノ様ナモノデアツタ、大久保公モ大體同ジヤウナ意見デ、明治六年九月、私ガ岩倉大使ニ附イテ歸朝シテ、制度調査ノコトヲ仰付ケラレルト、大久保大藏卿ハ憲法制定ニ關スル意見書ヲ認メテ送ツテ寄越サレタ、其書面ハ今モ尙保存シテ居ルガ、殆ンド一冊ニモナラウトスル程ノ浩澣ナモノデ、其大要ハ今茲デ文章ヲ表ハスコトハ出來ヌガ、凡ソ斯ウ云フモノデアツタ、

世ノ政體ヲ議スル者即チ曰ク君主政治、民主政治ト、民主政治尙未ダ採ルベカラズ、君主政治亦タ棄ツベカラズ、然リ而シテ此ノ政體タルヤ、實ニ建國ノ大本、爲政ノ本源ニシテ至大至公ノモノタリ、其體確立セザレバ國何ニ依

リテ立タンヤ、政治何ニ依リテ爲サンヤ、維新以來宇内ヲ總攬シ、四海萬邦ニ卓絶セントス、然ルニ其ノ制ヤ依然舊套ヲ因襲シ、君主專制ノ體ヲ存ス、此制宜シク用ヒルベカラズ、然ラバ則チ民主制ト爲スベキカ曰ク不可、我國人民久シク封建ノ壓制ニ慣レ習性トナルコト殆ンド千年、此風俗人情ヲ以テ俄カニ民主政治ヲ用ヒルベカラズ、君主政治モ亦固守スベキニアラズ、云々

文章ハ長イケレドモ、精神ハ略々右ノ様ナモノデ、碎イテ言ヘバ、憲法政治ハ今遽カニ實施スル譯ニハユカヌケレドモ、詰マリハソレニナラナケレバナラス、憲法政治ヲ施イテ國ヲ立テ、行カウト云フニハ、各國ノ政體ヲ見テモ君主トカ、民主トカ、ソレノノ形體ガアル、ケレドモ、要スルニ、其ノ國、其ノ時ノ人情風俗ニ據ツテ基ヲ立テタモノデアル、舊ニ由ツテ之ヲ墨守シテ行クコトハ國ヲ保ツ所以デ無イ、我國ニ於テモ時勢、人情ニ循ツテ政體ヲ建テナケレバナラス、維新以來宇内ヲ總攬シ、洽ク四海ニ通ジ萬邦ト並立スルノ方針ヲ執ツテ來タケレドモ、其ノ政治ハ依然タル舊套ヲ因襲シ、專制ノ體ヲ存シテ居ル、此ノ體タル今日ニ在ツテハ、之ヲ用ヒザルコトヲ得ヌ、纔カニ藩制ヲ廢シテ郡縣トナシ、政令一途ニ出ヅルコトトナツタガ人民ハ久シク封建ノ壓制ニ慣レ、千年ノ久シキ之ガ習性トナツテ居ルノデアルカラ、急劇ナル變動ヲ之レニ與フルコトハ勿論國ヲ保ツ所以デナイ、併シ將來二期スル所ハ我が人情、風俗、時勢ニ循ツテ立憲ノ基ヲ樹ツルコトデナケレバナラヌトイフノデアル、詰リ、漸進主義ノ立憲政治論デアツタ、世間ニハ大久保公ヲ目シテ壓制家ノ様ニ思フ者モアルヤウダガ、ソレハ甚ダシイ間違ヒデア、大久保公ハ早クヨリ立憲政體ヲ主唱サレタ有力ナ一人デア、其頃封建制度ヲ廢シテ、王政復古トナツテ、マダ間ノ無イ所へ、今度ハ憲法政治ヲ持ツテ來ヨウトイフノデアルカラ、具合ガナカク六ツケ敷イ、勤王論ト憲法

政治トノ關係ヲ明瞭ナラシメルニハ憲法ノ力ニ俟タナケレバナラス、大久保公ノ意見モ詰リ、君權ヲ定メテ民權ヲ限ルト云フニ在ツタ、私モ此ノ事ハ輕マシク遣ツテハイカヌト云フコトヲ木戸公ト論ジタ、ソノ後ニナツテ、明治七年、前ニ話シタ民選議院ノ建白モ出ルシ、十四年ニハ大隈伯ノ建白モ出來タ、ケレドモ、イヅレニシテモ、マダドウモ研究ガ足ラス、政體ヲ定メルト云フコトハ國體ニ關係ヲ持ツノデアルカラ、十分ニ過去ヲ明カニシ、將來モ慮ツテ、コレナラバ慥カニ日本ニ適シ國家ヲ利スルト云フ安心ノ出來ルマデハ、私モ容易ニ左袒シ得ラレナカツタ

## 【参考】 青木周藏談話

明治五年岩倉大使歐米巡回ノ時ニ、大久保サンモ木戸サント共ニ副使トシテ行カレタ、

予ハ當時獨逸ニ留學シテ居ツタガ、其際大久保サンヤ木戸サン達ノ勉強ハ實ニ感ジ入ツタモノデ、先進國ノ文物制度ヲ熱心ニ研究サレタ、又到ル處デ留學生ヲ呼ビ寄セテ、ソノ取調ヲ命ジタリ意見ナドモ徵サレタガ、就中憲法ヤ行政組織ナドニハ最モ注意ヲサレタヤウニ思フ、獨逸ノ有名ナル政治家「スタイン」ハ、十九世紀ノ始メニ先ヅ市町村制ノ改革ヲ斷行シタガ自治制ガ充分確立セラレテカラ數十年ヲ經テ始メテ憲法發布トナリ立憲政治ガ出來タコレヲ沿革ヤ英國立憲政治ノ圓滑ハソノ自治制度ノ完備セルニ基ヅク等ノ所以ヲ詳細ニ研究サレタメデア、當時我邦ニテモ民選議院ノ論ガボツボツ起リカケテ居ツタカラ立憲政體ノコトハ早晚政府ニ於テモ實施スル積リデ、歐米諸國ノ政體政治ヲ研究サレタノニ外ナラナイ、サレバ大久保サンハ、自治制度ニ關スル取調ベテ諸員ニ命ゼラレタガ、ソノ考ハ我國ノ立憲政治モ、亦外國ノ實例ト同ジク、先ヅ地方自治制ノ確立ヨリ始メナケレバナラナイ、ソノ方法ハ漸進主義ニ依ルヲ可トストル定メテ居ラレタ様デア、ソレ故歸朝サレルト間モ無ク、大久保サンノ建議デ

内務省ガ創設セラレ、續イテ地方官會議モ開カレ、續イテ府縣會規則ヤ、地方稅規則ヤ、郡區町村編制法ナドノ制定トナツテ地方ノ民費ハ悉ク府縣會ノ議ヲ經テ徵收スルコト、ナリ、漸ク町村ノ自治ガ確立セラレル順序ニナツタ、然シ惜シイコトニハ木戸サンモ大久保サンモ前後シテ此ノ世ヲ去ラレタノデ、政府ノコノ方針モ民論ノ爲メニ却ツテ動搖スルニ至リ、遂ニ憲法モ地方制度モ僅カニ數年ヲ隔テ、實施サレルト云フ風ニ順序ガ前後シテシマツタ、今ニ至ルモ地方自治制ヤ憲法政治ノ運用ガ巧妙ニユカナイト云フノモ、畢竟コノ理由ニ基ツクカラデアル、鬼モアレ私ハ大久保サン達ノ歐羅巴巡回中ノ熱誠ヲ思ヒ出シテ止マナイ

## 第十八 陸奥宗光の日本人論

(明治七年一月)

日本人とは、西は薩摩の絶地より東は奥蝦夷までの間に生存して、凡そ此帝國政府の下に支配せらるる者皆此稱あり、既に此稱あれば、各人其尊卑賢愚、貧富強弱に拘はらず、皆此國に對する義務あり權利あり、最も政治上より言ふときは、此國の安全幸福を謀るの事務を掌るものは、聽て政府大小の官吏の職任にて、政治に關係せざる平民は唯々其法令を遵守して、其政旨を體認するまでにて、日庶務に關するには及ばぬ事也、故に大官は其權利最も大にして其義務愈々重く、小官は其權利稍々小にして、其權利稍々輕し、平民に至りては、此權利と義務とは、全く取除けられたるものゝ如しと雖、平民には亦自ら平民一般の權利と義務あり、其義務とは、自家の利益中より若干の歩合を政府に納め、之を税金とし、政府の費用に充て、又丁年の者は其が役に服して全國の安全を衛る等なり、其權利とは既に此義務を盡して政府の用向に辨したる上は、各自其生活の爲、其幸福の爲、其安寧の爲其利益の爲、其名譽の爲め、又は其他の事件に、政府又は他人より自己所有の部分を毀損せらるるこ

とあるときは、之を回復すること、又は其扶持を保たんことを、政府に要求する権あり、是れ皆即ち平時人民の政府に對する義務なり權利なり、又時としては政府の施政上に於ても、國內人民一般の弊害となることは、之を除去し、其利益となることは、之を興立するを請求すること、或は政治向に偏頗不公平の處分あるとき、又は政府の處分にて、此國の安全を傷害し、此國の危難を醸成すべきことあるときに於ては、之を忠告し、之を爭論するの權あり、故につまり人民も亦、政府の義務權利を分任したるものにして、其平常の政治上に於て、政府と人民の職掌に區別あるは、假りに此國內の事務を分任したるものにして、其平常の政事上に於て、政府と人民との職掌に區別あるは、假りに此國內の事務を相互に約束して、面々持前の分課を定めたるが如きものなり、故に日本人は總懸りにて、日本國內の安全を保護し、其危難を桿制し、此國に存する幸福は、之を國內一般に享受し、此の國に生ずる危難は、國內一般に分任するの理なれば、凡そ日本人の名あるものは、一日一時も此國の安全を心頭に忘却すべからざるは、即ち成國の大基と云ふべし。

抑々日本國神世七五の時代はいざ知らず、神武天皇即位以來二千五百三十有四年の間、皇統連綿として今日に至るまで未だ曾て一度も外國の侵辱を受けず、國內一般、上下の親密なる情義は、決して他國の比すべきことにあらざれば、此國人民に於ては、一層報國の篤志ある理なるに、却て此國人

民は、兎角國の安危存亡を一切政府に委託し、少しも政府の權利と義務を分任し、此國の安危を面々の持前に引受け心配するの操義を有する者甚だ稀なり、畢竟これは強ち此國人民の不注意、不親切なるのみならず、古來此國政府の成立せる法制に於ても、亦毫も此權利を人民に假借せざりし風習に浸染したるなり、況や今を距ること一千有餘年來、藤原氏、平氏、源氏、北條氏、足利氏、織田氏、豊臣氏、徳川氏などいへる公家武家の輩、始終天下の權を掌握し、其政治向總て自家の便利にのみに引付け、勝手次第に、此國の政事を取扱ひたればなり、(藤原氏、北條氏、徳川氏の執政中其制度見るべき物ありと雖、畢竟政府に存理せること多かりけり) 況や徳

川氏の末世に到り、政治向益々失體の事件を重ね、加之嘉永六年外國人始めて此國に來航し、數百年以來鎖國の制度を變じ、外國の交際を開きたれば、國內の議論大に蜂起し、外患内憂、一時に輻輳し政府の困難いふべからざるに至り、殆ど此國の安全幸福を保つ能はざるの勢なり、既に此の如き困難に遭ふときは、當時此國の人民悉皆此國難を救済する爲めに各自胡越同舟の思を起すべき筈なるに、左はなくして、多分は晏然自若休戚を慮はず、さも彼秦人の楚人の肥瘠を見るの諺の如き有様なり。

是に於てか、僅々二三の大名と、其他憂國の徒と稱する者、東西に相集り、深く此國難を心痛し、自己の生死を厭はず、或は政府に忠告し、或は政府を抗撃し、又は有名有力の大名に依頼し、如何にかして此國難を永解せんとせり、然るに此二三の大名憂國の士と云ふものも、其議論數端にして、固

より一致協和に至らず、且つ其舉動議論に於ても、或は激烈に過ぎ、或は粗暴に陥り、其の醇實公正なる國民の本義に違ひたることも多かりけれども、此國の安危を分任し、此國の權利を保全せんと圖りたるものなれば、此國に對して忠勇の志操深切なるものにして、所謂日本人の名稱を辱しめざる者なり、左すれば當時政府にても斯く忠勇篤志の人となれば、假令其言行盡く用ふべからざるも、成丈け其人を優待し、之に因て所謂全國の安危を一國總體に分任せしめ、如何にもしても此國難を救済すべき筈なるに、積年自家原の政事に因循し、兎角他人より政治向を彼是と議論することを嫌ひて、却て深く此等を憎み、甚しきは之を捕縛し、之を誅戮し一時暴威を以て之を壓倒せんとせり。然れども原來人間に賦有する正理は、暴政の壓倒し能はざるものなるが故に、竟に此暴政を以て此輩の議論を壓倒すること能ざるのみならず、其後自家暴政の爲めに、益々國內の議論を招き、慶應丁卯の歲に至り、徳川氏二百餘年相傳の政權を一旦にして、之を朝廷に奉還するに至れり。翌明治元年以後、即ち王政復古し、政權更に一途に歸し、四年辛未、廢藩置縣、乃ち封建の制を變じて郡縣とし、天下盡く王權に屬す、此等未曾有の改革の際に方りては其初京攝の戦争あり、尋ひて北越關東の戦、又函館の役あり、其他國難の多端なるに際して、外國人の爲に、此國の權利を奪はれんとせしもの亦多かるべし。

偕此王政復古の偉績を奏する爲め、又其前後各所の争亂を平定する爲めに於ても、薩長の二藩其功勞最も多く、土佐之に亞がり、肥前は徳川氏の時代には、此國內並に王家に對し差したる功勞もなかりしが、維新以來、政治上に於て前三藩と比肩することとなりたり。故に世間或は薩長或は薩長土又は薩長肥土の稱あり、然れども薩長の功勞最も超越にして、從て其權力最も重大なり、此時に當りて我國三百藩及三千有餘萬人の中にて、僅かに此四藩の大名と、此四藩中の士人のみ、大に世間に稱譽せられたるものは、強ち他の國の人民の才識、智力、盡く此四藩の士人に及ばざるに非ざるべけれども畢竟此四藩の士人のみ、天下衆庶に先じて、此國の安危を分任し、此國に對し、最も深切なる忠勇を盡したれば、自ら此名譽を得たるものなり、斯る功勞あるを以て、其後薩長の藩主に十萬石宛、土佐の藩主に四萬石、肥前の藩主に二萬石の賞典祿を給與し、又其藩々の士人中にも、其功勞に應じ、特別の賞典祿を給せり、尙ほ其上に方今、政府の顯職にある者、大概此藩々の士人たる者多し、固より此の如き功勞ある人々なれば、其賞典を受くるも、又樞要貴重なる官職に就くも、決して他人より非議する能はざるのみならず、又之を許して當然の事とせり、然れど賞典は既往の功勞に酬いたるものなれば、其多少適不足あるも、毫も他人より之を論すべからざれども、官職は現時未來に對して、其職務の責任を盡すべきものなれば、之を既往の功勞に酬いるものと看做すべからず、古言に曰ふ、

人を賞するに職を以てすること勿れとは是れなり、且つ前に云へる如く、大官に就く者は、此國に對するの義務も権利も亦重大なる理なれば、此人々今日當路の政務に於て、苟も現時未來、此國の安全幸福の消長に關係することあれば、此人々前日の功勞ありとて、之を見許すべき謂はれなし、譬へば甲家に失火あるとき、乙家の主人並に眷族共、早速駆け付け、其當難を救助したることあるべし、當時乙家の一統は、甲家に對し最も親切なる譯なれば、甲家より乙家へ相當の謝禮あるべきなり、然るに其後乙家の主人、或は眷族、曾て甲家の火難を救助したればとて、甲家の家財を恣に壞損するとき、甲家の主人必ず之を問責し、或は其償を求むるの理なるべし、丁度之と同様の譯にて、此國に重大なる功勞なる人々にても、今日の職務に於て、過失又は枉法の舉動あるを見るときは、此日本人たるもの黙止すべき謂はれなし、故に繰返し陳述する通り、此國の人民總體にて此國の幸福を頒受し、急難を分任すべき義務を負ふべきなり、蓋し現今此政府の至重至要の地位にある大官は、彼功勞の最大なる薩長等の人なり、故に此國の安危存亡、一切此等數人の責任なり、故に亦其當務上得失あるものは、他人より非議せらるゝことを免るべからず、又他人に於ても、其議す可きことあるを知りながら、其勢力と權威とに懼れて黙止するは、此國人たる本義を失するのみならず、當初彼人々の此國に盡したる、忠勇の意志にも背くべし。

夫れ維新以來、政府に於て人々の政事をなすを視るに、政治上に於て最も喜ぶべきものなきに非ずと雖も、天下の人常に不満足の意を抱くは何ぞや、其基本たる、人々政治上に於て公私を混淆し、其黨與に私して、量衡頗る公平を缺くに在り、今夫れ政府の體裁を見るに、參議以上に任するは、必づ此黨の人也、海陸軍及其他の樞要なる職務に居るは、必ず此黨の人なり、故に滿朝の大官は、過般其黨の人に非るなし、又歐米各國に派出する書生は此黨の郷土より出る者多く、其他大小の政務皆此黨の身勝手に引付けざるはなく、決して此國の人民總體にて、此間に在る幸福を頒受し、其安危を分任するの本義あることなし、尙ほ且甚しきに到りては、政治上最も公平なるべき賞罰の事に於てすら、最も偏頗私曲の處置多し、其一端を言へば、則ち此黨の藩内に於て曾て禁令を犯し、賈金を鑄造するも、之を罰することなく、遂にその他の藩内にて、同様の曲事を爲す者をも放免せざるを得ず、其大害を此國內に滋蔓し、其曲事に關せざる地方へも、其弊を波及せしめたり、又近時此黨より出で、政府の至重の職務に在るもの、其議論の行はれざる爲に、竊に逸走するも、之を咎むることなく、此黨の郷土より出でたる兵卒は、軍規に背き、恣に脱走し、或は兵營に放火するも、之を糾問することなし、其他此黨の權威を以て竊に政府の官吏を黜陟し、暗に國政の基本を動搖し、其威福を私して、人心を畏服せしめ此黨の愛するものは不才と雖も、之を顯貴の地位に擧げ、此黨の憎むものは、才識あ



るも之を棄捐す。往昔平氏の盛時、世人之を目して、平氏の族に非らざる者は人間に非ずといへり、今や薩長の人に非らざれば殆んど人間に非ざる者の如し、豈歎息すべきの事に非ずや。

何れの國、何れの時代に於ても、政治の實際上より見るときは、其國內の強き一黨は、弱き一黨を壓服し、自黨に便利なる舉動あるは、必然の勢にして、免れ難き通弊なれども、若しその強き一黨中能く協和一致して、其國の權衡を失はざる様注意するときは、尙ほ其國の安全幸福を保護し得べし、然るに現今此國の強き一黨なる薩長士肥の人々、即ち現在當路の大官に在る者は、最も相猜疑忌嫌し就中薩長の間、外和内離にして、始終互に疑惑を抱き、是非を相異にす、故に行政上に於ても動もすれば、各自の私見を立てんとし、或は陽に其説を同ふし、陰に其意を異にし、或は彼進むときは此退き夫が爲めに政務頗る齟齬滯滞すること多し、甚しきに至りては、其爭論に因り國內を動搖するに至る凡そ四五年間、政府數回の爭論、數回の改革あり、其間固より得失ありと雖、常に政務の面倒を引起し、人民の迷惑を醸生し、政治の進歩を妨碍せしこと、枚擧に遑あらず、而して此不幸の爭論を引起し國內の弊害生ずるや、決して政府と各人民との間に生じたるに非ず、又外國との間に生じたるに非ず、必ず薩長の爭論に因るものにして、其大害の政府及國內一般に波及せしものなり、故に國內に存する幸福を國內一般に被むらしむること能はざるのみならず、僅に薩長の間を生じたる不幸を、國內

一般に受けしむるに至れり、是に由り之を見るときは、彼強き一黨に依頼し、此國の權衡を委託することも亦終に頼む可からず、反て強き一黨の爲めに、此國一般の危難を醸成せんとす、今や此の如きの時勢に至り、此國の獨立を保全すべからざる兆あり、而して此國の人民たるもの恬として晏然、國家の安危を分任する責を負はず、之を時勢の已むを得ざるに託して休戚を其間に慮かざるは、豈此國人民たる本義ならんや、尙ほ其甚しきものは、暗に此黨に阿諛附隨し、僅かに一身の榮譽を謀り、自ら以て計を得たりとする者あり、嗚呼此國三千有餘萬の人民、此不幸、不公の時勢に際し此國の安危存亡の秋に當り決然奮起するの志を起す者なきは、實に日本全國の人民、怯弱萎靡して志操なく、氣力なしと言ふべし、今それ國內の安危此の如くに至り尙ほ且つ奮起する能はず、萬一他日外國人の爲めに、此國の獨立を危くするに至らんとするも、此國人民は或は之を捍禦防制するの氣力なく、最も甚しき者は外國に附隨して、一身の榮を謀らんとするに至るも亦知るべからず、豈寒心すべき事に非ずや、願くは我が全國日本人、此國に對する義務あり權利あり、其義務を盡し、其權利を達し、獨り之を政府即ち薩長の人に委せず、自ら此國の危難を分任し、其幸福を頌受し、苟くも其責む可きは之を責め、其助く可きは之を助け、吾人の義務と權利とを擔當し、吾人の忠勇と志操とを磨勵し、苟も此國人民たる本義を失はず、積年萎靡せる氣力を更張し、現時此國の不幸を救濟し、以て將來の幸福

を招迎することに注意せば、其れは日本人の日本人たる所以なり。

【解説】 陸奥宗光は紀州の産、明治政治史上、憲政史上特異な存在であつた。後年所謂藩閥政府部内に在つて議會政治運用の爲めに活躍したが、その動機は外からの藩閥打破の不可能なるを察して、内よりこれを倒さんとするにあつたといはれる。その藩長専横への憤激の最も端的に、また最も早期に吐露されたものがこの「日本人」である。彼は征韓論問題の紛糾前より、木戸孝允によつて内閣の一部を破壊し、その間に大に志を伸べんとしてゐた。然るに征韓論分裂により内閣一部は崩壊したが、その後には却つて大久保利通の專制的強力政治時代が將來され、薩長藩閥の牙城は強化され、彼の志は容易に伸べ得べくもなかつた。こゝに於て彼は、明治七年一月元旦、その「日本人」一篇を草して木戸に呈し、租税頭の辭表を提出して大藏省を去つた。當時所謂薩長有司の專制に對して各方面に反對が現はれたが、板垣等の民選議院設立の建白に先んじ、これ程痛烈に薩長専横を痛刺したものはない。彼はその意見書に於て、敢て國會開設を云々してゐるのではないが、その志がそこにあつたことは察せられる。日本憲政史上に特殊の地位を占めた彼の憲政思想の萌芽としても、この意見書の價値は輕視出來ない。

### 第十九 民撰議院設立建白書

(明治七年一月十七日)

某等別紙奉建言候次第平生之持論ニシテ、某等在官中屢及建言候者モ有之候處、歐米同盟各國エ大使御派出之上、實地之景況ヲモ御目撃ニ相成リ、其上事宜斟酌施設可相成トノ御評議モ有之、然ルニ最早大使御歸朝以來既ニ數月ヲ閱シ候得共、何等之御施設モ拜承不仕、昨今民心恟々、上下相疑ヒ、動モスレハ土崩瓦解之兆無之トモ難申勢ニ立至リ候義、畢竟天下輿論公議ノ壅塞スル故ト實以殘念之至奉存候。此段宜敷御評議ヲ可被遂候也。

明治七年一月十七日

- |         |       |
|---------|-------|
| 高知縣貫屬士族 | 古澤 迂郎 |
| 同       | 岡本建三郎 |
| 名東縣貫屬士族 | 小室 信夫 |
| 敦賀縣貫屬士族 | 由利 公正 |
| 佐賀縣貫屬士族 | 江藤 新平 |

高知縣貫屬士族 板垣退助  
 東京府貫屬士族 後藤象二郎  
 佐賀縣貫屬士族 副島種臣

左院御中

(別紙)

臣等伏シテ方今政權ノ歸スル所ヲ察スルニ、上帝室ニ在ラス、下人民ニ在ラス、而獨有司ニ歸ス、夫有司上帝室ヲ尊フト曰ハサルニ非ス、而帝室漸ク其尊榮ヲ失フ、下人民ヲ保ツト云ハサルニ非ス、而政令百端朝出暮改、政刑情實ニ成リ賞罰愛憎ニ出ツ、言路壅蔽困苦告ルナシ、夫如是ニシテ天下ノ治安ナランコトヲ欲ス、三尺ノ童子モ猶其不可ナルヲ知ル、因循改メス、恐ラクハ國家士崩ノ勢ヲ致サシ、臣等愛國ノ情自ラ已ム能ハス、仍チ之ヲ振救スルノ道ヲ講求スルニ、惟天下ノ公議ヲ張ルニ在ル、ノミ、天下ノ公議ヲ張ルハ民撰議院ヲ立ルニ在ル而已、則有司之權限ル所アツテ、而上下其安全幸福ヲ受ク者アラン、請遂次ニ之ヲ陳セン、

夫人民政府ニ對シテ租稅ヲ拂フノ義務アル者ハ、乃チ其政府ノ事ヲ與知可否スルノ權利ヲ有ス、是レ

天下ノ通論ニシテ復喋々臣等ノ之ヲ贅言スルヲ待タサル者ナリ、故ニ臣等竊ニ願フ、有司亦是ノ大理ニ抗抵セサランコトヲ、今マ民撰議院ヲ立ツルノ議ヲ拒ム者曰ク、我民不學無識未タ開明ノ域ニ進マス故ニ今日民撰議院ヲ立ル尙應サニ早カルヘシト、臣等以爲ク、若果シテ眞ニ其謂フ所ノ如キ乎、則之ヲシテ學且智、而テ急ニ開明ノ域ニ進マシムルノ道、即民撰議院ヲ立ルニ在リ、何トナレハ則今日我人民ヲシテ學且智ニ開明ノ域ニ進マシメントス、先其通義權利ヲ保護セシメ、之ヲシテ自尊自重、天下ト憂樂ヲ共ニスルノ氣象ヲ起サシメスルハ、自尊重天下ト憂樂ヲ共ニスルノ氣象ヲ起サシメントスルハ、之ヲシテ天下ノ事ニ與カラシムルニ在リ、如是ニシテ人民其固陋ニ安ンシ、不學無識自ラ甘ンスル者未タ之レ有ラサルナリ、而今其自ラ學且智ニシテ、自ラ其開明ノ域ニ入ルヲ待ツ、是殆ント百年河清ヲ待ツノ類ナリ、甚シキハ則今遽ニ議院ヲ立ルハ、是レ天下ノ愚ヲ集ムルニ過キサル耳ト謂フニ至ル、噫何自傲ノ太甚ク、而其人民ヲ視ルノ蔑如タルヤ、有司中智功固リ人ニ過クル者アラン、然レトモ安ンソ學問有識ノ人、世復タ諸人ニ過クル者アラサルヲ知ランヤ、蓋天下ノ人如是蔑視ス可カラサル也、若シ將蔑視ス可キ者トセハ、有司亦其中ノ一人ナラスヤ、然ラハ則均ク、是不學無識ナリ、僅ニ有司ノ專裁ト人民ノ輿論公議ヲ張ルト、其賢愚不肖果シテ如何ンヤ、臣等謂フ有司ノ智亦之ヲ維新以前ニ觀ル、必ス其進ミシ者ナラン、何トナレハ則人間ノ智識ナル者ハ、必ス其

之ヲ用フルニ從テ進ム者ナレハ也、故ニ曰ク民撰議院ヲ立ツ、是即チ人民ヲシテ學且智、而テ急ニ開明ノ域ニ進マシムルノ道ナリト、

且夫レ政府ノ職、其宜ヲ奉シテ以テ目的トナス可キ者、人民ヲシテ進歩スルヲ得セシムルニ在リ、故ニ草昧ノ世、野蠻ノ俗、其民勇猛暴悍、而テ從フ所ヲ知ラス、是時ニ方ツテ政府ノ職固ヨリ之ヲシテ從フ所ヲ知ラシムルニ在リ、今我國既ニ草昧ニ非ス、而テ我人民ノ從馴ナル者既ニ過甚トス、然ラハ則今日我政府ノ宜ク以テ目的トナス可キ者、則民撰議院ヲ立テ、我人民ヲシテ其敢爲ノ氣ヲ起シ、天下ヲ分任スルノ義務ヲ辨知シ、天下ノ事ニ參與シ得セシムルニ在リ、則闔國ノ人皆同心ナリ、

夫政府ノ強キ者、何ヲ以テ之ヲ致スヤ、天下人民皆同心ナレハ也、臣等必ラス、遠ク舊事ヲ引テ之ヲ證セス、且昨十月政府ノ變革ニ就テ之ヲ驗ス、岌々乎且危哉、我政府ノ孤立スルヤ何ソ、昨十月政府ノ變革、天下人民ノ之カ爲ニ喜戚セシ者幾カアル、雷之カ爲ニ喜戚セサル而已ナラス、天下人民茫トシテ之ヲ知ラサル者十ニシテ八九ニ居ル、唯兵隊ノ解散ニ驚ク而已、今民撰議院ヲ立ルハ、則政府人民間、情實融通而相共ニ合テ一體トナリ、國始テ可以強也、政府始テ可以強也、

臣等既ニ天下ノ大理ニ就テ之ヲ究メ、我國今日ノ勢ニ就テ之ヲ實ニシ、政府ノ職ニ就テ之ヲ論シ、及昨十月政府ノ變革ニ就テ之ヲ驗ス、而臣等ノ自ラ臣等ノ說ヲ信スルコト愈篤ク、切ニ謂フ、今日天下

ヲ維持振起スルノ道、唯民撰議院ヲ立テ、而天下ノ公議ヲ張ルニ在ル而已、其方法等ノ議ノ如キ、臣等必ス之ヲ茲ニ言ハス、蓋十數紙ノ能ク之ヲ盡ス者ニアラサレハナリ、但臣等竊ニ聞ク、今日有司持重ノ說ニ藉リ、事多ク因循ヲ務メ、世ノ改革ヲ言フ者ヲ目シテ輕々進歩トシ、而之ヲ拒ムニ尙早キノ二字ヲ以テスト、臣等請フ辨之セン、

夫輕々進歩ト云フ者、固リ臣等ノ所不解、若果シテ事倉卒ニ出ル者ヲ以テ輕々進歩トスル乎、民撰議院ナル者ハ以テ事ヲ鄭重ニスル所ノ者ナリ、各省不和而變更ノ際、事本末緩急ノ序ヲ失シ、彼此ノ施設相視サル者ヲ以テ輕々進歩トスル乎、是國ニ定律ナク、有司任意放行スレハナリ、是二者アラハ、即適ニ其民撰議院ノ立テスンハアル可ラサルノ所以ヲ證スルヲ見ル耳、夫進歩ナル者ハ天下ノ至美ナリ事々物々進歩セスンハアル可カラス、然ラハ則有司必ス進歩ノ二字ヲ罪スル所、必ス輕々ノ二字ニ止ラン、輕々ノ二字民撰議院ト會テ相關涉セサル也、尙早キノ二字ノ民撰議院ヲ立ルニ於ケル、臣等當ニ之ヲ解セサル而已ナラス、臣等ノ見正ニ之ト相反ス、如何トナレハ今日民撰議院ヲ立ツモ、尙恐クハ歲月ノ久キヲ待チ、而後始テ其十分完備ヲ期スルニ至ラン、故ニ臣等一日モ唯其立ツコトノ晚カラシコトヲ懼ル、故ニ曰臣等其反對ヲ見ル而已、有司ノ說又謂フ、歐米各國今日ノ議院ナル者ハ一朝一夕ニ設立セシノ議院ニ非ス、其進歩ノ漸ヲ以テ之ヲ致セシ者ノミ、故我今日俄ニ之ヲ摸スルヲ得スト